

名張市地域防災計画

名張市水防計画

令和5年度改定版

名張市防災会議

名張市地域防災計画

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の方針（共通）	1
第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通）	3
第3節 市民の責務と事業所の役割	13
第4節 名張市の特質（共通）	15
第5節 過去の災害（共通）	19
第6節 地震の被害想定（震災）	21
第2章 災害予防計画	32
第1節 防災意識・防災知識の普及計画（共通）	32
（危機管理室・福祉子ども部・教育委員会・消防本部）	
第2節 防災訓練実施計画（共通）	36
（関係各部・関係各機関）	
第3節 自主防災組織・消防団の育成・強化計画（共通）	38
（危機管理室・消防本部）	
第4節 ボランティア活動支援計画（共通）	41
（福祉子ども部）	
第5節 事業所の防災活動の促進計画（共通）	42
（危機管理室）	
第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（共通）	44
（危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部）	
第7節 市災害対策本部整備計画（共通）	46
（危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部・出納室）	
第8節 受援体制整備計画（共通）	47
（危機管理室・消防本部・関係各部）	
第9節 情報収集・連絡計画（共通）	48
（危機管理室・関係各部）	
第10節 気象業務整備計画（風水害等）	50
（危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部）	
第11節 通信及び放送施設災害予防計画（共通）	51
（危機管理室・総務部・消防本部）	
第12節 避難対策計画（共通）	52
（危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・消防本部）	
第13節 医療・救護計画（共通）	56
（福祉子ども部・消防本部・市立病院）	

第14節	緊急輸送計画（共通）	58
	（危機管理室・産業部・都市整備部）	
第15節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画（共通）	59
	（地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部）	
第16節	防災営農計画（風水害等）	61
	（産業部）	
第17節	地盤災害防止計画（共通）	62
	（危機管理室・産業部・都市整備部）	
第18節	森林保全計画（風水害等）	65
	（産業部）	
第19節	治水計画（風水害等）	66
	（危機管理室・都市整備部）	
第20節	文教対策計画（幼稚園を含む）（共通）	68
	（福祉子ども部・教育委員会）	
第21節	火災予防計画（共通）	70
	（消防本部・関係各部）	
第22節	林野火災予防計画（共通）	72
	（産業部・消防本部）	
第23節	危険物施設等災害予防計画（共通）	73
	（消防本部）	
第24節	公害対策計画（共通）	76
	（地域環境部）	
第25節	低湿地対策計画（風水害等）	77
	（産業部・都市整備部）	
第26節	都市型水害予防計画（風水害等）	78
	（危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・上下水道部・消防本部）	
第27節	建築物等災害予防計画（震災）	80
	（都市整備部・関係各部）	

第3章	災害応急対策計画	82
第1節	活動体制（共通）	82
	（危機管理室・関係各部）	
第2節	災害対策要員の確保（共通）	92
	（危機管理室・総務部）	
第3節	タイムラインに基づく防災・減災対策（風水害）	95
	（危機管理室・関係各部）	
第4節	災害派遣・応援要請（共通）	97
	（危機管理室）	
第5節	ボランティアの受入体制（共通）	103
	（福祉子ども部）	

第6節	気象予報、警報等及び地震情報等の伝達活動（共通）	106
	（危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部）	
第7節	被害情報収集・連絡活動（共通）	111
	（危機管理室・関係各部）	
第8節	通信運用計画（共通）	122
	（危機管理室・総務部・消防本部）	
第9節	避難対策活動（共通）	125
	（危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・上下水道部 ・消防本部）	
第10節	消防救急活動（共通）	134
	（危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院）	
第11節	救助活動（共通）	137
	（危機管理室・福祉子ども部・消防本部）	
第12節	医療・救護活動（共通）	139
	（危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院）	
第13節	局地的災害応急対策（風水害等）	144
	（危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部）	
第14節	災害警備活動（共通）	147
	（危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・ 行政・デジタル改革推進室）	
第15節	交通応急対策（共通）	148
	（危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部）	
第16節	障害物除去活動（共通）	155
	（地域環境部・産業部・都市整備部）	
第17節	流木の防止（風水害等）	157
	（産業部・都市整備部）	
第18節	緊急輸送活動（共通）	158
	（危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部）	
第19節	県防災ヘリコプター活用計画（共通）	162
	（危機管理室・消防本部）	
第20節	危険物施設等応急対策（共通）	165
	（危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部）	
第21節	公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通）	168
	（都市整備部・上下水道部・関係各部）	
第22節	航空機事故、列車事故等、突発的災害に係る応急対策（共通）	169
	（関係各部）	
第23節	農林施設等災害応急対策（共通）	170
	（産業部）	
第24節	市民への広報活動（共通）	172

	(危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・行政・デジタル改革推進室・市民部・福祉子ども部・消防本部)	
第 25 節	給水活動（共通）	175
	(危機管理室・総務部・地域環境部・上下水道部)	
第 26 節	食料供給活動（共通）	178
	(危機管理室・産業部・教育委員会)	
第 27 節	生活必需品等供給活動（共通）	180
	(総務部・福祉子ども部・産業部)	
第 28 節	防疫・保健衛生活動（共通）	182
	(地域環境部・福祉子ども部)	
第 29 節	清掃活動（共通）	185
	(危機管理室・地域環境部・産業部・上下水道部)	
第 30 節	遺体の搜索・処理・埋火葬（共通）	187
	(地域環境部・福祉子ども部・消防本部)	
第 31 節	文教対策（幼保園を含む）（共通）	190
	(福祉子ども部・教育委員会)	
第 32 節	住宅応急対策（共通）	194
	(危機管理室・福祉子ども部・都市整備部)	
第 33 節	災害救助法の適用（共通）	198
	(福祉子ども部)	
第 34 節	災害義援金・義援物資の受入（共通）	204
	(福祉子ども部)	
第 35 節	県内市町等応援・受援体制の整備（共通）	206
	(危機管理室・総務部)	
第 36 節	避難時における避難行動要支援者対策（共通）	208
	(危機管理室・地域環境部・福祉子ども部)	
第 37 節	局地的大雨・竜巻・雪害の対策（風水害）	212
	(危機管理室・産業部・都市整備部)	
第 4 章	災害復旧計画	214
第 1 節	公共施設災害復旧事業計画（共通）	214
	(福祉子ども部・産業部・都市整備部・教育委員会・上下水道部・市立病院)	
第 2 節	財政金融計画（共通）	217
	(総務部)	
第 3 節	中小企業振興対策（共通）	220
	(産業部)	
第 4 節	農林業経営の安定策（共通）	221
	(産業部)	
第 5 節	被災者の生活確保（共通）	222

(市民部・福祉子ども部・産業部・都市整備部)

第6節	激甚災害の指定（共通）	227
-----	-------------	-----

(危機管理室・関係各部)

第7節	被災者生活再建支援制度（共通）	229
-----	-----------------	-----

(総務部・福祉子ども部・都市整備部)

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 232

第1節	総則	232
-----	----	-----

第2節	災害対策本部の設置	235
-----	-----------	-----

(危機管理室・関係各部)

第3節	南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策	238
-----	-----------------------	-----

(危機管理室・関係各部)

第4節	関係者との連携協力の確保	249
-----	--------------	-----

(危機管理室・総務部・地域環境部)

第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	250
-----	-----------------------	-----

(危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部)

第6節	防災訓練計画	252
-----	--------	-----

(危機管理室)

第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	253
-----	----------------------	-----

(危機管理室・秘書室・広報シティプロモーション推進室・都市整備部)

【凡例】

目次及び各節の見出しの後の（ ）内の記載は、下記を意味するものとする。

「共通」・・・風水害等の災害及び地震災害に関する節

「風水害等」・・・風水害等に関する節

「震災」・・・地震災害に関する節

第1章 総則

第1節 計画の方針（共通）

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、名張市防災会議が、名張市の地域に係る災害（風水害等の災害及び地震災害）に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動及び住民が自ら展開する自主防災活動など、自助、共助、公助が有機的に結合し、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の基本方針

この計画は、南海トラフ特措法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。この計画の構成及び内容は次のとおりとする。

第1章 総則

計画の目的や方針、市や防災機関等の防災上の責務や役割、過去の災害や被害想定等

第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための自助・共助・公助に係る計画等

第3章 災害応急対策計画

市災害対策本部の活動のほか、関係機関や住民等が災害発生後に取り組むべき対策等

第4章 災害復旧計画

被災者の生活や産業・経済活動など、復旧するための対策等

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災体制、地震防災応急対策に係る措置等を定め、市域における地震防災体制の確立を図るための計画

第3項 計画の修正と習熟

本計画は、基本法第42条第1項の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議に諮り修正するものとする。なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行う。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画を作成する。
- 2 市防災会議は、会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 3 市防災会議は、作成した防災計画について基本法第42条第5項の規定により県知事に報告する。
- 4 基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力の下、その実現を図る。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱（共通）

第1項 実施責任

1 市

①市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

②市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

①県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。

②県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

③県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関に係る防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

①指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。

②指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

①指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進する。

②指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

①公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。

②公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

6 市民

①市民は、常に災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。

②市民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る互助・共助の取組に努める。

7 自主防災組織

①自主防災組織は、地域住民、事業者、防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

②自主防災組織は、地域において市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

8 事業者

①事業者は、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

②事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策及び防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難指示等
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災市営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 災害防災応急計画の作成指導及び届出の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
- (23) 市消防
 - ア 火災の予防・警戒・鎮圧
 - イ 災害の防除及び被害の軽減
 - ウ 救助・救急活動
 - エ 災害情報の収集・連絡等

2 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備

- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
- (23) 県警察
 - ア 災害警備体制
 - イ 災害情報の収集・連絡等
 - ウ 救出救助活動
 - エ 避難誘導
 - オ 緊急交通路の確保
 - カ 身元確認等
 - キ 二次災害の防止
 - ク 危険箇所等における避難誘導等の措置
 - ケ 社会秩序の維持
 - コ 被災者等への情報伝達活動
 - サ 相談活動
 - シ ボランティア活動の支援

3 指定地方行政機関

(1) 中部管区警察局

- ア 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
- ウ 管区内各警察の相互援助の調整
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
- オ 情報の収集及び連絡
- カ 津波警報等の伝達

(2) 東海財務局

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源に係る財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整

オ 金融上の諸措置

(3) 東海北陸厚生局

ア 災害状況の情報収集、連絡調整

イ 関係職員の派遣

ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全事業の推進

イ 農作物、農地、農業施設等の被害状況に関する情報収集

ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導

エ 被災地における農作物等の病虫害防除応急措置に関する指導

オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導

カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置

キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等

ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導

ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握

コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

(5) 近畿中国森林管理局

ア 防災を考慮した森林施業

イ 国有保有林、治山施設等の整備

ウ 国有林における予防治山施設による災害予防

エ 国有林における荒廃地の復旧

オ 災害対策用復旧材の供給

(6) 中部経済産業局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡

イ 電力、ガスの供給の確保に関すること

ウ 災害時における物資の安定供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整

エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

オ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う

(7) 中部近畿産業保安監督部

ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導

イ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる（7）アの円滑な実施

(8) 中部運輸局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨

ウ 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導

エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保

オ 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督

キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督

- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- コ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他被害応急対策に対する支援

(9) 大阪航空局中部空港事務所

- ア 航空保安施設の管理運用
- イ 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供
- ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制
- エ 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置

(10) 第四管区海上保安本部

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助
- ウ 船舶交通の安全のために必要な事項の通報
- エ 船舶交通の障害の除去
- オ 海洋汚染等及び海上災害の防止
- カ 法令の海上における励行

(11) 津地方气象台

- ア 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知
- イ 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
- ウ 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
- エ 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

(12) 東海総合通信局及び近畿総合通信局

- ア 災害時に備えて電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- オ 非常通信協議会の運営
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(13) 三重労働局

- ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- イ 事業場における労働災害発生状況の把握
- ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施

(14) 中部地方整備局及び近畿地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用

- (エ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
- (オ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
- (カ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- (キ) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
- (ク) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有

イ 初動対応

- (ア) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- (エ) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (キ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (ク) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (ケ) 所管施設の緊急点検の実施
- (コ) 情報の収集及び連絡
- (サ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (シ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- (ス) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

(15) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施
- エ 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施

(16) 中部地方環境事務所

- ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 近畿中部防衛局東海防衛支局

- ア 所有財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

4 自衛隊

自衛隊

- ア 要請に基づく災害派遣
- イ 関係機関との防災訓練に協力参加

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

- ア 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立及び早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- イ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
- ウ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- エ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

(2) 株式会社NTTドコモ東海支社

- ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の性格、迅速な収集、連絡
- イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDDI株式会社中部総支社

- ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) ソフトバンク株式会社

- ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- エ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(5) 日本銀行名古屋支店

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の処置を講じる。

- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - (ア) 通貨の円滑な供給の確保

- (イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
- (ウ) 通貨及び金融の調整
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (ア) 決済システムの安定的な運行に係る処置
 - (イ) 資金の貸付
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報
- カ 海外中央銀行等との連絡・調整

(6) 日本赤十字社三重県支部

- ア 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備
- イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
- ウ 救助物資の配分
- エ 災害時の血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他災害救護に必要な業務

(7) 日本放送協会津放送局

- ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
- イ 放送に当たっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。
- ウ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
- エ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(8) 中日本高速道路株式会社

- ア 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

(9) 独立行政法人水資源機構

- ア 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進
- イ 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施

(10) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 警戒宣言発令時の情報伝達
- イ 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等
- ウ 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止

(11) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言時の正確、迅速な伝達
- イ 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
- ウ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
- エ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
- オ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
- カ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
- キ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
- ク 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理

- ケ 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
- (12) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社JERA西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社**
- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

(13) 東邦ガス株式会社

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

(14) 日本郵便株式会社

- ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
- イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などの無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除の実施
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた現金書留郵便等の料金免除の実施
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金の配分

(15) 独立行政法人 国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

6 指定地方公共機関

(1) 公益社団法人三重県医師会（一般社団法人名賀医師会）

- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動

(2) 三重テレビ放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる。

(3) 三重エフエム放送株式会社

日本放送協会津放送局に準ずる。

(4) 三重交通株式会社

- ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(5) 一般社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応

体制の整備並びに配車

(6) 近畿日本鉄道株式会社

- ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送
- イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

(7) 一般社団法人三重県LPガス協会

- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

(8) 公益社団法人三重県歯科医師会（一般社団法人伊賀歯科医師会）

- ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施

(9) 株式会社ケーブルコモンネット三重（株式会社アドバンスコープ）

災害発生に際して、県内CATV事業者8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。

- ア 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。
- イ 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送に当たっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。
- ウ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。
- エ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。

(10) 一般社団法人三重県建設業協会（伊賀支部）

- ア 応急仮設住宅の建設への協力
- イ 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急輸送道路の啓開を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）

被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力

(3) 危険物施設等の管理者

市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防火管理の実施

(4) 各港湾施設の管理機関

港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施

(5) 土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工並びに防災管理の実施

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）

三重交通株式会社に準ずる。

(7) 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）

近畿日本鉄道株式会社に準ずる。

(8) ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPガス協会を除く）

東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県LPガス協会に準ずる。

第3節 市民の責務と事業所の役割（共通）

市及び関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業所は、基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければならない。

災害対策基本法第2条の2 基本理念（概要）

- 1 我が国の自然災害の特性に鑑み、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- 2 自治体等公共団体の相互の連携協力を確保するとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他地域の多様な自発的な防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための処置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた過去の災害の教訓を踏まえ絶えず改善を図ること。
- 4 できる限りの確に災害の状況を把握し、適切な資源配分により、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者の年齢、性別、障害の有無その他の事情を踏まえその時期に応じて適切に被災者を援護する。
- 6 災害が発生したときは、施設の復旧、被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第1項 市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち、今後予測される地震・台風豪雨等の風水害の災害から自分及び家族を守るため、常に防災意識を持ちつつ、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感の下、共に助け合う共助を発揮して地域の防災に寄与しなければならない。

1 自己管理

災害の発生に備えて、まず助かるための自宅の耐震補強、家具の転倒防止、出入口を塞がない家具の配置、ガラス等破片による負傷の防止等事前の準備により安全の確保に努める。また、避難に備え、飲料水、保存できる食料、懐中電灯、ライター、防寒用品、医薬品等を常に使用が可能な状態で準備する。地域の災害発生の見込み、避難場所の確認等災害に対する特性を把握するとともに、災害の発生が予見される時は、早めの対策に努める。このための家族防災会議は、家族の防災意識を高め、災害対策として重要である。

2 地域への協力

地域の大規模の災害が発生した際、消防、警察、自衛隊等の公的機関による救護活動は、直ちに実行できないことが多い。そのため、地区のことは地区で人命救助・初期消火等助け合うことが非常に重要である。特に災害の際は援助することが必要な高齢者等の要配慮者に対し支援が必要となるため、個人情報管理に努めつつ実情を把握し、共に助け合うことが必要である。

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第2項 事業所の役割

事業所は、今後予測される地震・台風豪雨等の風水害の災害から事業所を守るため、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、災害発生後の事業の継続について計画し、災害から早期回復することが必要である。また、地域の一員であることを自覚し、防災資材の提供・従業員のボランティア活動等に

努め、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければならない。

1 自己管理

災害は常にやってくることを配慮し、災害発生に備えて事前の防災体制の充実を図る。災害発生時においては、危険防止のため、機械の停止等安全を最優先し、事業所内の従業員の危害予防に努める、また、所在している利用者等の安全確保に努める。

2 地域への協力

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努める。

- (1) 緊急時の避難場所等の提供
- (2) ボランティアの派遣による地域への寄与

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

- (1) 事業の継続による、インフラ復旧への協力
- (2) 復旧に対する資材、労力の提供

第4節 名張市の特質（共通）

第1項 位置・地勢

名張市は、北緯34度37分27秒、東経136度6分40秒の三重県の西部、上野盆地の南西部に位置し、東西10.6キロメートル、南北13.1キロメートル、総面積129.77平方キロメートルで、人口約8万人を擁しており、北部は伊賀市（旧上野市）、東部は伊賀市（旧青山町）と津市（旧美杉村）に、他の二方は奈良県に接している。

本地域の地形は、中央部の名張盆地とそれを取り囲むように位置する山地で特徴付けられる。なお、標高は、最高883メートル、最低162メートルで、全市域のうち南部地域のおおむね3分の1に当たる38.9平方キロメートルが室生・赤目・青山国定公園に指定されている。また、市内には名張川、宇陀川、青蓮寺川が貫流し、木津川を経て淀川に合流し、大阪湾に注いでいる。

第2項 地質

名張地域の岩石や地層を生成した時代で区分すると、古いものから領家帯の岩石・室生火砕流堆積物・古琵琶湖層群・第4紀の堆積物がある。

領家帯の岩石は当時の山地や盆地の基盤をつくっている岩石で、中生代の前期（約2億年前）にできた泥岩や砂岩などが中生代の後期の終わり頃（約8千万年前）の変成作用を受けてできた片麻岩類とこの時期に形成された花崗岩類である。片麻岩類は青蓮寺湖周辺から百合が丘、つつじが丘、神屋にかけて分布し、花崗岩類は名張川沿いの比奈知・布生と茶臼山の南東斜面から薦生、鶴山にかけて大和高原へ広がっている。

室生火砕流堆積物は、「室生火山岩」と呼ばれ、名張市の室生山地を含め、東西28km、南北15kmの範囲に分布し、最大の厚さは400mに達するものである。岩質は、凝灰岩で、当地以外の別の所にある火山から流れてきた火山灰などが当時の低い所を埋めて堆積し、これが高温によって再溶融し、火山岩のように硬くなったものである。柱状節理の発達がよく、この溶結凝灰岩の分布している山地を含む溪谷では、この岩石独特の自然美豊かな景観を見せている。

古琵琶湖層群は第3紀鮮新生の時代になって伊賀地方では現在の琵琶湖の原形ができており、湖底堆積物が形成された。この堆積物は、砂・シルト（粒径が砂と粘土の間の碎屑物）・粘土の地層をつくっており、その外に礫（砂より大きい粒径の小石）・亜炭・火山灰を挟んでいる。名張市では桔梗が丘周辺の丘陵と安部田の山麓でその分布が見られる。

人類が地球上にあらわれた、今から約170万年前以降の時代を第4紀というが、この時代に起こった地殻変動や火山活動は地形として残っている。第四紀の時代に運動した断層を活断層といい、名張の活断層は、名張断層（現在公表されている「三重県内活断層図」において、「推定活断層」として表示されている。）と呼ばれ、奈良県の室生村から名張市の安部田を経て茶臼山の山麓を通る北東―南西方向で、北に傾く逆断層で断層地形をつくっている。

第四紀の後半の時代になると土地の形は現在に近くなるが、地殻変動等で河川の水面の標高に変化を生じる。その時、現在より高い、昔の低地の面を段丘面といい、それをつくっている堆積物の礫層を段丘礫層といい、盆地内での小波田川、名張川、宇陀川の河岸で数段見られる。

（平成16年3月31日発行「おきつもの名張今と昔」中の「名張の地質」より抜粋）

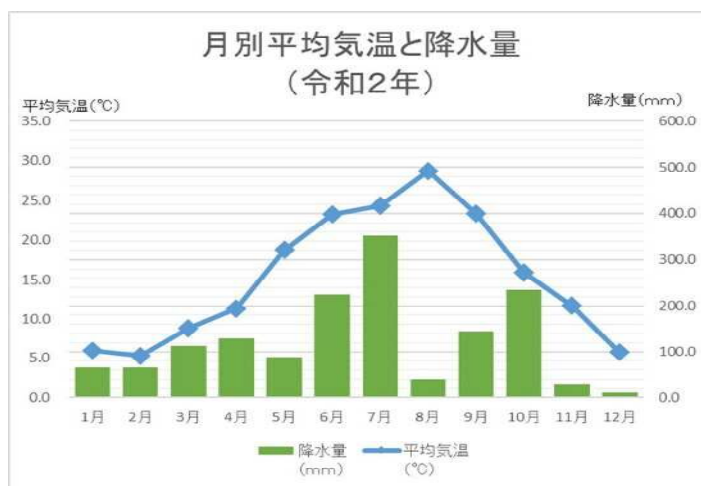
第3項 気象の概況

本市を含む上野盆地は、山地を除くと、鈴鹿山麓から伊賀盆地にかけては、1月の平均気温は3℃で、県内では最も寒さの厳しい地域である。逆に夏の暑さは場所によっては40℃を超えた記録もあるように、気温の年変化や日変化が大きく、典型的な内陸盆地気候となっている。年降水量は1,300～1,500ミリで県内で最も雨の少ない地域となっている。

また、年間を通じて盆地特有の放射霧が多く発生し、特に10～11月に発現率が高くなっている。

(津地方気象台ホームページより抜粋)

本市における月別平均気温と降水量
(令和2年)



本市における気象状況 (平成23年～令和2年)

年	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均湿度 (%)	平均風速 (m)	降水量 (mm)
平成23年	14.4	35.7	-4.3	-	1.4	1803.5
平成24年	14.2	36.6	-7.5	78.6	1.5	1568.0
平成25年	14.7	36.8	-3.5	78.2	1.5	1604.5
平成26年	14.3	36.6	-4.0	80.3	1.4	1303.0
平成27年	14.9	36.4	-3.2	83.4	1.3	1437.0
平成28年	15.4	35.4	-4.8	83.1	1.3	1383.0
平成29年	14.4	34.7	-4.0	82.3	1.4	1590.9
平成30年	15.1	37.2	-5.7	75.0	1.3	1634.0
令和元年	15.1	36.5	-2.8	74.1	1.3	1483.5
令和2年	15.3	37.1	-3.5	75.6	1.3	1500.0
令和2年1月	6.0	14.6	-1.4	74.0	1.7	66.0
2月	5.3	16.6	-3.5	70.5	1.5	66.0
3月	8.9	21.8	-1.1	70.6	1.5	113.5
4月	11.3	25.4	1.7	63.2	1.7	130.0
5月	18.8	29.5	8.6	70.5	1.3	87.5
6月	23.2	33.7	13.7	77.7	1.2	224.5
7月	24.3	35.5	18.9	88.2	1.0	351.5
8月	28.7	37.1	20.8	75.4	1.0	39.5
9月	23.3	33.9	13.7	84.9	1.0	145.5
10月	15.9	27.0	4.8	80.6	1.1	235.0
11月	11.7	25.0	2.4	79.6	1.0	29.5
12月	5.8	15.3	-2.3	72.4	1.6	11.5

※平成23年平均湿度については、湿度計の故障により表示なし

観測地: 名張市消防本部

第4項 防災をめぐる社会的状況

1 少子高齢社会の進展

本市の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢社会の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加してきており、2040年には市内の老年人口の割合が約40%に達することが予測されている。

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める避難行動要支援者の割合の増加にもつながると言える。

これら避難行動要支援者の支援に当たっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取組の促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「互助」「共助」の取組により、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢社会における防災対策として重要である。

2 グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に本市の外国人住民数は約1,000人となり、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、文化や生活習慣の違いから、外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

3 女性や障害者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障害者の中には、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もおり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障害者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、災害が発生した際の多様なニーズを反映することが求められている。

4 情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による平成30年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る139.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン79.2%、タブレット端末40.1%）

も大幅に増加している。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「Lアラート（災害情報共有システム）」を整備し、導入していることから、防災情報についても、このような新しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

第5節 過去の災害（共通）

第1項 風水害

名張市に被害を及ぼした過去の主な風水害は、以下のとおりである。

※市ホームページ「名張の歩み」より抜粋

1. 昭和34年9月26日災害発生 伊勢湾台風

伊勢湾台風は、非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸（26日18時13分最低気圧929.2hPa）し、三重県の西側を北上した。名張市での連続降雨量は341.9ミリ（9月25日80.8ミリ、26日261.1ミリ）、最大時間雨量で43.0ミリを記録した。

名張市での被害は、当時は河川上流にダムが建設されておらず、市街地への浸水等により、建物の全半壊及び流失が807棟、死者11名、行方不明1名他、未曾有の被害を受けた。

2. 昭和36年9月16日災害発生 第2室戸台風

室戸岬西方に上陸した台風により、猛烈な暴風雨となり、名張市の被害は、建物の全半壊6棟等であった。

3. 昭和40年9月17日災害発生 台風24号

台風接近前から本州付近に停滞した前線の影響で長い期間大雨が降り続き、9月17日に三重県大王崎付近に上陸後、東日本、北日本を縦断し、全国でも大きな被害が発生した。

名張市の被害は、建物全半壊11棟、市内全域での建物一部破損49棟、家屋浸水1,467棟他であった。

4. 平成10年9月21～23日災害発生 台風7・8号

台風第8号に続いて第7号が上陸し、三重県の西側を通過した。県内各地で暴風に見舞われ、名張市では、最大瞬間風速56.4m/S（伊賀地方観測史上最大）を記録した。

名張市の被害は、建物全半壊31棟、市内全域での建物一部破損49棟、死者1名他であった。

5. 平成23年8月31日～9月4日災害発生 台風12号

台風12号は、9月3日10時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総雨量が1,630mmとなるなど記録的な降水量となった。名張市での連続降雨量は348.5ミリ（8月31日～9月5日）、最大時間雨量で19.0ミリを記録した。

名張市の被害は、土砂崩落等59件、床下浸水2件、道路冠水21件、田崩落6件等であった。

6. 平成29年10月21日～23日災害発生 台風21号

台風21号は、21日から22日にかけて、非常に強い勢力を持ったまま、日本の南海上を北上し、近畿地方や東海地方を中心に記録的な大雨となった。

名張市での3日間の連続降雨量は、360.0ミリ（21日39.0ミリ、22日293.0ミリ、23日28ミリ）となり、24時間降水量で観測史上最大の315.0ミリを記録した。

名張市での被害は、それまでの長雨の影響もあり、市内全域で被害が発生し、土砂崩落等138件（東山墓園含む）、床下浸水9件（17棟）、道路冠水28件、田崩落16件等であった。

第2項 既往の地震とその被害

名張市に関係のあった地震の被害は、概ね次のとおりである。

1 伊賀上野地震（1854年）伊賀・伊勢・大和及びその隣国、M=7.0-7.5

伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害が大きい。
伊賀で死者625人、負傷者994人、家屋倒壊2,270戸、蔵の倒壊306戸
同年に東海地震、その発生の32時間後に南海地震が発生している。

2 東南海地震（1944年）東南海沖、M=8.0

震源が熊野灘沖約20 k mと近くであったため、直接的被害も大きいものであった。
県内で死者389人、負傷者608人、家屋の全半壊5,837戸

3 南海地震（1946年）南海道沖、M=8.1

震源は潮岬南方約 50 k mの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかった。
県内で死者 11 人、負傷者 35 人、家屋の全半壊 157 戸

第6節 地震の被害想定（震災）

第1項 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とした広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とした局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震である。

本市の地震に関する被害想定については、直近では、三重県が、平成26年3月に、平成24年度に国により公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にして、県全体の「地震被害想定調査結果」を取りまとめた。

本計画においては、この内、本市に大きな影響を及ぼす地震として、プレート境界型地震では、南海トラフ地震（過去最大クラス、理論上最大クラス）、内陸直下型地震では、頓宮断層及び布引山地東縁断層帯東部の想定地震について、当該調査結果のハザード予測（地震に伴う揺れの大きさや液状化など）及びリスク予測（ハザード予測によって引き起こされる可能性のある被害の量や様相）の被害想定を示す。

第2項 地震の想定

1 プレート境界型地震

- (1) 南海トラフ地震（過去最大クラス）（M8～9）
- (2) 南海トラフ地震（理論上最大クラス）（M8～9）

2 内陸活断層による地震

- (1) 頓宮断層（M7.3程度）
- (2) 布引山地東縁断層帯東部（M7.6程度）

第3項 プレート境界型及び内陸活断層の地震の発生確率

地震名又は断層帯名	地震発生確率（30年以内）	備考
南海トラフ地震	70%～80%	令和3年1月13日地震調査研究推進本部（文部科学省）公表
頓宮断層	1%以下	
布引山地東縁断層帯東部	0.001%	

第4項 被害想定

1 ハザード予測結果

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することをいう。

(1) プレート境界型地震

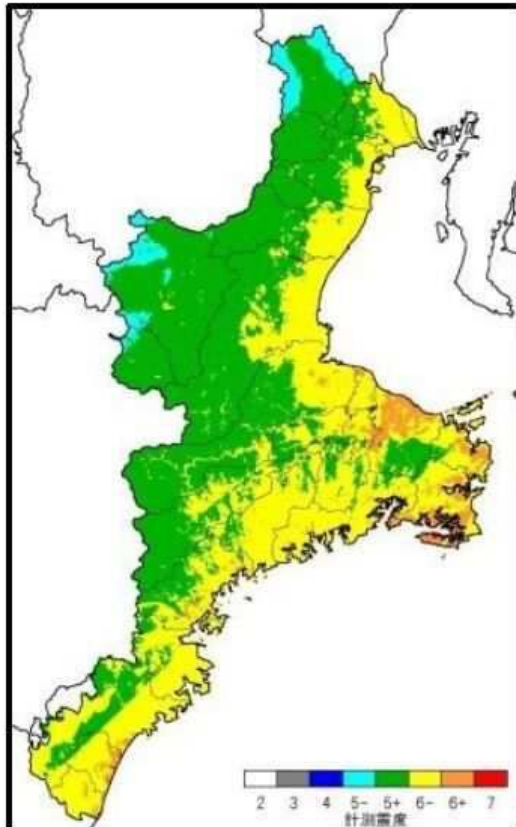
過去最大クラスの南海トラフ地震では、本市においては最大震度6弱、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部においても震度6弱が想定されている。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度6強が想定されている。

理論上最大クラスの南海トラフ地震では、本市においては、市内の大半以上が震度6弱、一部の地域で最大震度6強と想定されている。県内のほぼ全域で震度6弱以上、南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強、また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震

度7が想定されている。

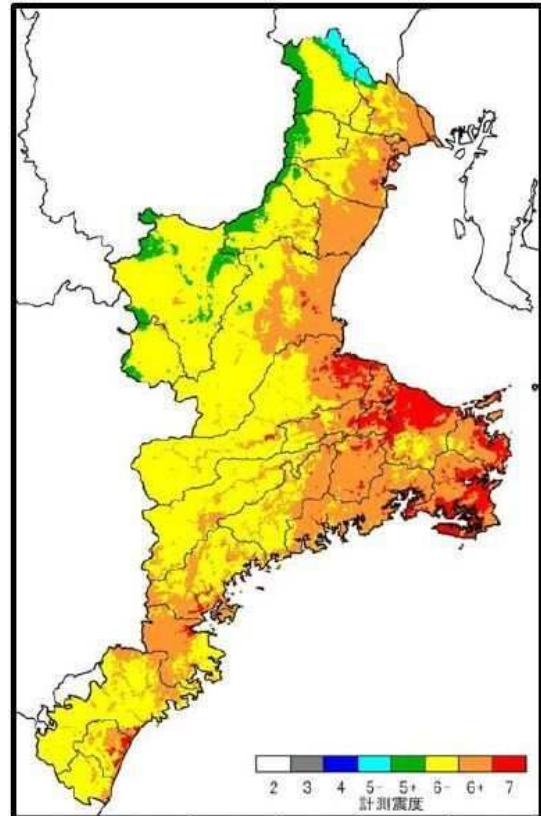
想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震



	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0	191.5	2,843.9	2,449.2	287.2	5.6
面積割合 (%)	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

理論上最大の南海トラフ地震



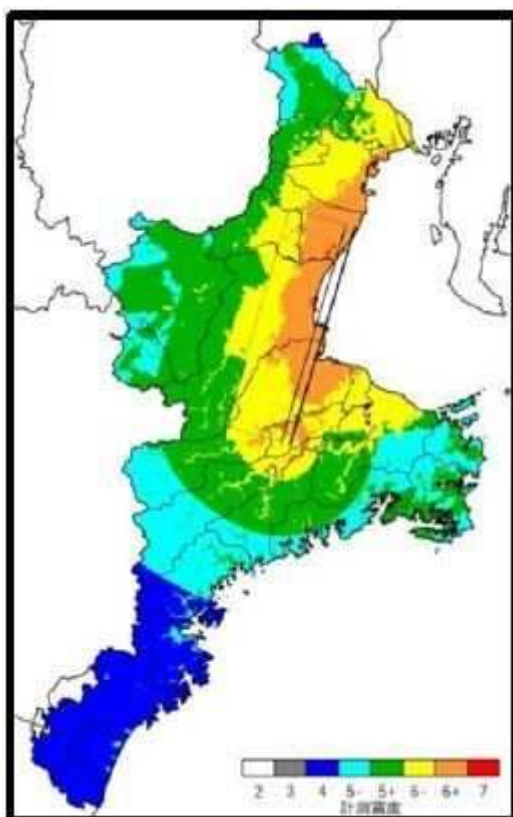
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0	44.4	261.4	3,164.0	1,919.3	388.2
面積割合 (%)	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

※名張市の拡大図は30頁～31頁

(2) 内陸活断層による地震

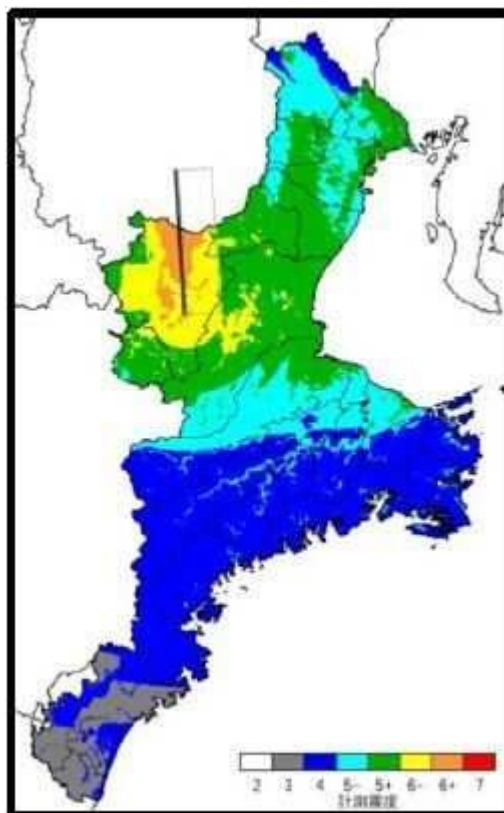
想定地震における震度予測図

布引山地東縁断層帯（東部）



	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	831.17	1,154.30	1,991.49	1,236.28	558.48	5.59
面積割合 (%)	—	14.4%	20.0%	34.5%	21.4%	9.6%	0.1%

頓宮断層



	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	340.49	2,221.54	1,115.69	1,543.25	436.18	119.95	0.00
面積割合 (%)	5.9%	38.5%	19.3%	26.7%	7.5%	2.1%	—

内陸直下型地震については、布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度6強以上が想定されている。伊勢湾沿岸部の断層近傍の一部では、震度7の想定となっている。

頓宮断層を震源とする地震では、伊賀地域を中心とした地域で、震度6弱以上が想定されている。断層近傍では、震度6強の想定となっている。

2 リスク予測結果

リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測すること。

(1) プレート境界型地震

ア 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約34,000人が死亡すると予測され、このうち、津波に

よる死者は約32,000人、建物倒壊等による死者は約1,400人となっている。
理論上最大クラスの地震では、県全体で約53,000人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約42,000人、建物倒壊等による死者は約9,700人となっている。

どちらのクラスの地震においても、共通しているのは、津波の被害が大きい伊勢志摩地域と東紀州地域において、甚大な被害が予測されている。

本市では、理論上最大クラスの地震において、建物倒壊等によるものが約20人、その内家具転倒等によるものは5人未満となっている。一覧表の内の「－」は5未満を示す。

■過去最大クラスの地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	－(－)	約80	約200	約700	約300	約1,400
うち家具転倒等	－(－)	約10	約20	約30	約10	約70
津波	－(－)	約1,300	約3,000	約14,000	約14,000	約32,000
うち逃げ遅れ	－(－)	約1,300	約2,900	約13,000	約14,000	約31,000
うち自立脱出困難	－(－)	約40	約70	約500	約100	約700
急傾斜地等	－(－)	－	約10	約30	約20	約60
火災	－(－)	－	－	－	－	－
計	－(－)	約1,400	約3,200	約15,000	約14,000	約34,000

※－：わずか(5未満)

■理論上最大クラスの地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	約20(約90)	約2,000	約2,800	約3,600	約1,200	約9,700
うち家具転倒等	－(約10)	約100	約200	約200	約50	約500
津波	－(－)	約3,700	約6,600	約16,000	約16,000	約42,000
うち逃げ遅れ	－(－)	約2,900	約5,200	約14,000	約15,000	約37,000
うち自立脱出困難	－(－)	約800	約1,400	約2,600	約700	約5,400
急傾斜地等	－(－)	約10	約20	約40	約20	約100
火災	－(－)	約300	約400	約300	約30	約900
計	約20(約100)	約6,000	約9,800	約20,000	約17,000	約53,000

※－：わずか(5未満)

イ 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火気や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約70,000棟の建物の被害が予想され、そのうち、揺れに伴い約23,000棟、その内本市では約20棟が全壊すると予測されている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約248,000棟の建物被害が予想され、そのうち、揺れに伴い約170,000棟、その内本市では約600棟が全壊し、この他、急傾斜地等が約10棟、さらに火災により約10棟が焼失すると予測されている。

■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約20(約60)	約2,000	約3,900	約12,000	約4,800	約23,000
液状化	－(約10)	約2,500	約1,600	約1,500	約300	約5,900
津波	－(－)	約8,500	約4,800	約16,000	約9,100	約38,000
急傾斜地等	－(約10)	約20	約80	約400	約200	約700
火災	－(約10)	約20	約70	約1,800	約40	約2,100
計	約20(約90)	約13,000	約11,000	約32,000	約14,000	約70,000

※－：わずか（5未満）

■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約600(約2,400)	約39,000	約48,000	約63,000	約19,000	約170,000
液状化	－(約20)	約2,600	約1,700	約1,600	約300	約6,200
津波	－(－)	約9,700	約7,500	約12,000	約7,900	約37,000
急傾斜地等	約10(約50)	約100	約200	約500	約300	約1,100
火災	約10(約30)	約11,000	約16,000	約5,600	約500	約34,000
計	約600(約2,500)	約63,000	約73,000	約82,000	約28,000	約248,000

※－：わずか（5未満）

※計は100単位のため各項目の合計とは合わない。

ウ 交通施設障害（道路施設）

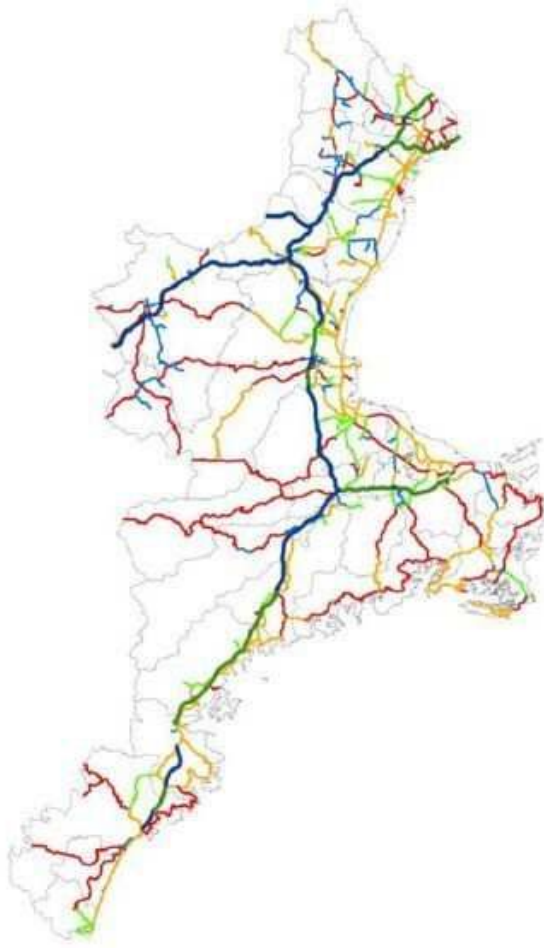
緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測している。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所が見られるが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測している。

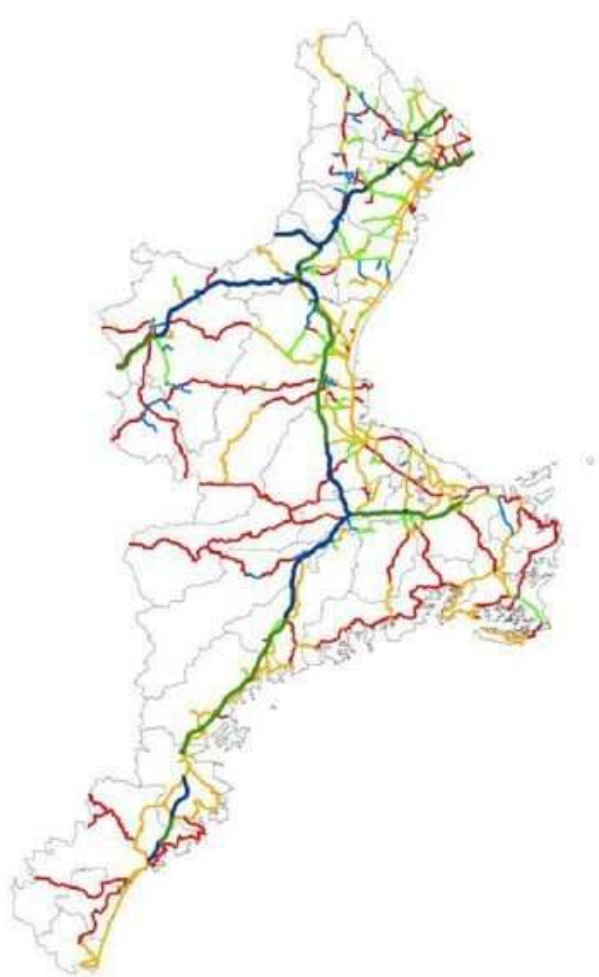
なお、高速道路には大きな施設被害は発生していないと予測される。

緊急輸送道路の復旧日数目安

過去最大クラスの地震



理論上最大の地震



【影響度ランクと復旧日数目安】
※緊急輸送が可能なレベルの復旧

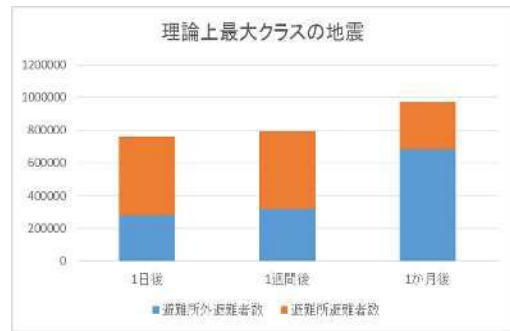
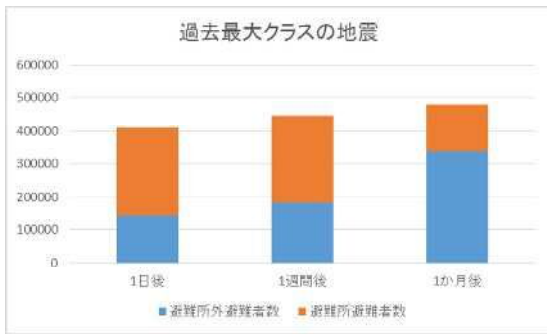
- AA: 1週間以上
- A: 3日～1週間
- B: 当日～3日
- C: なし

エ 生活支障等（避難者）

避難者数の予測は「イ建物被害」と同様に、「冬・夜18時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失棟を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難等避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。



■過去最大クラスの地震における避難者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
1日後	約100(約400)	約135,000	約120,000	約122,000	約34,000	約411,000
避難所	約80(約300)	約88,000	約78,000	約79,000	約22,000	約267,000
避難所外	約50(約200)	約47,000	約42,000	約43,000	約12,000	約144,000
1週間後	約3,200(約12,000)	約174,000	約121,000	約107,000	約33,000	約447,000
避難所	約1,600(約5,800)	約100,000	約69,000	約68,000	約21,000	約264,000
避難所外	約1,600(約5,800)	約74,000	約52,000	約39,000	約12,000	約183,000
1か月後	約100(約400)	約113,000	約143,000	約181,000	約43,000	約480,000
避難所	約40(約100)	約34,000	約43,000	約54,000	約13,000	約144,000
避難所外	約90(約300)	約79,000	約100,000	約127,000	約30,000	約336,000

※期間毎の数値は100単位のため、避難所と避難所外の合計とは合わない。

■理論上大クラスの地震における避難者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
1日後	約2,300(約8,200)	約264,000	約251,000	約185,000	約49,000	約757,000
避難所	約1,400(約4,900)	約167,000	約158,000	約117,000	約31,000	約478,000
避難所外	約900(約3,300)	約97,000	約92,000	約68,000	約18,000	約278,000
1週間後	約9,700(約30,000)	約299,000	約238,000	約177,000	約49,000	約793,000
避難所	約4,900(約15,000)	約172,000	約141,000	約115,000	約32,000	約474,000
避難所外	約4,900(約15,000)	約127,000	約97,000	約63,000	約17,000	約319,000
1か月後	約2,300(約8,200)	約375,000	約299,000	約227,000	約63,000	約973,000
避難所	約700(約2,500)	約112,000	約90,000	約68,000	約19,000	約292,000
避難所外	約1,600(約5,800)	約262,000	約210,000	約159,000	約44,000	約681,000

※期間毎の数値は100単位のため、避難所と避難所外の合計とは合わない。

オ 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、県全体で約1,100万トンから約1,800万トン、本市で5千トン未満と予測されている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約2,500万トンから約3,400万トン、本市で約6万トンと予測されている。

■災害廃棄物等発生量

(千トン)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
過去最大クラス	—(約10)	約3,000～ 5,000	約2,800～ 5,100	約3,900～ 6,200	約1,300～ 1,900	約11,000～ 18,000
理論上最大クラス	約60(約300)	約7,800～ 10,000	約7,300～ 10,000	約7,500～ 10,000	約2,300～ 3,100	約25,000～ 34,000
平常時県内ごみ搬入量	22(49)	276	172	101	33	629

※—：わずか（5未満）

(2) 内陸活断層による地震

ア 人的被害（死者）

内陸直下型地震については、布引山地東縁断層帯（東部）地震では、県全体で約4,100人が死亡すると予想され、その内訳は、中勢地域が6割、北勢地域が約4割となっている。

頓宮断層地震では、県全体で約200人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

■布引山地東縁断層帯（東部）地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	—(—)	約1,400	約2,100	約50	—	約3,500
うち家具転倒等	—(—)	約90	約100	—	—	約200
急傾斜地等	—(—)	約10	約10	約20	—	約50
火災	—(—)	約100	約400	—	—	約500
計	—(—)	約1,500	約2,500	約20	—	約4,100

※—：わずか（5未満）

■頓宮断層地震における死者数

(人)

	名張市(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
建物倒壊	—(約200)	—	—	—	—	約200
うち家具転倒等	—(約10)	—	—	—	—	約10
急傾斜地等	—(—)	—	約10	—	—	約20
火災	—(—)	—	—	—	—	—
計	—(約200)	約10	約10	—	—	約200

※—：わずか（5未満）

イ 建物被害

内陸直下型地震については、布引山地東縁断層帯（東部）地震では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、本市では、揺れ及び急傾斜地等により約20棟が全壊すると予測されている。

頓宮断層地震では、県全体で約8,900棟の建物被害と本市においては揺れ及び急傾斜地等で約100棟が全壊すると予測されている。

■布引山地東縁断層帯（東部）地震における全壊・焼失棟数

（棟）

	名張(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約10(約40)	約27,000	約37,000	約1,200	—	約65,000
液状化	—(約10)	約2,600	約1,700	約1,400	約100	約5,900
急傾斜地等	約10(約30)	約80	約200	約200	約40	約500
火災	—	約6,000	約16,000	約20	—	約22,000
計	約20(約90)	約3,500	約55,000	約2,800	約200	約93,000

※—：わずか（5未満）

■頓宮断層地震における全壊・焼失棟数

（棟）

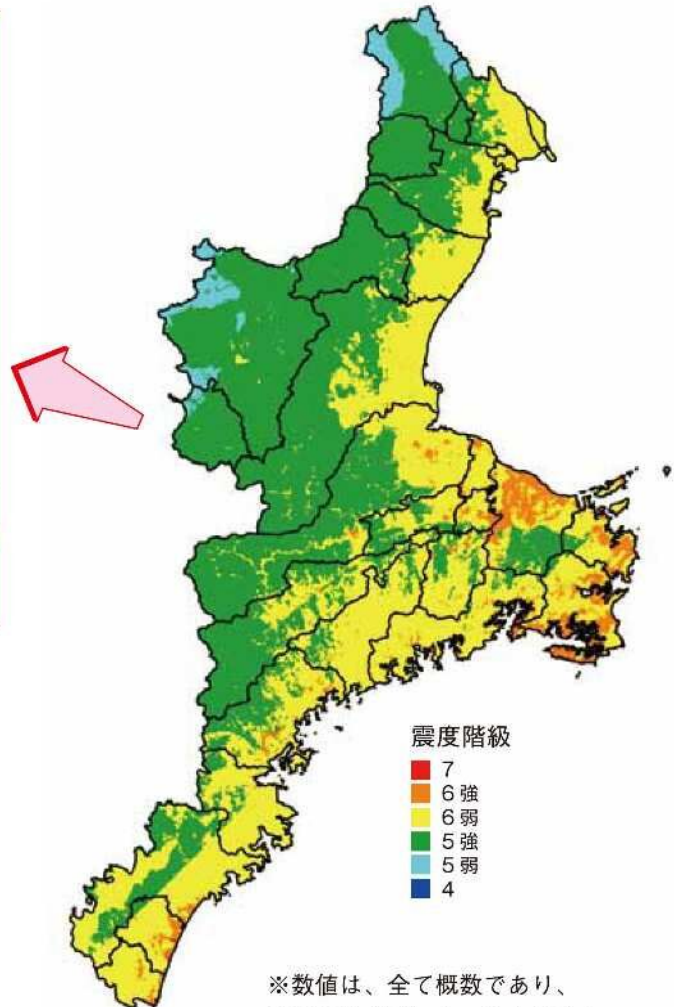
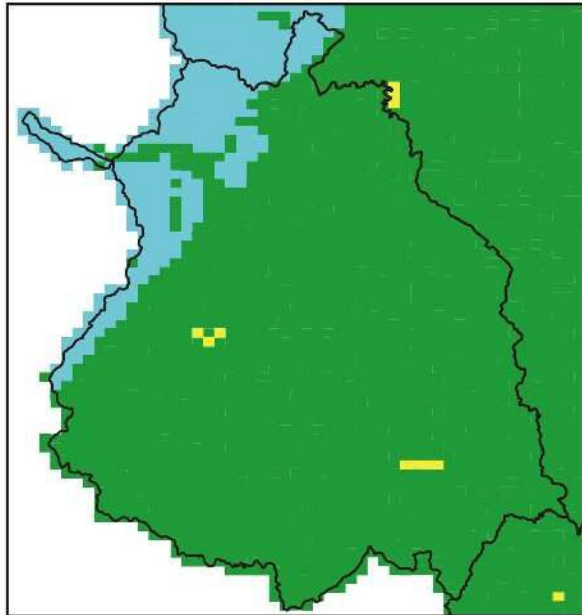
	名張(伊賀)	北勢	中勢	伊勢志摩	東紀州	県計
揺れ	約100(約4,500)	約70	約100	—	—	約4,700
液状化	—(約20)	約1,900	約1,300	約600	約10	約3,900
急傾斜地等	約10(約50)	約50	約90	約150	—	約200
火災	—(約30)	約20	約20	—	—	約70
計	約100(約4,600)	約2,100	約1,500	約700	約10	約8,900

※—：わずか（5未満）

※計は100単位のため各項目の合計とは合わない。

南海トラフ地震（過去最大クラス）揺れやすさマップ

過去概ね100年から150年間隔で揺れと津波により甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に起こり得ることが実証されている南海トラフ地震



震度階級



※数値は、全て概数であり、合計値は必ずしも一致しません。

避難者数（人） ※冬夕発災

分類	名張市	三重県
1 日後	約 100	約 411,000
避難所	約 80	約 267,000
避難所外	約 50	約 144,000
1 週間後	約 3,200	約 447,000
避難所	約 1,600	約 264,000
避難所外	約 1,600	約 183,000
1 か月後	約 100	約 480,000
避難所	約 40	約 144,000
避難所外	約 90	約 336,000

家屋の被害数、死者数

分類	名張市	三重県	
家屋の全壊・焼失棟数（棟） ※冬夕発災	揺れ	約 20	約 23,000
	液化	—	約 5,900
	津波	—	約 38,000
	急傾斜地等	—	約 700
	火災	—	約 2,100
合計	約 20	約 70,000	
死者数（人） ※冬深夜発災 津波からの避難率が低い場合	建物倒壊	—	約 1,400
	うち屋内落下物等	—	約 70
	津波	—	約 32,000
	うち逃げ遅れ	—	約 31,000
	うち自力脱出困難	—	約 700
	急傾斜地崩壊等	—	約 60
火災	—	—	
合計	—	約 34,000	

—：わずか（5未満）

名張市のライフライン被害数

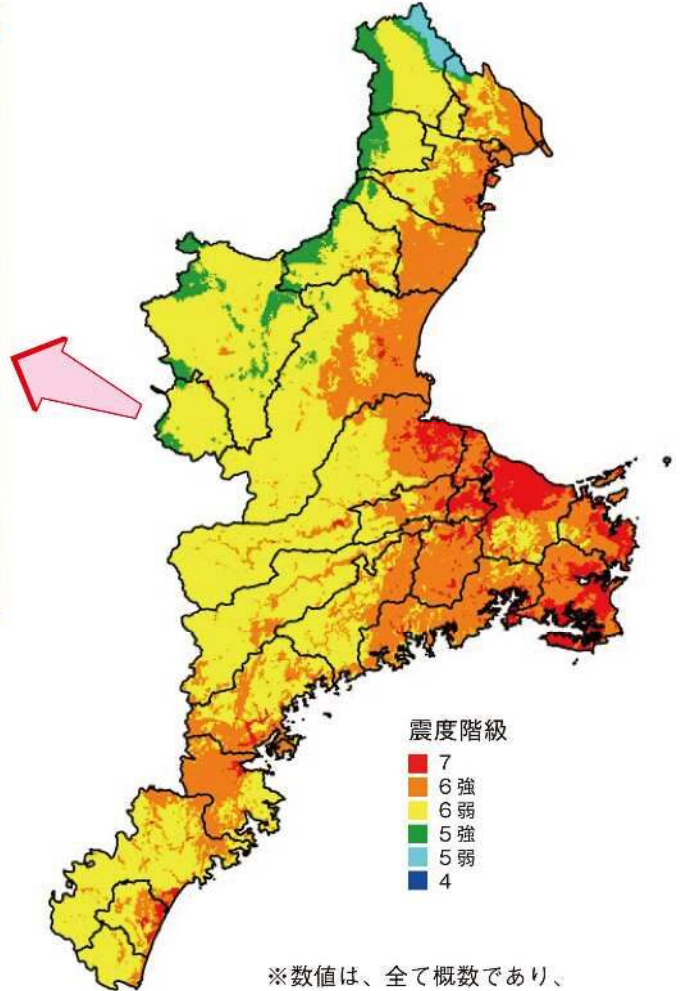
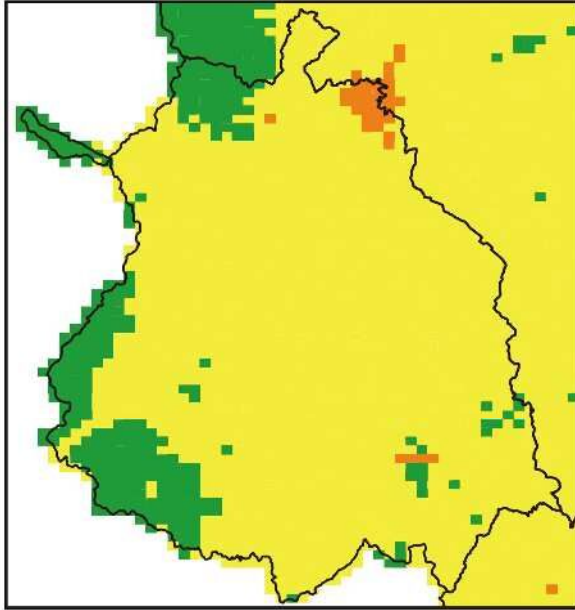
分類	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	
上水道	給水人口（人）	約82,000			
	断水人口（人）	約40,000	約70,000	約13,000	—
	断水率	49%	85%	15%	0%
下水道	処理人口（人）	約14,000			
	支障人口（人）	約200	約11,000	—	—
	支障率	2%	81%	0%	0%
電力	需要家数（軒）	約48,000			
	停電軒数（軒）	約43,000	約39,000	—	—
	停電率	89%	80%	0%	—
固定電話	回線数（回線）	約18,000			
	不通回線（回線）	約16,000	約15,000	—	—
	不通率	89%	80%	0%	0%
ガス	需要家数（戸）	約15,000			
	復旧対象戸数（戸）	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

—：わずか（5未満）

三重県（2014）地震被害想定調査結果

南海トラフ地震（理論上最大クラス）揺れやすさマップ

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は低いものの理論上起こり得る最大クラスの南海トラフ地震



震度階級

- 7
- 6 強
- 6 弱
- 5 強
- 5 弱
- 4

※数値は、全て概数であり、合計値は必ずしも一致しません。

避難者数（人） ※冬夕発災

分類	名張市	三重県
1 日後	約 2,300	約 757,000
避難所	約 1,400	約 478,000
避難所外	約 900	約 278,000
1 週間後	約 9,700	約 793,000
避難所	約 4,900	約 474,000
避難所外	約 4,900	約 319,000
1 か月後	約 2,300	約 973,000
避難所	約 700	約 292,000
避難所外	約 1,600	約 681,000

家屋の被害数、死者数

分類	名張市	三重県	
家屋の全壊・焼失棟数（棟） ※冬夕発災	揺れ	約 600	約 170,000
	液状化	—	約 6,200
	津波	—	約 37,000
	急傾斜地等	約 10	約 1,100
	合計	約 600	約 248,000
死者数（人） ※冬深夜発災 津波からの避難率が低い場合	建物倒壊	約 20	約 9,700
	うち屋内落下物等	—	約 500
	津波	—	約 42,000
	うち逃げ遅れ	—	約 37,000
	うち自力脱出困難	—	約 5,400
急傾斜地崩壊等	—	約 100	
火災	—	約 900	
合計	約 20	約 53,000	

—：わずか（5未満）

名張市のライフライン被害数

分類	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	
上水道	給水人口（人）	約 82,000			
	断水人口（人）	約 73,000	約 76,000	約 31,000	—
	断水率	88 %	92 %	38 %	0 %
下水道	処理人口（人）	約 14,000			
	支障人口（人）	約 500	約 11,000	—	—
	支障率	3 %	81 %	0 %	0 %
電力	需要家数（軒）	約 48,000			
	停電軒数（軒）	約 43,000	約 39,000	約 60	—
	停電率	89 %	80 %	0 %	—
固定電話	回線数（回線）	約 18,000			
	不通回線（回線）	約 16,000	約 15,000	約 20	—
	不通率	89 %	80 %	0 %	0 %
ガス	需要家数（戸）	約 15,000			
	復旧対象戸数（戸）	—	—	—	—
	供給停止率	—	—	—	—

—：わずか（5未満）

三重県（2014）地震被害想定調査結果

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識・防災知識の普及計画（共通）

第1項 計画目標

- 市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
- 被害を最小限に抑えるなど「災害に強い地域」を支える人（市民・職員）をつくる。
- 減災に向けた市民運動を展開し、防災風土の醸成を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・教育委員会・消防本部

第3項 対 策

1 市民に対する普及計画

市民が防災について正しい知識と判断を持って行動できるよう、様々な媒体を通じて災害予防や応急措置等の知識の普及に努める。

また、名張市防災センターの防災研修室及び防災体験学習コーナーを活用して、防災研修を行うほか、各地区での出前トークなどを通じ、防災リーダーの育成及び体験を通じた市民への防災知識の普及・啓発に努める。

防災知識の普及にあたっては、男女双方の視点に立って計画するとともに、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分留意するものとする。

なお、地域を防災的見地から診断したうえで、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、地域の実情に則した防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(1) 普及計画の内容

ア 災害の知識

- (ア) 災害時の態様や危険性
- (イ) 各関係機関の防災体制及び災害時に担うべき役割
- (ウ) 避難情報（自主避難の呼びかけ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の内容と行動規範
- (エ) 地域の危険箇所
- (オ) 救急救命の措置方法
- (カ) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (キ) 南海トラフ地震に関連する情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (ク) 地震に関する一般的な知識
- (ケ) 南海トラフ地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (コ) 正確な情報入手の方法
- (サ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (シ) 各地域における、がけ地崩壊・浸水危険地域等に関する知識
- (ス) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識

- (セ) 避難生活に関する知識
- (ソ) 平時から住民が準備できる、応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
- (タ) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

イ 災害への備え

- (ア) 飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- (イ) マスク、体温計、手指消毒液等の衛生資材の備蓄
- (ウ) 非常持出品の準備
- (エ) 避難所、家族との連絡方法等確認
- (オ) 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保、初期消火、救助、応急手当の方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 自家用車の使用自粛等の注意事項
- (エ) 要配慮者への支援

(2) 普及の方法

- ア 講習会、研修会、出前トークの実施
- イ 広報誌、行政情報チャンネル、市ホームページ等による広報
- ウ 名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習の実施
- エ 防災マップ・ハザードマップの作成・配布
- オ 防災教材等の貸出し

2 児童生徒等に対する普及計画

校内の防災整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施により、児童生徒等、教職員の安全確保を図る。災害の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、学校等（幼稚園・保育所（園））においては地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

また、名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習を実施するものとする。

なお、学校等（幼稚園・保育所（園））で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で職員に周知徹底を図るとともに、家庭と連携した防災教育を推進するため、学級懇談会や地区懇談会等で、児童生徒等の緊急時の対応や連絡方法について、保護者に周知徹底を図る。

(1) 普及の内容

- ア 災害時の心得
- イ 災害予防の心得
- ウ 防火、応急救護の実務
- エ 災害時の対応

(2) 普及の方法

- ア 防災関係授業の実施
- イ 防災訓練の実施
- ウ 名張市防災センターの防災体験学習コーナーを活用した体験学習の実施
- エ 防災教材等の貸し出し

3 市職員に対する防災教育

市職員、教職員、保育士等は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研

修等を利用して防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の対応マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

(1) 教育の内容

- ア 地域防災計画の内容
- イ 災害時の参集方法
- ウ 災害時の各自の任務分担と活動実務
- エ 避難情報（自主避難の呼びかけ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の内容と行動規範
- オ 避難経路、誘導方法
- カ 防災に関する基礎知識と技術
- キ 防災関係法令の運用
- ク 防疫に関する基礎知識
- ケ 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- コ 南海トラフ地震に関連する情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- サ 地震に関する一般的な知識
- シ 南海トラフ地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- ス 職員が果たすべき役割
- セ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ソ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 災害現地調査の実施

4 避難行動要支援者に対する対応

避難行動要支援者については、災害時に自力での避難が難しく、避難が遅れたり、避難生活の中で不自由な生活を強いられることが考えられることから、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度にもとづき、地域で助け合うための支援体制づくりを推進するものとする。

5 事業所における防災教育

事業所の防災担当者は、企業の地域社会の中で期待される役割を十分に認識し、平時から従業員に対して防災教育や防災訓練を積極的に実施していくことが必要であり、市は普及活動の支援に努める。また、発災後も企業の重要業務を継続させるための「事業継続計画」策定を促進する。

6 その他の防災関係機関（指定公共機関等）が実施する対策

(1) 職員に対する防災教育（防災関係機関）

職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して防災教育の徹底を図る。また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

(2) 防災上重要な施設の管理者に対する普及計画（防災上重要な施設の管理者）

危険物施設や不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて従業員の防災意識を高め、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るものとする。

7 自主防災組織が実施する対策

- (1) 国・県・市の防災意識や防災知識の普及・啓発についての協力
国・県・市が実施する住民の自助・共助の促進に係る防災意識・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所の避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練の実施について積極的な協力を努める。
- (2) 地区防災計画づくりの推進及び防災訓練の実践
各地域における地区防災計画の策定を推進するとともに、計画を活用した防災訓練の実践に取り組むよう努める。
- (3) 団体における活動の情報発信と協力関係の構築
市民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、各団体の活動を積極的に情報発信するとともに、市民に対して必要な協力を呼び掛けるよう努める。
- (4) 市の防災意識・防災知識の普及・啓発事業への協力
各々の活動の中で、市が実施する住民の自助・共助の促進に係る意識・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

8 市民が実施する対策

- (1) 家族防災会議の開催
家族で地震や津波の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的で開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。
また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族防災会議における「防災ノート」の活用に努める。
- (2) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握
市が提供するハザードマップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。
- (3) 地震から身を守る防災対策の推進
自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震対策の基本となる揺れから確実に身を守るための防災対策の推進に努める。
また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。
- (4) “発災後72時間を生きる”防災対策の推進
各家庭において、3日（ローリングストック法等により、できれば1週間）分以上の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄、マスク、体温計、手指消毒液等の衛生資材の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組む。
特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。
- (5) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進
被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前出の市民が実施する対策の徹底や地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

第2節 防災訓練実施計画（共通）

第1項 計画目標

○災害時において、市、県、防災関係機関、市民等が連携した防災活動を行えるよう、平常時から防災訓練を実施する。

第2項 実施責任

関係各部・関係各機関

第3項 対策

1 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、随時非常招集訓練、避難訓練等の各種基礎訓練を実施し、防災技術の錬磨を図るとともに、防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。なお、災害時にその機能が十分発揮できるよう、地区固有の災害に対する防災活動や要配慮者対策も含めた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めるものとする。なお、訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災訓練

地域防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、市及び関係機関は、市民の協力を得て消防訓練、水防訓練、震災訓練、避難訓練、通信連絡訓練、給食給水訓練等の各般にわたる防災訓練を実施する。

(2) 風水害に対する訓練

関係機関との連携、協力の下に水防訓練、災害救助訓練、土砂災害訓練、その他の訓練等を台風襲来時期前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(3) 大規模地震に対する訓練

防災関係機関及び地域住民等の協力により、大規模地震を想定した各種各般の防災訓練や啓発活動を実施する。

(4) 火災訓練

市及び関係機関は、防災活動の円滑な遂行を図るため、地震等による火災に関する消火、避難、通信の確保等の訓練を火災予防に効果のある時期を選んで実施するものとする。

(5) 図上訓練

災害時における各部の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。

2 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

3 防災関係機関との連携

防災訓練の実施に当たっては、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。また、必要に応じ関係機関による調整会議等を開催するものとする。

4 住民が実施する防災訓練への支援

地域づくり組織や区・自治会が組織する自主防災組織、防災ボランティアグループなどが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、要配慮者対策にも努めるものとする。

5 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) 防災訓練の実施

前記「1 防災訓練の実施」に準ずる。

(2) 防災訓練の検証

前記「2 防災訓練の検証」に準ずる。

第3節 自主防災組織・消防団の育成・強化計画（共通）

第1項 計画目標

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともにその育成・強化を推進する。
- 消防団の団員数の増加を図り、組織の育成と活性化を促進する。

第2項 実施責任

危機管理室・消防本部

第3項 対 策

1 自主防災組織の現状

市内の自主防災組織の組織率は、地域づくり組織単位では概ね15地域で100%であるが、名張市の自主防災活動の更なる充実・発展のために、15地域の自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、基礎的コミュニティ（区や自治会）単位の自主防災組織（地区自主防災隊）の結成を支援、推進していくものとする。

2 地域住民の自主防災組織

- (1) 地域づくり組織が組織する自主防災組織には、市の地域防災計画との連携を保った地区防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。
- (2) 自主防災組織への女性の参画促進など組織化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。
- (3) 市は、個人情報取り扱いに十分留意しつつ地域づくり組織が組織する自主防災組織の組織編成表や名簿等を受領し、相互に連絡が取り合える体制を構築しておくこととする。

(4) 組織体制

基礎的コミュニティ（区・自治会）単位の自主防災組織（地区自主防災隊）体制としては、基本的には初期消火班、救出救護班、要援護者班、情報連絡班、避難誘導班、給食・給水班、警戒班とする。

(5) 活動計画に定める事項

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災予防計画の策定
- (ウ) 組織の編成及び任務分担
- (エ) 自主防災訓練の実施
- (オ) 資機材等の点検、整備

イ 南海トラフ地震臨時情報発表又は高齢者等避難発令時に実施が必要となる事項

- (ア) 正確な情報の把握
- (イ) 適切な避難（要配慮者等）

ウ 警戒宣言発令時（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項に規定）に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- (ア) 正確な情報の把握

- (イ) 火災予防措置
- (ウ) 非常持出品の準備
- (エ) 適切な避難及び避難生活
- (オ) 自動車の運転の自粛

エ 災害時の活動

- (ア) 地域住民に対する情報の伝達及び広報
- (イ) 避難情報等の内容と行動（自主避難の呼びかけ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- (ウ) 火災発生時における初期消火
- (エ) 被災者の救出・救護
- (オ) 要配慮者の避難誘導
- (カ) その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

(6) 平常時の具体的な活動指針

ア 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、講演会、研究会、訓練、名張市防災センターの防災体験学習コーナーでの体験学習その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、災害等の知識、気象予警報や避難情報の意義や内容、南海トラフ地震等の知識、平常時における防災対策、臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。

イ 計画的な防災活動

自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度を確認し、それぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねるとともに、防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結び付けた防災活動を計画的に実施する。

また、地域内の避難行動要支援者への対応に当たっては、個人情報保護の観点から、避難行動要支援者及びその世帯主等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携により、地域の実情に合った対応に努める。

ウ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

エ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる臨時情報発表時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携を持って行う。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- (ア) 情報の収集及び伝達の訓練
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出及び救護の訓練
- (オ) 炊き出し訓練

オ 地域内の他組織との連携

消防団をはじめ、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(7) 自主防災組織への支援

ア 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備については、助成を行うなどの支援を図る。

イ 自主防災組織の育成、活性化を図るため、その中核となるリーダーを各地域のコミュニティ活

動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携し研修会等を開催し防災リーダーを育成する。

(8) 個別指導・助言

市は、自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、今後の活動に対する個別指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、組織づくりを啓発していく。

(9) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対して、できるだけ多くの住民が参加できるように、啓発活動や啓発パンフレットの活用等により、意識の高揚を図り、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

(10) みえ防災・減災センターの「みえ防災・人材バンク」等の活用

地域の防災活動において「みえ防災・人材バンク」等の防災人材の活発な活用を促進する。

3 消防団の育成及び活性化の促進

消防団入団促進キャンペーン月間に消防団員募集の働き掛けを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。また、地域の自主防災組織との連携強化を図るための人材の育成を図る。

4 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の消防組織については、災害を考慮した防災活動強化を図るとともに、各事業所において、防災管理者を中心に防災組織づくりを行い、資機材の整備、訓練の実施、自主的な防災体制の整備を図る。また、危険物施設等において自衛消防組織が義務づけられている事業所においては、関係法令に従って自主防災体制の整備を図る。

5 その他の防災関係機関が実施する対策

大災害時において、ライフライン企業が自社の保有する人員、資機材、オープンスペース等を有効に活用できるよう、平常時から三重県ライフライン企業等連絡会議において、県及び関係機関が連携して活用方策等について検討していくものとする。

第4節 ボランティア活動支援計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害時において、ボランティアセンターの設立促進を図り、災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。
- 行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。
- 住民・企業の災害ボランティア等への参画促進を図る。

第2項 実施責任

福祉子ども部

第3項 対 策

1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連携強化が求められる。このためには、平常時において、こうした連携が行われる必要があり、そのためのボランティアとの連携体制や活動拠点の整備が必要である。

2 人材等の育成

- (1) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- (2) 災害救援ボランティア活動を支援するボランティア・コーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- (3) 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして位置付けられるよう努める。

3 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

4 名張市災害ボランティアセンターの運営

名張市社会福祉協議会と本市と共同で開設する「名張市災害ボランティアセンター」の運営に当たっては、名張市災害ボランティアセンター運営委員会と連絡調整を図るとともに、ボランティア受入に当たっては、みえ防災ボランティアセンターとの総合的な連携体制の構築を図る。

5 市民が実施する対策

- (1) 災害ボランティア等への参画
可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第5節 事業所の防災活動の促進計画（共通）

第1項 計画目標

- 防災計画や事業所の事業継続計画（BCP）の作成促進を図る。
- 各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
- 事業所と地域住民及び地域における様々な団体との連携強化を図る。

第2項 実施責任

危機管理室

第3項 対 策

1 市における事業所防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災対策の推進を支援する。

また、大規模災害においても市内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画（BCP）の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

<支援の内容>

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会議所、商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

2 地域との連携の促進

事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

3 事業所の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置を推進し、更に指導体制を充実するものとする。

4 名張市防災協力事業所登録制度の推進

大地震、風水害等の災害発生時において、保有する資源の提供等により防災活動に協力をいただける事業所を登録し公表することにより、災害対応能力の強化を図るとともに迅速な被災者救援活動を展開することを目的として創設した名張市防災協力事業所登録制度について、市内の事業所へのさらなる周知と登録促進を図る。

5 事業所が実施する対策

(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成

事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検に努める。

(2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

(3) 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

(4) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災意識・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

ア 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。

イ 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

(5) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

ア 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

イ 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うため、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

6 自主防災組織、自治会等が実施する対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 備蓄資材・機材等の点検整備計画（共通）

第1項 計画目標

○災害の応急対策に必要な防災資材、機材について整備、充実に努めるとともに、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、常時、整備点検に配慮するものとする。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部

第3項 対策

1 市における対策

- (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築
災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。
- (2) 避難所等に係る災害時用物資等の備蓄
避難所の場所等を勘案し、救援物資拠点を確保するとともに食料等を含む災害時用物資のほか、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防のための物資も併せて備蓄を図る。
- (3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄
災害時の孤立が想定される地域における食料等を含む災害時用物資等の備蓄を図る。
- (4) 県等関係機関との情報共有
避難所、救援物資拠点、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。
- (5) 家庭及び地域における災害用備蓄の促進
住民に対して各家庭における発災後3日（ローリングストック法等により、できれば1週間）分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働き掛けるほか、避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働き掛ける。

2 市防災備蓄倉庫の整備

市防災資機材の備蓄体制について、本庁舎備蓄倉庫・防災センター備蓄倉庫・水防倉庫・上下水道部備蓄倉庫、各避難所を中心に備蓄しているが、新型コロナウイルス感染症対策用の物資等の増加に伴い、地区の拠点となる市民センター等への備蓄も取り入れた分散備蓄を推進するとともに、新しい備蓄場所の確保に努めるものとする。また、浸水災害や土砂災害、急傾斜地崩壊危険区域などの観点から防災備蓄倉庫の設置場所の見直し及び設置数、備蓄資機材の内容を検討し、整備を図る。

3 保管・管理・点検責任部署と点検時期

点検資材・機材等	点検責任部署	点検回数
水防資機材	都市整備部	年1回
備蓄米等	危機管理室	〃
避難者用毛布	危機管理室	〃
防疫器具	地域環境部	〃
応急給水資機材	上下水道部	〃

4 備蓄資材・機材の現況報告

点検責任部署は、各々点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう整備に努めるものとする。

責任部署は、年1回の点検については、備蓄資機材の現況を統括監を経て、市長に報告するものとする。

5 災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者等が実施する対策

(1) 災害時用物資等の供給体制の構築

市と協定を締結した物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努める。

(2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努める。

6 地域・自主防災組織が実施する対策

(1) 避難先等での災害用備蓄品等の確保

洪水等による浸水が想定される地域をはじめ、各避難所や避難場所などにおいて、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

7 市民が実施する対策

(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭において発災後3日（ローリングストック法等により、できれば1週間）分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第7節 市災害対策本部整備計画（共通）

第1項 計画目標

○市庁舎や名張市防災センターなど、災害対策活動の中核となる市災害対策本部の施設・設備について、安全性の確保及び各種設備の整備・充実を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部・消防本部・出納室

第3項 対 策

1 市災害対策本部の施設・設備の整備・充実

災害発生時は、市庁舎を災害対策活動の中核である災害対策本部の設置場所とする。ただし、非常体制時等大規模災害発生時には、名張市防災センターを災害対策本部の設置場所とする。

災害対策活動の実情を踏まえ、活動に必要な設備の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、リモートでの会議の開催も検討するものとする。

2 市災害対策本部の職員用物資及び災害対策活動用物資・機材の備蓄

大規模な震災時には、災害対策本部職員の食料や飲料水、仮設トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、市災害対策本部の活動を維持するため、災害対策本部職員用物資の備蓄を推進する。

また、応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資・機材の備蓄を推進するとともに、電気等の供給が困難となった場合に備えて、自家発電設備等の代替エネルギーを確保する。

3 迅速な参集体制の整備

発災時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

また、災害の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における災害情報収集伝達体制を整備するとともに、災害対策要員への非常呼び出しシステムの充実やタイムラインの活用など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

4 初動対策体制の整備

救出・救助対策、救援物資の提供、医療対策及び輸送対策等、特に重要な初動対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて災害対策本部体制の見直しを行うものとする。

5 報道用スペースの確保

災害発生時には報道関係者が大挙押し寄せてくることが予想されるため、必要に応じて市災害対策本部に報道用スペースを確保する。

第8節 受援体制整備計画（共通）

第1項 計画目標

○発災時に備え、県内市町間の応援・受援等に係る計画の策定及び県外市町村の災害時連携体制の構築及び自衛隊や警察・消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。

第2項 実施責任

危機管理室・消防本部・関係各部

第3項 対 策

1 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定等に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力と参加に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

2 県外市町村との災害時連携体制の整備

既に締結している県外市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施・協力と参加に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

3 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や警察及び消防関係機関等の応援要請が円滑に行えるよう情報連絡体制の充実、共同の防災訓練等を実施し、適切な役割分担が図れるように努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を深める。

4 受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な対策について検討、実施する。

また、消防の応援については、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

5 応援協定団体の受援体制の整備

既に締結している応援協定団体からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援に必要な計画等の策定について検討、実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練の参加を依頼するほか、受援・応援時の連絡を確実に行うため、連絡先の確認を定期的に実施するものとする。

第9節 情報収集・連絡計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の整備に努める。
- 被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 情報収集・連絡手段の整備

(1) 情報収集・連絡手段の整備

市災害対策本部各部及び防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも稼働する体制の整備を図る。

(2) 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

(3) 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じドローンや車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速、的確な災害情報の収集・連絡のため被災現場情報の収集・連絡に当たる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、アマチュア無線局、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報の分析・整理

収集した情報を分析、整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

3 被害情報の伝達

(1) 県への情報伝達

災害が発生した場合は、直ちに防災情報システムにより伊賀地域防災総合事務所を通じて県災害対策本部にその状況等を報告するものとする。ただし、県災害対策本部と連絡がとれない状況にあるときは、直接消防庁へ報告する。

また、県災害対策本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

(2) 被災者への情報伝達

被災者等への必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に務め、特に要配慮者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対し

て、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの周知や特設公衆電話を指定避難所へ設置するなど、被災者とその家族間等との安否の確認が円滑にできるようにする。

4 地域・住民が実施する対策

(1) 気象情報の収集及び避難準備

住民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努める。大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や市の発令する避難指示等避難判断情報の収集に注意を払うとともに、状況に応じていつでも避難できる体制をとることとする。

(2) 災害に関する現場情報の報告

市からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知したときは、周辺の住民に声掛けをし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

(3) 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見した者は、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市や施設管理者への報告に努める。

第10節 気象業務整備計画（風水害等）

第1項 計画目標

○風水害等の災害に備えるため、気象情報等の収集・伝達体制の整備・充実を図り、関係機関相互の連絡体制強化に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 気象情報等の収集・伝達体制の整備

気象台等の関係機関等からの気象情報や予警報等の情報に加え、インターネット等からも早期に情報収集を行い、災害対応に備えることとする。また、市内にある国・県など関係機関が設置した観測施設（雨量計・水位計）から迅速に情報を収集するとともに、施設を所管する関係機関への事前の聴き取り情報と合わせ、これらの施設からの気象情報等の分析に努める。

特に、河川水位において災害発生リスクが高い箇所については、充分注意の上、対応することとする。

2 情報伝達体制の整備

災害に関する気象情報等の伝達の徹底及び県や防災関係機関との連携や非常無線通信等の活用により、円滑化が図れるようにする。

また、各部局においては、タイムラインを活用しながら、危機管理室又は総合対策部から発出される気象情報等を洩れなく確認することと併せ、必要に応じ、独自で情報を入手する。

第11節 通信及び放送施設災害予防計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害時における通信網の整備に当たっては、情報の収集、被害の報告及び市民への情報提供等の確実な通信連絡を確保するとともに、通信連絡体制を整備する。
- 通信機器は、通信の重要性に鑑み、常に点検を行い正常な状態に保つとともに、災害時における停電等に備え、非常用発電機等の整備を行い、災害用電源の確保に努める。また、通信機器を耐震性のある場所や、浸水のおそれが無い場所など、安全な場所に設置する等、必要な予防措置を講じる。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・消防本部

第3項 対策

1 市防災行政無線

発災時における電源喪失等の状況に備え、災害に関する情報の収集、伝達等を、迅速かつ確実に行うため、移動系のシステムとして、名張市防災行政無線の活用を図るとともに、適切に保守、点検を行い、常に良好な状態で使用できるよう維持するものとする。

また、本無線は、三重県との共用型による整備により、通常は、名張中継エリア内での運用となるが、災害・緊急時には三重県からの操作により、三重県内での使用及び三重県との直接通信が可能となるため、三重県との連絡体制の強化を図るものとする。

2 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者にも対応したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

3 多様な通信手段の整備

(1) 同報系システムの運用

市民に一斉に情報を伝達する同報系のシステムとして、携帯電話メール機能を活用した市民向け緊急メール送信システム（以下「緊急メール」という。）及びコミュニティFM連携システムによる告知放送受信機（以下「防災ラジオ」という。）の運用を図るものとする。

また、外国人が増加する状況にある中で、伝達する情報の多言語化等検討するものとする。

(2) 三重県防災行政無線

県と市町及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の円滑な運用を図るものとする。

4 情報伝達体制の整備

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析の向上を図るなど、情報伝達体制の整備に努める。

第12節 避難対策計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害が発生したときに住民等を安全に避難させるための避難地、避難路、避難所を整備する。
- 住民等が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知する。
- 要配慮者の避難対策に配慮した地域づくりを進める。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・消防本部

第3項 対策

1 避難情報の種類

避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等が取るべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性： 気象庁が発表)	—
警戒レベル2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表) ・自主避難の呼びかけ (市が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意） ・土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル3	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	高齢者等避難 (市が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害危険度情報（警戒）
警戒レベル4	○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。	避難指示 (市が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害危険度情報（非常に危険） ・土砂災害危険度情報（極めて危険）
警戒レベル5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市で災害発生を確実に把握できるものでは	緊急安全確保 (市が発令)	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報（浸水害） ・大雨特別警報（土砂災害）

	ないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。		
--	---------------------------------------	--	--

- 注1 市は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯において自主避難所の開設や高齢者等避難の発令に努めることとする。
- 注2 市が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。
- 注3 土砂災害危険度情報とは、三重県土砂災害情報提供システムの情報を採用している。

2 避難情報の周知

避難情報の種類の避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動を周知する。

(1) 広報の手段

広報は関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で実施する。

- ア 広報車
- イ 市防災行政無線
- ウ 緊急速報メール、防災ほっとメール
- エ 市ホームページ、市公式SNS
- オ 防災ラジオ
- カ ケーブルテレビ、a d s . F M
- キ サイレン
- ク 警鐘等
- ケ テレビによる文字多重放送
- コ スマートフォンアプリ

(2) 広報の内容

避難指示等により立ち退き避難が必要な住民等に求める行動の内容と市民の行動規範を中心に説明する。

行動を住民等に促す情報 (避難情報の種類)	避難対象	主 体
自主避難所開設	危険地域居住者（地域全住民）	市民・自主防災隊
高齢者等避難	危険地域居住者（避難行動要支援者）	市民・自主防災隊
避難指示	危険地域居住者（地域全住民）	市民・自主防災隊・消防団
緊急安全確保	危険地域居住者（地域全住民）	市民・自主防災隊・消防団

※自主避難所の開設については、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯において開設することがある。

3 避難所、避難地等の指定

避難所又は避難地をあらかじめ指定しているところであるが、洪水や土砂災害の影響がある箇所及び収容数が不足する地域等については、状況を精査し対応を検討する。

(1) 避難所の留意事項

- ア 被災者の避難生活の安全性・快適性を確保するために自家用発電設備等の災害インフラの整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等のほか、新型コロナウイルス感染症予防のための衛生資機材等の確保に努める。
- イ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、性差や要配慮者等に配慮し、各々の視点に立った整備及び運営を図る。
- ウ 避難所において市民が災害情報を入手する手段を周知する。
- エ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保する。確保に当たっては、

障害者や高齢者に配慮したのもも整備する。

(2) 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

4 避難地、避難路の整備

災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地を一時的な避難の場所とし、これらの避難地又はこれに準ずる安全な場所への道路等を整備していくものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ配慮すること及び地震による津波等からの避難者受入れの想定に必要な施設設備の整備に努めるものとする。

5 避難指示基準及び避難情報の周知等

避難の指示を行う場合の気象予報・警報や地震の状況等については、避難情報等の判断・伝達マニュアルにより対応するものとする。

6 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行えるよう、避難に当たって支援が必要な高齢者、障害者などに対し、安否確認や避難誘導、必要な情報提供などの地域での助け合いが行われるための支援体制作りの取組である「名張市災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度」を推進するものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

7 避難所の管理運営体制

避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 市災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災隊、施設管理者との協力体制

8 住民への周知

市は、次の事項についてあらかじめ住民に周知しておくものとする。

- (1) 想定される危険の範囲
- (2) 避難所の所在
- (3) 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民等に求める行動と予警報の情報
- (4) 避難情報の伝達方法
- (5) 避難所にある設備及び物資
- (6) その他避難に対する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止）
- (7) 新型コロナウイルス感染症予防のため、安全が確保されている場所での避難

9 避難所の区分

名張市の避難所等は、避難所態様（公共施設・耐震性・風水害対応性など）を勘案して、次の統一呼称の区分により分類する。

- (1) 一時避難所（区・自治会等が指定）

自主防災隊や区・自治会などの行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点原則として、一時避難所では救助活動は行わないが、避難者収容数不足等の理由により、市が指定避難所の補填施設として開設する場合はその限りでない。

(2) 指定避難所（市が指定）

避難指示等に対応して住民が参集し、その場所で地域住民による避難所運営を可能とする公共施設等の場所

(3) 福祉避難所（市が指定）

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者など特に配慮を要する者を受け入れるための場所

10 避難所の環境整備

避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料等生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染予防に資する衛生資機材等も整備する。

11 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿い、観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

12 ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

13 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

14 感染症予防対策

発災時に避難所において新型コロナウイルス感染症等の対策を適切に行えるよう、マニュアルの作成や訓練の実施、関係機関等の連携等、体制整備に努めるものとする。

第13節 医療・救護計画（共通）

第1項 計画目標

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広範的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項 実施責任

福祉子ども部・消防本部・市立病院

第3項 対策

1 医療体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、あらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

- ア 診療所
- イ 救急病院
- ウ 消防署等周辺の公共施設及び空地

(2) 自主救護体制の確立

市は、救護所の設置、救護班の編成、出動について、社団法人名賀医師会と協定を締結しており、これに基づく応急救護体制の強化を図るが、大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、自主防災隊及び住民等が、軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援を行う自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。また、このことを広報、研修などにより住民に周知徹底し、自主救護体制の整備を推進する。

(3) 医療体制の整備

ア 初期医療体制の整備

(ア) 災害現場におけるトリアージ体制

大規模地震発生時等には、多数の傷病者が発生することにより、災害現場や救護所で適切な治療の優先度を判断するトリアージが必要となるため、医師及び救急救命士は適切なトリアージが実施できるよう教育、研修を受けるよう努める。

(イ) 医療救護班の編成

医療救護班の編成等については、第3章第12節「医療・救護活動」に定めるところによる。

イ 後方医療体制等の整備

(ア) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等、医療機関相互の連携体制の整備充実を図るよう努める。

(イ) 医療情報の収集、伝達体制の整備

- a 災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数等、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等を活用し医療情報を収集、また、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、迅速かつ的確な収集、伝達を行うための体制の整備を図る。災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、迅速かつ的確な収集、伝達を行うための体制の整備を図る。

b 市内の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

(ウ) 患者搬送体制の整備

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、防災ヘリコプター等の有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努めるものとする。

(4) 医薬品等の確保

ア 医療品・衛生材料等の備蓄・調達

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、必要な医薬品・衛生材料等は、市の備蓄を促進するとともに、県を含む関係機関と連携を図り確保に努める。

イ 援助物資の活用

他府県及び他市町等からの援助物資(医薬品等)の活用を図るため、その受入れ及び供給体制を構築する。

(5) 医療機能の確保

救護所の設置場所となる施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進する。

(6) 医療マンパワーの確保

名賀医師会等と連携するほか、潜在的な有資格者を看護協会等と連携して探し、本人の協力が可能かどうかアンケート等で確認する。

2 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、社団法人日本赤十字社三重県支部、名賀医師会等の関係機関に応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

3 市民が実施する対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

第14節 緊急輸送計画（共通）

第1項 計画目標

- 大規模災害発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について、災害に強い施設を整備する。
- 災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部

第3項 対策

1 緊急輸送網の整備

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設である道路及び防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備に努め、関係機関等に対する周知を図るものとする。

2 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

3 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知に努めるものとする。

4 物資調達・供給体制の整備

大規模な災害が発生した場合に必要な食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、供給計画をあらかじめ定めるものとする。また、物資の性格や避難場所の位置等を勘案し集中備蓄か分散備蓄かを検討するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努めるものとする。

5 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ運送事業者等との緊急輸送に係る協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

6 応援の要請等

応援措置が必要と市が認める場合、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文章を送付する。

第15節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画（共通）

第1項 計画目標

- 道路、河川、鉄道、電気、上下水道、都市ガス等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設（代替性、多重化等）を整備する。
- 災害復旧に備える地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備を進める。

第2項 実施責任

地域環境部・産業部・都市整備部・上下水道部

第3項 対 策

1 道路、橋梁

道路は、市民の日常生活の面で重要な役割を担っているとともに、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路網の整備を計画的に推進する。

（1）幹線道路の整備

災害時の緊急輸送路や緊急輸送路と市内の中心的防災拠点を結ぶ幹線道路を国・県と連携して整備する。また、落石等のおそれがある危険箇所が存在する道路については、防護壁、防護網等の設置工事を実施し、災害の防止に努めるものとする。なお、人家の密集地区においては、できるだけ複数の道路を確保するとともに、強度等に問題のある橋梁についてはより強固なものにするよう努めるものとする。

（2）各地区を結ぶ幹線道路の整備

市中心部と各地区とを結ぶ幹線道路を国・県と連携して整備する。

（3）農林道の整備

農林道についても一部に生活道路として性格が強く、計画的な整備が必要である。

また、農林道ゆえの地形的な要因から落石及び崩壊の危険性も高く、災害防止の観点からも危険箇所の点検、防除工事並びに台風襲来時における交通の遮断措置等、きめ細かい対策を推進していくものとする。

2 上水道

- （1）災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化により危険回避に努めるとともに、老朽化施設については計画的な更新並びに機能強化を含めた改築を進め、配水管については、当該地域の地質等の特性を考慮した耐震管の採用に取り組む。また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設（非常用自家発電設備、拠点給水設備等）や資機材の整備、充実を図る。

（2）応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

（3）非常時の協力体制

飲料水の供給あるいは水道施設の早期復旧を図るため、三重県水道災害広域応援協定等に基づき、研修、訓練等を通して日頃からブロック内のコミュニケーションを図る。

3 下水道

下水道の老朽化施設については、更新並びに機能強化を含めた改築を進める。今後、新たな施設については、地質、構造等の状況を配慮して災害対応の強化に努める。災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工に当たっては十分な安全性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の設置など、災害に強い下水道の整備に努める。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握をすすめる。

(3) 下水排除の制限

下水処理場及び管渠の損壊等により処理不能となった場合、管理者は住民に対し下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

管理者は、管渠の損壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県との間の協力応援体制を整備する。また、必要な場合は国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

4 廃棄物処理施設

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するよう伊賀南部環境衛生組合に要請するものとする。

(2) 応援体制の整備

市は、災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、県を通じて他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置き場の候補地の選定

市は、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置き場の候補地を選定しておく。

第16節 防災営農計画（風水害等）

第1項 計画目標

○災害による農地及び農業施設の被害を防止するため、農地関連施設の管理について指導を行うとともに、災害時(病虫害を含む)における農作物等への被害を減少する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

1 農地保全対策

防災営農技術の浸透、台風、晩霜等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて農業改良普及センター、農業協同組合等を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

2 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について県の防災技術指針を参考に、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、県等が実施する研修会等への参加を啓発する。防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- (2) 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

3 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所が行う災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）に協力し万全を期するほか、家畜保健衛生所から市農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の指導を受ける。

第17節 地盤災害防止計画（共通）

第1項 計画目標

○土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、防災上必要な対策を講じるとともに、関係機関へ整備を要請する。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部

第3項 対策

1 土砂災害防止対策

(1) 崩壊危険地域の災害防止

ア 砂防事業

土砂による災害を防止するため、水源山地における砂防えん堤や中流部における流路工など、危険度の高い箇所から順次砂防事業を実施できるよう国・県と連携を図り、事業を促進していく。

イ 地すべり防止事業

地すべりは、その判定が難しく軽率に工事を進めると災害を誘発することになるため、地形及び地質調査等が必要である。被害を及ぼすおそれのある地域は緊急度の高いところから、適切な防災工事を実施するために、国・県と連携を図り、事業を促進していく。

ウ 急傾斜地崩壊防止事業

市内における急傾斜地で、被害を及ぼすおそれのある地域は緊急度の高いところから防止工事を実施するために、国・県と連携を図り、事業を促進していく。さらに、住民への周知及び避難体制の確立を図る。

(2) 崩壊危険地域への予警報の発令・伝達体制

ア 予警報の伝達

気象予警報は、緊急メール、「a d s . F M」等で伝達する。

イ 避難情報の伝達

避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動の情報は緊急メール、広報車、消防団、「a d s . F M」等で伝達する。

(3) 前兆現象の収集

土石流・がけ崩れ・地すべりなど、近隣住民から土砂災害の前兆現象となる事象（山鳴り、斜面の亀裂、水位の減少、土臭い、物の焼ける臭い、根の切れる音、クラック等）の報告を収集した場合、土砂災害危険箇所のパトロールを行い確認する。

(4) 崩壊危険地域における避難体制の構築

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（平成12年法律第57号）による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、津地方気象台と連携し県から伝達される土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知するよう努める。

ア 避難所の設置

イ 避難指示等の発令時期決定方法

ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法

エ 避難誘導責任者

オ 避難指示等の住民への周知

※ア～オは「第12節 避難対策計画」に準ずる。

カ 土砂災害危険箇所の把握

キ 土砂災害危険箇所のパトロール

市は、関係機関と協力し、地すべり、がけ崩れ、土砂流出等による土砂災害の発生が予想される危険箇所のパトロールを実施し、正確な実態の把握に努める。

ク その他必要事項

(5) 治山事業

災害は、山地の崩壊及び山地荒廃による流出土砂により被害が激しいものとなるが、森林は、崩壊防止及び土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等の機能を持っている。治山事業は、荒廃山地又は荒廃のおそれのある山地に対して山脚を固定して浸水を防止するための溪間工事又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。

ア 山腹崩壊・崩壊土砂流出対策

a 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等の管理者への指導を図る。

b 森林の過伐、乱伐の防止と渴植、肥培管理、植林の育成を促進して地すべり崩壊による災害防止に努める。

c 地震等の災害による地盤のゆるみが予想される時の危険箇所パトロール、応急資材の整備、山地崩壊が予想される時の避難所等を整備する。

イ 山地に関する防災事業

a 治山・治水事業と併せ一般造林事業を推進して林地の保護と培養を図る。

b 地表の安定を図るため、荒廃地の植林を促進する。

(6) 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する医療施設、社会福祉施設、学校や幼稚園等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

また、当該施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が土砂災害防止法の改正により義務化されたことから、該当する施設管理者への指導を図る。

2 宅地災害予防対策

(1) 計画方針

がけ崩れ・土砂の流出・擁壁の倒壊の宅地災害を未然に防止するため、名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱（昭和46年8月1日制定）により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可制度による安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

一定規模以上の宅地造成工事等については、名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱により、災害防止にも重点をおき事前協議・設計協議を行った上で事業者と協定を締結している。また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、必要な行政指導を行う。

(3) 事業計画

ア 宅地防災月間での啓発

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、宅地防災月間の5月には、三重県と共に開発施工区域を中心にした巡視活動を展開、現地での適切な指導を行う。

イ 宅地防災工事の貸付制度の活用

改善報告を必要とする宅地については、独立行政法人住宅金融支援機構による貸付制度のPR及び指導を行う。

ウ かけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する既存不適格住宅等の危険住宅の移転を促進し、安全な住環境の整備に努める。

エ 被災宅地危険度判定体制の整備

市において、大地震または豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した際に、被災宅地の状況について調査・判定することとなる被災宅地危険度判定士の養成及び、必要な資機材の調達・備蓄等の推進を、公共・民間を問わず行うことにより、災害発生時に迅速かつ的確に危険度判定を実施することで、二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

(5) ため池改修事業

市内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進み、管理者の意識も希薄化し、決壊の危険性を有している。このため災害防止上、緊急度が高いため池の管理者への啓発を行うとともに、改修工事を実施する。

3 液状化対策

(1) 地震時に発生する地盤の液状化現象については、地震災害対策の重要な事項であり、地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成18年)にとりまとめを行っている。なお、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定など地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的知見の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、更に詳細な地盤データに基づく液状化危険度の検討を行うこととする。

(2) 建築確認申請の窓口等において、住民等に液状化対策の周知、啓発に努めるものとする。

第18節 森林保全計画（風水害等）

第1項 計画目標

○土砂流出、山地災害等を防止する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

1 流域保全・山地災害対策

- (1) 荒廃林地は、主要流域の土砂生産源となり、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の原因となっているので、これまで、県事業で治山事業を推進してきたが、更に重要河川流域の保全を図るため、荒廃地の現況を把握して、崩壊地復旧及び土砂流出防止のため治山事業を県と連携し、緊急度の高いものから計画的に施工し、災害の防止に万全を期する。
- (2) 集中豪雨による災害は、市民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について、住民への周知を図るよう努め、毎年台風襲来時期には点検を行い警戒避難体制の整備に万全を期するとともに、緊急な箇所については、県と連携して治山事業を重点的に実施する。また、山地災害防止機能を果たす森林整備を行っていくものとする。

2 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで県事業で保安林の維持改良が図られてきたが、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、針広混交林の造成など、多様で力強い保安林の改良・整備を推進するものとする。

3 治山対策

「第17節 地盤災害防止計画」に準ずる。

4 山地災害危険地区住民に対する周知及び避難体制

「第12節 避難対策計画」に準ずる。

5 山地災害危険地区

山腹崩壊危険地区の把握を行うものとする。

第19節 治水計画（風水害等）

第1項 計画の目標

○河川の氾濫、鉄砲水、洪水等を防止する。

第2項 実施責任

危機管理室・都市整備部

第3項 対 策

1 河川施設

市域には、大小様々な河川があり、集中的な大雨や鉄砲水、空石積みで施工された護岸の老朽化など危険をはらんでいる。今後は、老朽化した護岸の再整備、小河川の改修、土砂対策、ポンプの設置等の整備に努める。

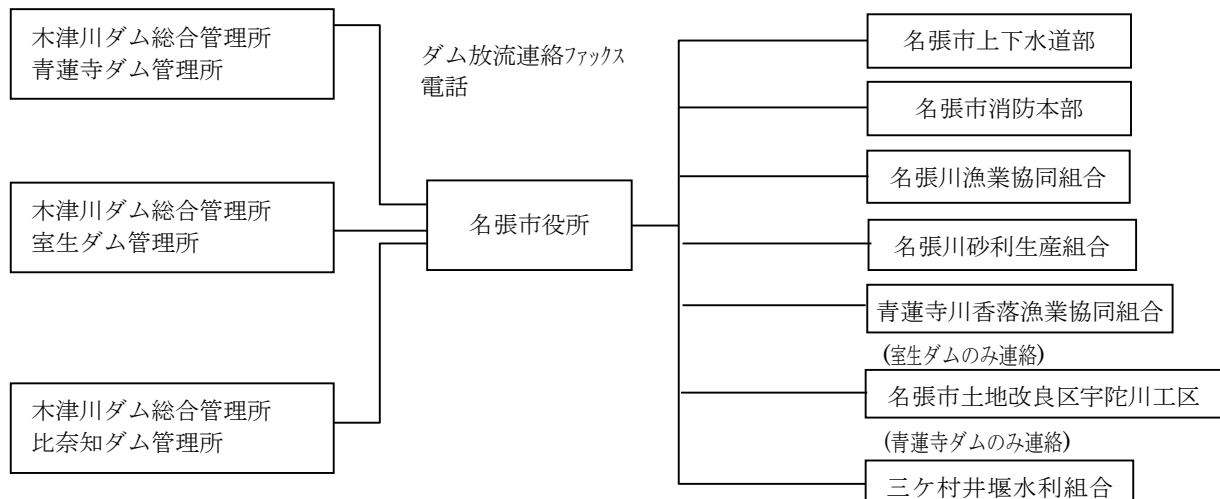
また、国土交通省が進める名張川の河川改修事業について事業の促進を図る。

2 ダム貯水放流災害予防計画

青蓮寺ダム、室生ダム及び比奈知ダムの貯水の放流を行う場合、木津川ダム総合管理所長は放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるとともに、放流に際しては次の措置を取るものとする。

- (1) ダムの放流量が青蓮寺ダム及び比奈知ダムは概ね毎秒30立方メートル、室生ダムは概ね毎秒12立方メートルを超えると予想される場合は、その1時間前に青蓮寺・室生・比奈知ダム防災連絡会の各関係機関（青蓮寺ダムにあつては、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所・三重県県土整備部・伊賀建設事務所・名張市役所・名張警察署・名張市消防本部・名張川漁業協同組合・青蓮寺川香落漁業協同組合・三ヶ村井堰水利組合及び名張川砂利生産組合等、室生ダムにあつては、国土交通省木津川上流河川事務所・三重県県土整備部・伊賀建設事務所・名張市役所・名張警察署・名張市消防本部・名張市土地改良区宇陀川工区・名張川漁業協同組合及び名張川砂利生産組合等、比奈知ダムにあつては、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所・三重県県土整備部・伊賀建設事務所・名張市役所・名張警察署・名張市消防本部・名張川漁業協同組合及び名張川砂利生産組合等）に通報する。

<青蓮寺・室生ダム・比奈知ダム放流連絡系統図>



(2) 青蓮寺ダム、室生ダム及び比奈知ダムからの放流において、ダムからのゲート放流が開始される
とき及び急激放流（施設管理規程に定められた放流量の増加割合を超える放流）を行うことが予想
されるときは、放流を開始する1時間前に、各関係機関（上記1に掲げる各ダムの関係機関）に通
報する。

また、緊急放流（計画規模を超える洪水時の操作）を行うことが予想されるときには、放流を開
始する3時間前及び1時間前に、各関係機関（上記1に掲げる各ダムの関係機関）に通報する。

青蓮寺ダム、室生ダム及び比奈知ダムにおいて、各ダムの施設管理規程に基づく操作を行うと名
張川名張水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えることが予想されるときには、近畿地方整備局淀
川ダム統管理事務所から本市に対し「ダム操作に係る情報」が連絡される。これを受け本市は、「下
流の状況に応じた操作」（統合操作）が可能な場合には実施することを淀川ダム統管理事務所へ要
請する。

ゲート放流及び急激放流、緊急放流により各警報局地点の水位が上昇すると予想される約30分前
に各警報局により、サイレン吹鳴とスピーカーによる放送を行う。また、警報車に設置したスピー
カーによる放送及びサイレンを必要に応じて併用しながら、警報車により下流の巡視を行う。上記
内容に基づき、青蓮寺ダム、室生ダム、比奈知ダムから警報される警報局及びその設置市町村は次
のとおり。

○サイレン・スピーカー警報局

室生ダム …………… 宇陀市室生区（大野第二・元三・三本松・長瀬）
名張市（矢川・井手）
比奈知ダム …………… 名張市（西ノ前・檜尾・東谷・中川原・赤坂）
青蓮寺ダム・比奈知ダム共用 …………… 名張市（夏見）
青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム共用 …… 名張市（瀬古口・朝日町・夏秋・薦生・葛尾）
山添村（鶴山）

○スピーカー警報局

青蓮寺ダム …………… 名張市（柿谷・下出）
室生ダム …………… 宇陀市室生区（大野上・元三上・中村・長瀬上）
名張市（矢川上・安部田第二・井手上・黒田）
比奈知ダム …………… 名張市（上比奈知・広出・小山・四間橋・山庵）
青蓮寺ダム・比奈知ダム共用 …………… 名張市（下川原）
青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム共用 …… 名張市（中島・大谷・大屋戸・蔵持・下夏秋・
下三谷・薦原・中垣内）
山添村（片平・上鶴山・広瀬・吉田・大川）
伊賀市（治田）

青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダム警報局配置図（資料編参照）

3 避難行動要支援者対策

水防法に基づく浸水想定区域内に要配慮者が利用する医療施設、社会福祉施設、学校や幼稚園等の
施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する水害
に関する情報、予警報の伝達方法を定める。

また、当該施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が水防法の改正により義務化
されたことから、該当する施設管理者への指導を図る。

第20節 文教対策計画（幼保園を含む）（共通）

第1項 計画の目標

- 災害発生時における児童生徒、教職員等の安全を確保する。
- 文化財の被害の未然防止及び文教施設等を災害から防護する

第2項 実施責任

福祉子ども部・教育委員会

第3項 対 策

1 防災上必要な組織の整備・安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応をとるために、各学校では、平時から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備する。また、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災意識の喚起に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練

市内の各小中学校、幼稚園等では、危機管理マニュアルを作成しており、今後は通学団集会、学級懇談会及び地区懇談会等を通じて教職員及び児童生徒や保護者の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災計画を作成し、その訓練に努める。

3 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設等の災害予防

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、速やかな補修、改善に努める。

5 文化財の被害防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会は、文化財の所有者及び管理者、管理団体に次の点に留意して保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

- (1) 防災組織の設置・充実
- (2) 防災施設の整備
- (3) 防災知識の普及と訓練の実施
- (4) 文化財の日常的な点検
- (5) その他必要な防災意識の啓発

毎年、文化財防火デーにちなんだ防火訓練を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

6 市民が実施する対策

- (1) 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発

災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第21節 火災予防計画（共通）

第1項 計画目標

○災害発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2項 実施責任

消防本部・関係各部

第3項 対策

1 火災予防対策の指導

(1) 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、常に地域環境の変化を把握し、立入検査を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。

＜立ち入り検査による管理権原者に対する指導事項＞

- ア 建築構造物等の状況
- イ 防火管理体制の状況
- ウ 消防計画の作成及び当該計画に基づく訓練状況
- エ 防災対象物品の使用状況
- オ 火を使用する設備、器具等の維持管理状況
- カ 消防用設備等の設置、維持管理状況

(2) 市民に対する火災予防防災意識の普及に努め、特に、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取扱いを広報、消防訓練等で指導する。

- ア 地震を想定した防災訓練・防災講話の実施
- イ 家庭における消火器具、火用水の備えとこれらの取扱い指導

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、定期に保安講習を受講するよう指導するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育の実施や、火災発生・延焼を防止するための対策を講じるよう指導する。

(4) 建築物の不燃化を促進するため、次の施策の推進を図る。

- ア 都市計画法の規定による準防火地域の指定
- イ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策
- ウ 消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用
- エ 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物においては、消防法第8条の3に規定する防災物品の使用

2 初期消火体制の整備

火災を早い時期に発見し、短時間で消火するなど迅速かつ効果的に活動し、被害を最小限に食い止めることが初期消火の目的である。

そのため、各家庭に住宅用火災警報器の設置を促進し、併せて設置されている警報器の適切な維持管理を啓発する。

また、自主防災組織、事業所においては自衛消防組織等の活動を通して初期消火活動時の体制等、指導強化に努めるとともにそれぞれの組織の連携を図る。

3 消防力の整備

災害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 風水害等の災害時や南海トラフ地震等の大規模な地震時に的確に対応できるよう消防施設、人員、消防水利等の強化に努める。

ア 施設、装備の強化

消防庁舎、消防車、救急車、通信指令施設等の消防施設の整備を推進するとともに、災害時における延焼防止活動及び救急・救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な資機材の整備を推進する。

イ 消防職員の教育訓練

各種災害に対する豊富な知識の蓄積と各種災害を想定した総合訓練等を実施し、知識と技術の向上に努める。また、南海トラフ地震等の大規模な地震時には、多数の死傷者の発生が予想されることから、救急救命士、救急隊員等の救命技術の向上に努める。

ウ 消防水利の充実

同時多発火災の発生に備えて、火災延焼危険地域を中心に耐震性防火水槽の計画的な整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

エ 緊急消防援助隊等活動拠点施設の確保

大規模災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点となる場所及び施設の整備を推進する。

(2) 災害時には地域に密着した消防団の活動能力の向上と初期消火体制の増強を図るため、組織の活性化と装備の整備に努める。

ア 体制整備

災害時には、各地区の消防団の活動が不可欠であることから、青年層の消防団活動への積極的な参加促進など組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団拠点施設及び消防車両、小型動力ポンプ等の防災資機材の充実強化に努める。

ウ 消防団の強化、教育

消防団員の確保には青年層、女性層の参加も促進していくものとし、消防団員に防災に関する知識と技術の向上を図るために教育訓練を実施する。

4 自主防災組織の育成強化

災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災隊の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

第22節 林野火災予防計画（共通）

第1項 計画の目標

- 林野火災を防止する

第2項 実施責任

産業部・消防本部

第3項 対 策

1 林野火災消防計画の確立

市は、関係機関と綿密な連絡を取り、林野火災消防計画の確立に努める。林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査の上、次の事項について計画するものとする。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防護鎮圧計画
- (3) 資機材整備計画
- (4) 啓発運動の推進計画
- (5) 防災訓練の実施計画

2 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- (1) 防火線、防火樹帯の整備及び造林地に防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災対策用資機材の整備

3 監視体制の確立

林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に火災警報発令時においては、名張市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進するものとする。

4 防災意識の普及

関係機関の協力を得て、一般住民に対し、春秋2回の火災予防運動の実施、林道入口に山火事防止看板の設置等を通じて森林愛護並びに防災意識の普及啓発を図るものとする。

第23節 危険物施設等災害予防計画（共通）

第1項 計画目標

- 災害による危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の被害を軽減し、二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適切な保安措置を講じる。
- 危険物施設等の耐震化の強化、訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

第2項 実施責任

消防本部

第3項 対策

1 危険物施設等の現況把握

市内には、危険物施設が多数存在する。これら施設には、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

2 施設の安全指導の強化

消防法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等の関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理及び管理監督者に対する指導を強化する。

また、危険物等の移送について、路上取締等を実施し、車両運転手の指導を行う。

3 保安講習受講指導

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、定期に保安講習を受講するよう指導する。

4 危険物の規制と体制の強化策

石油類をはじめガス、火薬類等の危険物品は貯蔵品、取扱い場所も年々増加し、漏えい、火災、爆発等の潜在危険が増大している。これらに起因した災害は、被災影響が広範囲に及び、物損はもとより多数の死傷者を出す例が多いので、防災資機材の増強を図るとともに、危険物施設の関係者に対する保安の確保及び自主防災体制の強化に努める。

（1）危険物の規制

危険物の製造所等の関係者が履行すべき事項は次のとおりとし、その徹底を図る。

- ア 危険物製造所等の施設が常に法令に適合し維持されているか。
- イ 危険物保安監督者を定め、危険物の取扱いに関し保安の監督が十分されているか。
- ウ 危険物監督者等による危険物製造所等の法定点検が励行されているか。
- エ 予防規程の制定義務対象施設における規定が整備され、また訓練が実施されているか。

（2）防災体制の強化

危険物を貯蔵する事業所の自主防災力の強化等、次の事項に関して指導の強化を図る。

- ア 危険物取扱者等の資質向上のため保安講習の受講を指導する。
- イ 危険物関係業界の組織等を活用した行政指導の効率化

5 LPガス、都市ガス災害予防対策

L Pガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）は、県内全域に供給、消費されていることに鑑み、これによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、L Pガス販売事業者、都市ガス事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

(1) 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者等は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

(2) 資料の提供

必要に応じガス事業者等に対し、資料を提供する。

(3) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について、道路法に基づく道路の占用許可を与える際には、当該申請者に対し、次の事項について、指示又は、条件を付するものとする。

ア 地下埋設物の管理者と十分協議の上、工事施工箇所地下埋設物の位置を確認できる図面を提出すること。

イ 掘削の際は、工事による地盤沈下、崩壊予防及び地下埋設物の防護をするための十分な対策を講ずること。

ウ 地下埋設物に影響のある掘削は人力により施工すること。

エ 工事着工の前日までに、市消防機関及び地下埋設物の管理者に、工事予定期間を了知させるとともに、危険防止について協議し指導助言を受けること。

オ 工事箇所についての通行止め、迂回路、危険箇所等の標識を要所に設置すること。

カ 工事の施工を下請けさせる場合においては、元請者は、上記事項を十分周知徹底させること。

(4) ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

6 毒物劇物災害予防対策

農業協同組合等毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っている者に対しては、次の事項について、指導を行う。

(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、更に堅固な設備を作る。

(2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。

(3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

(4) 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、伊賀保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

7 関係機関との連携強化

ガスの供給、消費施設に対する安全対策及び発災に対し、次の防災関係機関が相互に連絡をとり、協力活動体制を確立することにつき協議を行う。また、事故発生の未然防止と発災に伴う被害の軽減を図り、地域住民の安全を確保する。

(1) 名張市消防本部

(2) 名張警察署

(3) 伊賀地域防災総合事務所（地域調整防災室）

(4) 名張近鉄ガス株式会社

- (5) 三重県プロパンガス協会伊賀支部
- (6) 中部電力パワーグリッド株式会社伊賀営業所

第24節 公害対策計画（共通）

第1項 計画の目標

- 自然現象又は人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合に被害の拡大防止に努める。

第2項 実施責任

地域環境部

第3項 対 策

1 全般

- (1) 公害関係法及び生活環境の保全に関する条例に基づく特定（又は指定）施設設置届出義務の周知と徹底
- (2) 環境対策審議会の設置
- (3) 公害の監視、測定体制の整備
- (4) 公害防止対策の資料とするための実態調査の推進
- (5) 公害に係る苦情、陳情に対する実情調査並びに行政指導の強化
- (6) 工場及び開発事業等の立地事前審査と環境保全に関する措置実施の義務付け
- (7) 公害防除施設に対する融資、助成のあっせん

2 ばい煙発生施設又は指定施設

- (1) 災害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。
- (2) 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

3 排水施設又は特定施設

- (1) 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

4 措 置

三重県関係部局の積極的な協力を得て、指導体制の強化、災害の防止に努める。

- (1) 規制基準に適合しない施設の構造又は使用、あるいは排出物（騒音、振動等を含む。）の処理についての改善及び改善命令
- (2) 規制基準に適合しない施設の使用の一時停止命令
- (3) 公害防止計画書提出の要求
- (4) 公害発生企業に対する移転又は転業の勧告

第25節 低湿地対策計画（風水害等）

第1項 計画の目標

○低湿地における^{たん}湛水、ため池氾濫、地盤沈下等を防止する。

第2項 実施責任

産業部・都市整備部

第3項 対 策

1 ^{たん}湛水防除対策

近年は流域の開発や林相の変化によって雨水の流出が増加する傾向にあり、^{たん}湛水被害の拡大が懸念される。また、河川内の土砂堆積等によって河川の水位が上昇すると支川や水路の排水不良が引き起こされ、^{たん}湛水被害が拡大するおそれがある。低湿地では河川等との高低差が小さいことから、^{たん}湛水被害が特に発生しやすい状況にあるため、^{たん}湛水防除事業の実施が必要になっている。

2 老朽ため池対策

市内には46箇所の老朽ため池がある。ため池は、農業用水施設として重要な役割を果たしてきたが、近年では農業用水が設備され、ため池の利用価値も希薄化している。これらのため池は、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が低下しており、堤体からの漏水も多く、決壊の危険性をもっている。今後は、緊急ため池点検調査を踏まえ、ため池改修事業をその規模に応じて県と市の事業に分けて実施し、管理者に対しても安全対策を啓発する。

3 自然災害回避体制の構築

市は、河川の氾濫による浸水や^{たん}湛水被害が想定される地域、近年の台風等によって被害が発生した地域など、風水害による危険が想定される地域の情報をハザードマップ等を用いて地区住民に周知するなど、市・住民の両者が風水害に対して適切な対応ができるよう、自然災害回避体制の充実を図る。

第26節 都市型水害予防計画（風水害等）

第1項 計画目標

○都市部における水害を未然に防止し、又は、水害が発生した場合の被害の拡大を防止する。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・上下水道部・消防本部

第3項 対 策

1 都市型水害に強い土地利用の推進

水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、都市の浸水常襲地域において高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、ハザードマップの作成を進める。また、作成したハザードマップ等により情報提供を行い、安全な土地利用や浸水に対応した建築方式を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

2 防災施設の耐水性の確保

各庁舎、施設、防災倉庫等の防災施設について、浸水時の機能確保に関する点検を実施し、機器の嵩上げ、防水壁設置等必要な対策を進める。

3 情報収集体制の整備

災害対策本部に集まる浸水、被災状況、水防活動状況等と河川管理者、下水道管理者に集まる水位情報を互いに共有する体制整備を進める。

4 河川の整備

都市地域河川の有堤区間については、背後地の利用状況を踏まえ、堤防の安全性を高める河川改修事業を実施するために国・県と連携を図り、事業を促進していく。

5 下水道の整備

公共下水道事業計画により都市地域や郊外住宅地の整備を進めて、浸水被害の軽減につなげていく。

6 排水ポンプ場の耐水性強化

河川、下水道の排水ポンプ場について、氾濫、浸水時の機能確保のため、施設、機器の嵩上げなど必要な耐水性強化対策を進めるとともに、操作の確実性、迅速性向上のため、マンホールポンプ監視システム・遠方操作化等の監視施設整備を進める。

7 側溝、マンホール等の転落防止対策

転落事故を防ぐために必要箇所には、側溝蓋を設置し、マンホール蓋の浮上、飛散防止のため、道路占有者に指導を行うとともに道路パトロールにより路面状況の把握に努める。

8 避難行動要支援者対策

避難地、避難路等の防災施設及び医療施設、社会福祉施設、学校や幼稚園等の避難行動要支援者に関連した施設に対する災害対策を重点的に実施するとともに、大型量販店等の不特定多数の者が使用

する施設並びに学校及び医療施設等の応急対策上重要な施設については、水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

9 基礎調査、影響予測の実施

都市の浸水常襲地域において高低差を把握し浸水状況を把握するために、微地形調査を実施する。また、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーションを活用し、それらを元にハザードマップを作成して住民に情報提供し、避難、誘導訓練等に活用する。

10 水災危機管理、被害軽減対策

(1) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、毛布等避難者支援用資機材について、浸水による輸送が困難と予想される避難所については耐水性を考慮した保管場所を確保する。また、避難者を救出するためにボート等の確保に努める。

(2) 自動車被害の軽減

浸水時の通行困難箇所を点検し、当該箇所での自動車交通利用の危険度を住民に周知する。

(3) 水災廃棄物対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の水災廃棄物が大量に出ることが予想されるためあらかじめ廃棄物処理計画を検討する。

11 住民避難、誘導対策

(1) 住民の避難誘導対策

ハザードマップ等の情報を公表するとともに、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、消防団と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難行動要支援者避難誘導対策

高齢者、障害者その他の主として防災上の配慮を要する者、いわゆる避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第27節 建築物等災害予防計画（震災）

第1項 計画目標

○防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。

第2項 実施責任

都市整備部・関係各部

第3項 対 策

1 対象となる建築物

(1) 市有建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び市有建築物の耐震性の確保を図る必要があり、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震改修促進計画に基づき、地震防災上必要な改築又は補強を実施していくものとする。

また、市有建築物の耐震性に係るリストの作成及び公表に努め、建築物の耐震化を推進する。

ア 市災害対策本部を設置する庁舎

イ 防災情報の伝達、救出、救助、援助等の中心となる市の機関

ウ 救護所や避難場所となる病院、社会福祉施設、学校

エ その他市有施設については順次耐震性の確保を図っていくものとする

(2) 一般建築物

病院、社会福祉施設等多数の住民が集合する建築物については、(1)市有建築物と同様に、耐震性の確保を(建築落下物の防止を含む)図るよう啓発を行う。また、住宅等小規模な建築物の耐震化を進めるため、住民との情報共有化、専門家との協働による住民への働き掛け、耐震診断の支援等を行う。

(3) ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工の在り方及び既存のものへの補強の必要性についての普及を図るために設計者及び施工者等に対して講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう、市ホームページでの啓発や、建築確認の窓口等において指導等を行う。

2 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士等に対して講習会を支援し、技術者の養成を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会に協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市が判定を実施する際に、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整を行う応急危険度判定コーディネーターの確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施

する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市が判定を実施する際に、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる被災宅地危険度判定コーディネーターの確保に努める。

(3) 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制の整備

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、県や他の市と緊密な連携を取るとともに、体制整備に努め、震災時には、必要に応じて判定士の派遣を県に要請するとともに、判定制度の住民への周知に努める。

3 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

老朽木造住宅密集地域等の都市基盤未整備の市街地において火災が発生すれば広範な焼失が生じる可能性が高いことから、建築物の更新を図りつつ、避難地、避難路、公園等の防災施設が適切に確保された市街地の面的整備を推進し、都市の防火性の向上を図るとともに、各戸の住宅については、名張市木造住宅耐震診断支援事業及び耐震補強補助事業を推進し、地震防災対策の向上を図る。

第3章 災害応急対策計画

風水害や大規模火災などによる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されるため、交通、通信等の途絶に関わらず迅速に市災害対策本部等を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。

なお、実施担当部局に示す名称は、名張市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合の名称である。

第1節 活動体制（共通）

市域に災害が発生した場合等において、市災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び市域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

1 実施責任

危機管理室・関係各部

2 名張市防災会議

名張市防災会議は、市長を会長として基本法第16条第1項に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図る。なお、防災会議の所掌事務及び組織については、名張市防災会議条例（昭和38年名張市条例第9号）の定めるところによる。

3 市の活動体制

（1）市災害対策本部

市内等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、市長は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間等の時系列を検討し、必要な防災体制ないし災害救助体制を確立するため、基本法第23条の規定に基づき市災害対策本部を設置する。

ア 設置

災害に伴う市災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。

<風水害等>

（ア）市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（大雪）、洪水による警報又は特別警報（洪水を除く）が発表されたとき。

（イ）災害救助法の適用を必要とする災害が発生又は予想されるとき。

（ウ）その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。

<地震>

（ア）市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。

（イ）県内市町又は隣接市町村若しくは相互応援協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。

（ウ）南海トラフ地震に関連する情報のうち、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。

（エ）その他地震に関する災害で、市長が必要と認めたとき。

イ 廃止

<風水害等>

（ア）市域において発表されていた暴風、暴風雪、大雨（雪）洪水による警報又は特別警報が解除

されたとき。

(イ) 災害対策本部の業務が概ね完了、若しくは不要と判断したとき。

(ウ) その他市長が必要と認めたとき。

<地震>

(ア) 市域内に震災による被害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したとき。

ウ 職員配備基準

市長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）となり、各部の長に、次の区分に基づく職員配備を指令する。

(ア) 準備体制

市域に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市災害対策本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配備するものとする。

区分	配 備 内 容	配備人員	配 備 基 準
準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じた警戒体制に入れる体制	各部の配備計画による人員	<風水害等> 1 市域に大雨、洪水注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。 2 その他異常な原因による災害等で、市長が必要と認めたとき。 <地震> 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 3 その他地震に関する災害が発生したとき。 4 県内又は相互応援協定都市で震度5弱の地震が発生したとき。

(イ) 警戒体制、非常体制（市災害対策本部設置）

市災害対策本部は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力で推進するため、次の基準により警戒体制又は非常体制をとるものとする。

区分	配 備 内 容	配備人員	配 備 基 準
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	各部の配備 計画による 人員	<p><風水害等></p> <p>1 次の警報のうち、いずれかが市域に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪警報</p> <p>(2) 大雨(大雪)警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 特別警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪）</p> <p>2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。</p> <p><地震></p> <p>1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合で市長が必要と認めたとき。</p> <p>3 地震により災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>4 県内又は相互応援協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。</p>
非常体制	甚大な被害が発生することが予想され、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることができる体制	全職員	<p><風水害等></p> <p>1 全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで市長が必要と認めたとき。</p> <p><地震></p> <p>1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>3 市全域にわたって地震に関する甚大な災害が発生したとき。</p>

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- b 各部長は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画をたて、危機管理室に報告するとともに、班員に徹底しておくものとする。
- c 本部が設置された場合において危機管理室から要請があったときは、各部各班は連絡のため部員を派遣し、災害対策本部員会議その他の各部各班の連絡に遺漏のないよう措置するものとする。
- d 各部各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、直ちに現場に急行できるようあらかじめ関係各部各班との連携を密にしておくものとする。
- e 物資及びその他の輸送については、原則として市有各車両を使用するものとするが、不足の場合は、民間の車両を借り上げることができるよう、あらかじめ所管の部において措置しておくものとする。

4 連絡システムの確保等

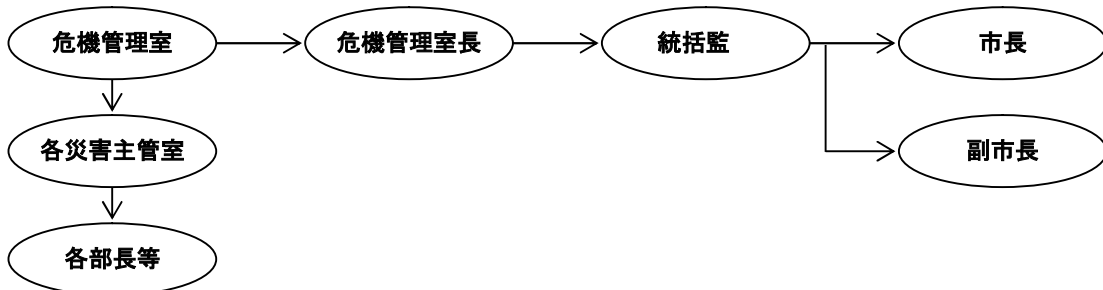
(1) 市長等幹部職員の連絡系統

市長等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。

勤務時間内は、庁内放送、電話、電子メール、市防災行政無線等とする。

勤務時間外は、電話、職員向け安否参集確認システム等とする。

(2) 指揮命令系統の確立



5 市災害対策本部の組織及び所掌事務

市災害対策本部の組織及び所掌事務は、名張市災害対策本部条例（昭和38年名張市条例第10号）、名張市災害対策本部組織規程（昭和51年名張市規程第16号）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 災害対策本部員会議

災害対策本部員会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

また、必要と認められる場合には、本部長の判断により関係機関に対して参加を要請するものとする。

- ア 本部の配備体制に関すること。
- イ 災害対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 各部の応急処理計画及び処理状況の報告に関すること。
- エ 各部の応急処理計画の連絡調整に関すること。
- オ 緊急事態が発生した場合の処理に関すること。
- カ その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(2) 総合対策部

災害情報を取りまとめ、被災者への情報伝達、その他市災害対策本部の事務総括を行うため、総合対策部を設置する。

6 市災害対策本部の設置場所

市の災害対策活動の中核である市災害対策本部の設置場所は、市庁舎とする。ただし、非常体制時等大規模災害発生時には、名張市防災センターに設置する。

7 防災関係民間団体の協力

その所掌事務に係る民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

名張市災害対策本部組織表

本部長	市長
副本部長	副市長

本部員 19名	市立病院長・教育長・統括監・総務部長・財政担当部長・地域環境部長・市民部長・福祉子ども部長・健康・子ども担当部長・保育・家庭担当部長・産業部長・都市整備部長・上下水道部長・市立病院副院長（医療職を除く。）・市立病院事務局長・教育次長・消防長・議会事務局長・環境衛生組合事務局長
------------	--

部名	部長	班名及び構成	班長	所掌事務
各部共通				<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に関する被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに本部との連絡に関すること。 2 所管に関する災害写真の取りまとめに関すること。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 4 各部及び各班それぞれの事務計画の策定に関すること。 5 他の部の応援に関すること。 6 部内各班の連絡調整、班相互の応援調整及び所掌事務の総括は主管班が行う。
総合対策部 <構成> 市長直轄 総務部 地域環境部	統括監 (副) 総務部長 地域環境部長	総合対策班 <構成> 危機管理室 秘書室 総合企画政策室 広報シティプロモーション推進室 行政・デジタル改革推進室 財政経営室 地域経営室 出納室	危機管理室長 (副) 総合企画政策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 災害対策本部の事務局の総括及び処理に関すること。 3 災害対策本部員会議に関すること。 4 市議会災害対策支援本部との調整に関すること。 5 災害対策と市行政全般の調整に関すること。 6 避難指示等の避難情報に関すること。 7 自衛隊の災害派遣及び他の地方公共団体に関する応援要請に関すること。 8 防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 9 災害応急対策の実施状況の総括に関すること。 10 県災害対策本部その他関係機関との連絡調整に関すること。 11 気象情報の受信及び伝達並びに災害情報の収集及び記録に関すること。 12 災害情報の総括及び被害情報に関すること。 13 各班に対する防災及び災害情報の周知に関すること。 14 県災害対策本部への報告に関すること。 15 防災無線の運用統制に関すること。 16 災害広報に関すること。

				<ul style="list-style-type: none"> 17 報道機関に対する情報提供その他連絡に 関すること。 18 各地区からの情報の収集に関する こと。 19 各地区との連絡及び住民への周知に 関すること。 20 災害関係の予算措置に関する こと。 21 災害対策本部に係る物品の調達及び 出納に関すること。 22 災害経理（義援金の保管を含む。）に 関すること。 23 本部要員等の給食に関する こと。 24 所管する施設に設置される避難所の 開設に関すること。
		秘書班 ＜構成＞ 秘書室	秘書室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。 2 本部長が行う災害見舞いに関する こと。 3 本部長が行う国及び県に対する陳 情要望に関すること。
総務部 ＜構成＞ 総務部	総務部長	総務班 ＜構成＞ 総務室	総務室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関する こと。 2 災害関係文書及び物品の收受、 配分及び発送に関すること。 3 他の地方公共団体への援助及び 派遣に関すること。 4 災害関係渉外に関する こと。
		人事班 ＜構成＞ 人事研修室	人事研修室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部の増員派遣要請に応じ、 人員を派遣すること。 2 職員の健康管理及び被災給付に 関すること。 3 他の地方公共団体職員の入 受に関すること。 4 要員の雇用に関する こと。
		管財班 ＜構成＞ 契約管財室	契約管財室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助用臨時電話等の設置に 関すること。 2 災害救助要員、避難者等の輸 送に関すること。 3 災害応急対策物資及び資機材の 購入、借受け及び輸送に関する こと。 4 その他災害関係物品の調達及 び配分に関すること。 5 車両の配車及び借上げ（災害防 御及び被災復旧に関する車両を 除く。）に関すること。 6 市有財産の被害調査及び災害 対策に関すること。
		情報管理班 ＜構成＞ 情報政策室	情報政策室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報管理システムの災害対策 に関すること。
調査部 ＜構成＞ 市民部	市民部長	調査班 ＜構成＞ 収納室 課税室 保険年金室 総合窓口センター 市民相談室	収納室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関する こと。 2 被災者の相談に関する こと。 3 被害世帯数の調査及び報告に 関すること。 4 被害に伴う市民税及び固定資 産税等の減免に関する こと。 5 被災証明に関する こと。
環境部 ＜構成＞	地域環境部長	環境班 ＜構成＞	地域経営室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関する こと。 2 災害による水質検査に関する こと。 3 災害による公害対策に関する こと。

地域環境部		地域経営室 環境対策室 人権・男女共同 参画推進室		<ul style="list-style-type: none"> 4 被災地の消毒及び防疫に関すること。 5 り災者のうち、確認された遺体の収容及び埋火葬に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 伊賀南部環境衛生組合との連絡調整に関すること。 8 り災地の清掃及び処分に関すること。 9 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。
救護部 <構成> 福祉子ども部	福祉子ども部長	救護総括班 <構成> 医療福祉総務室	医療福祉総務室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 所管に係る関係施設との連絡調整及び避難所開設に関すること。
		生活支援班 <構成> 生活支援室 介護・高齢支援室 障害福祉室 地域包括支援センター 子ども家庭室 保育幼稚園室 子ども発達支援センター	生活支援室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用手続き及び運用に関すること。 2 被災者生活再建支援法の適用等に関すること。 3 救護及び義援金品の收受、配分及び事務手続きに関すること。 4 り災者に対する救助物資の受入及び供給に関すること。 5 要配慮者、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 6 災害ボランティアの受入、活動及び運用に関すること。 7 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 8 り災者のうち、身元不明等の死者等の収容及び埋火葬に関すること。 9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 10 日本赤十字社との事務調査に関すること。 11 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。
		救護班 <構成> 医療福祉総務室 健康・子育て支援室	健康・子育て支援室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 救護所の設置に関すること。 2 り災者の健康調査及び相談に関すること。 3 医療機関及び県との連絡調整に関すること。 4 保健及び医療関係の派遣職員及びボランティアに関すること。 5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 6 所管する施設に設置される避難所の開設に関すること。
医務部 <構成> 市立病院	市立病院副院長 (医療職を除く。) (副)市立病院事務局長	医務班 <構成> 名張市立病院 看護専門学校	総務企画室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 災害時における医務の総合計画に関すること。 3 患者輸送その他の医事に関すること。 4 患者治療に関すること。 5 医薬品及び衛生材料の供給に関すること。 6 病院施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
農林商工部 <構成> 産業部	産業部長	農林班 <構成> 農林資源室	農林資源室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関すること。 2 救助用食糧(主食・副食)の確保及び供給に関すること。 3 農林業用施設及び耕地の応急復旧に関すること。 4 農林畜産の被害調査及び災害対策に関すること。 5 死亡家畜の処理に関すること。 6 り災農産物及び家畜等の病害予防に関すること。

				<p>こと。</p> <p>7 林道及び林地、林業施設並びに地すべり等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>8 水位観測に関すること。</p> <p>9 農林道の整備に関すること。</p>
		<p>商工観光班</p> <p><構成> 商工経済室 観光交流室</p>	商工経済室長	<p>1 商工鉱業関係等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>3 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>4 鉄道、路線バス等公共交通機関の被害状況の把握に関すること。</p> <p>5 生活必需品及び応急物資の調達に関すること</p> <p>6 産業の復興に関すること。</p>
<p>土木建築部</p> <p><構成> 都市整備部</p>	都市整備部長	<p>建築住宅班</p> <p><構成> 都市計画室 営繕住宅室 道路河川室 維持管理室 用地対策室</p>	都市計画室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>3 被災者生活再建支援法の活用に関すること。</p> <p>4 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置等に関すること。</p> <p>5 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請に関すること。</p> <p>6 応急仮設住宅及び収容施設の建設に関すること。</p>
		<p>土木・河川班</p> <p><構成> 道路河川室 維持管理室 用地対策室</p>	維持管理室長	<p>1 被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 道路パトロールの実施及び応急措置に関すること。</p> <p>3 道路、河川、水路等公共土木施設の災害防御及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 水位観測に関すること。</p> <p>5 河川等の災害復旧事業に関すること。</p> <p>6 水防活動及び水防事務に関すること。</p> <p>7 公園施設の応急復旧に関すること。</p>
<p>上下水道部</p> <p><構成> 上下水道部</p>	上下水道部長	<p>上下水道総括班</p> <p><構成> 経営総務室</p>	経営総務室長	<p>1 各部共通の所掌事務に関すること。</p> <p>2 上下水道災害の事務及び庶務に関すること。</p> <p>3 住民等への情報及び広報に関すること。</p> <p>4 被害状況の連絡に関すること。</p> <p>5 応急資機材の調査及び確保に関すること。</p> <p>6 応急給水に関すること。</p>
		<p>上水道班</p> <p><構成> 水道工務室 浄水室</p>	水道工務室長	<p>1 上水道施設の応急復旧及び被害状況調査に関すること。</p> <p>2 取水及び浄水対策に関すること。</p> <p>3 取水及び浄水施設の被害状況の調査に関すること。</p> <p>4 原水復旧時の水質検査に関すること。</p>
		<p>下水道班</p> <p><構成> 下水道維持室 下水道建設室</p>	下水道維持室長	<p>1 公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 市町村整備推進事業による戸別浄化槽の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 百々生活排水処理施設の被害調査及び応急復旧に関すること。(※人権・男女共同参画推進室と連携)</p> <p>5 公共移管されていない民間の下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p>

教育部	教育次長	避難所・教育班 <構成> 教育総務室 学校教育室 教育センター 文化生涯学習室 市民スポーツ室 図書館	教育総務室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関する事。 2 所管する施設に設置される避難所の開設及び運営に関する事。 3 災害時の児童生徒の避難誘導に関する事。 4 被災児童生徒の応急教育対策に関する事。 5 災害救助用学用品等の調達及び給与に関する事。 6 災害時における学校給食の対策に関する事。 7 被災児童生徒の保健衛生及び援護に関する事。 8 応急教育に係る教職員の確保及び動員に関する事。 9 避難所での炊き出しに関する事。 10 教育施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 11 文化財の被害調査及び災害対策に関する事。 12 災害時における教育施設の避難所としての応急供用に関する事。 13 被災市立学校の運営に関する事。
消防部	消防長 (副)次長・署長	消防班 <構成> 消防総務室 予防室 名張消防署	消防総務室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 各部共通の所掌事務に関する事。 2 総合対策部との連絡調整に関する事。 3 警報及び気象情報に関する事。 4 危険箇所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関する事。 5 救急及び救助に関する事。 6 水火災による水防、消防に関する事。 7 火災に関するり災証明の発行に関する事。 8 消防団に関する事。 9 災害通信に関する事。 10 災害広報に関する事。 11 交通規制に関する事。 12 危険物施設等に関する事。

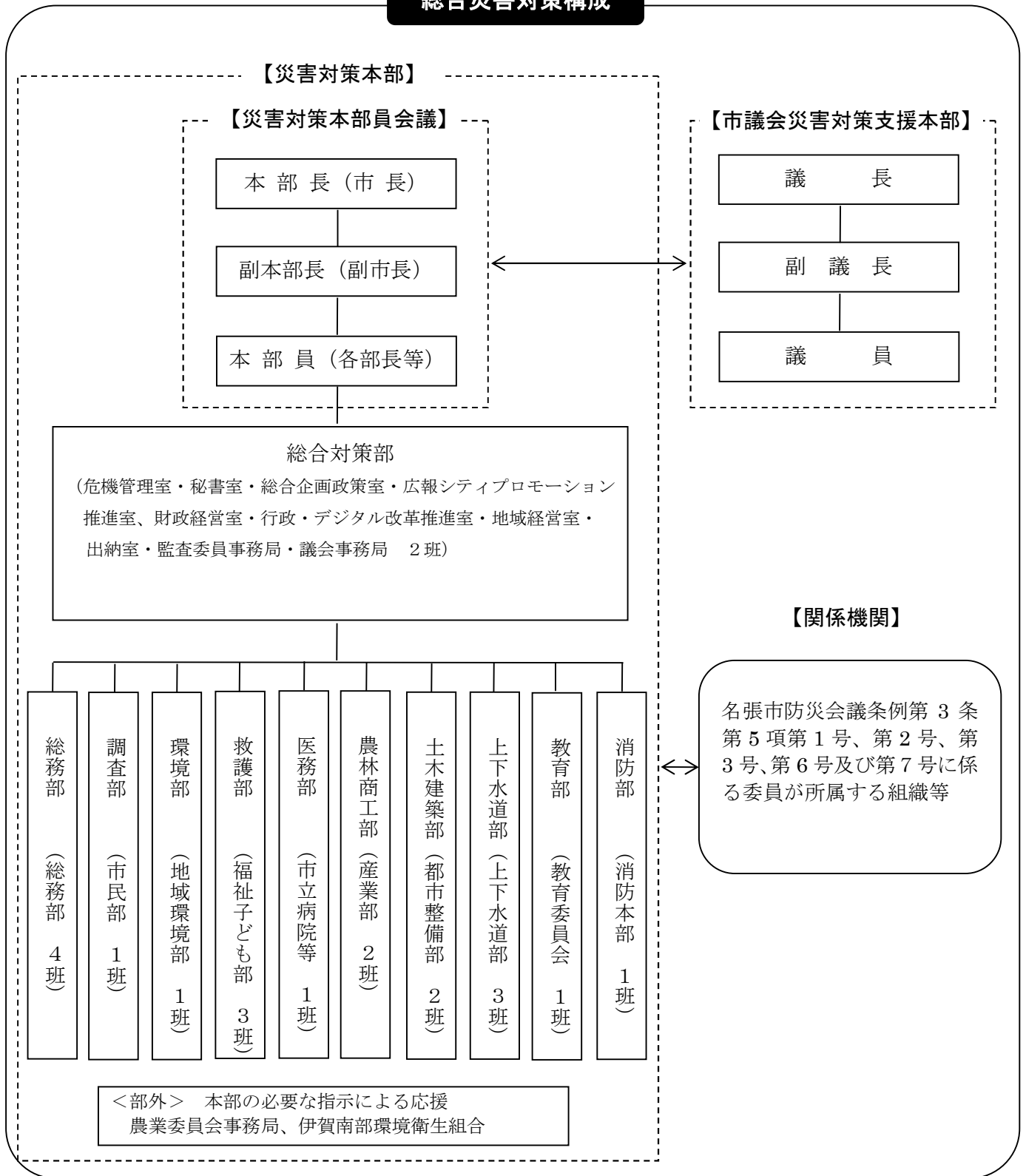
部外	<p>(農業委員会事務局) 1 農林商工部の応援に関する事。</p> <p>(伊賀南部環境衛生組合) 1 地域環境部との連絡調整に関する事。</p> <p>2 地域環境部の要請により行う次の業務に関する事。</p> <p>(1) り災地の廃棄物の収集及び運搬に関する事。</p> <p>(2) 収集ごみの焼却及び処分に関する事。</p>
----	--

※部長に事故あるときは、本部長が指名する。

※各部において所掌事務の遂行が困難な場合は、各部が相互に協力する。

総合災害対策構成表

総合災害対策構成



第2節 災害対策要員の確保（共通）

第1項 防災目標

○大規模災害発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員の確保を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部

第3項 対 策

1 配備の伝達

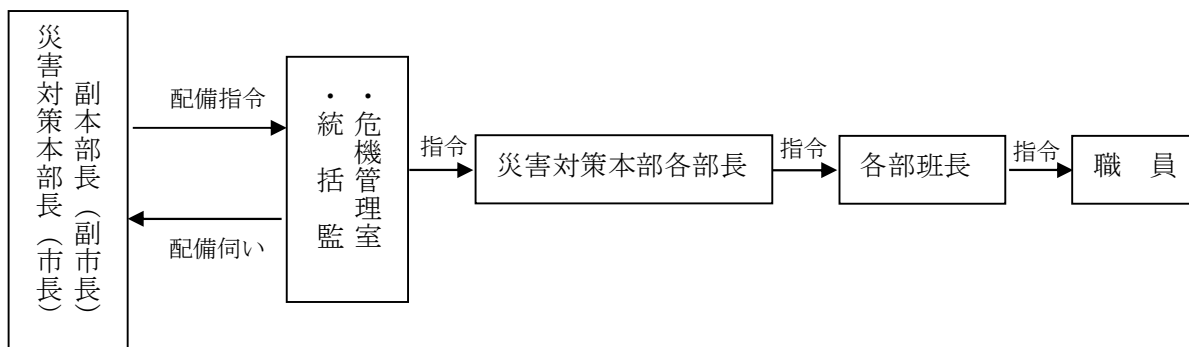
(1) 伝達経路

ア 勤務時間内

勤務時間内において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかに庁内メール等で災害対策本部各部長等を経て各職員に伝達する。

イ 勤務時間外

勤務時間外において、災害対策本部長から配備指令が出された場合は、危機管理室より速やかにASKメール等で所属する災害対策本部要員等に伝達する。なお、伝達方法については、訓練を実施し改善を図るものとする。



2 職員の留意事項

夜間・休日等に非常招集を受けた職員は、次の事項に留意して迅速に勤務職場（予め参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事しなければならない。

(1) 出勤時の服装等

出勤時には防災活動に支障のない安全な服装とする。

(2) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄の消防機関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとるものとする。

(3) 職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。施設を管理する部局にあつては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部へ報告するものとする。

3 本部員の動員及び災害時相互応援

(1) 本部員の動員

ア 本部員の確保等

統括監は、総務部長及び各部長と協議して、各部の要員の確保に必要な措置をとるものとする。

イ 各部長は、休日、夜間等における班長（各室長）及び班員の動員を速やかに行えるようあらかじめ職員への連絡手段を講じておくものとする。

ウ 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、電話やASKメール等最も速やかに行える方法によるとともに、事前に各部各班において、各職員に対する参集場所を通知し、伝達時間の短縮を図り、確実に伝わる連絡方法を確立しておく。

(イ) 招集不能幹部職員が出るのが予想されるため、業務代行者を指定しておくとともに、安否が確認できない職員が発生した場合には、早急に所在確認を行う。

エ 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておくとともに、直ちにその任務に応ぜられるように心得るものとする。

オ 時間外においても本部員は、本部から招集のない場合であってもその任務につく必要があると思われるときは、遅滞なく登庁するものとする。

カ 配置の報告

各部長は職員を配置したときは、別に定める様式又は電話により直ちに配置箇所別の配置人員を市災害対策本部（危機管理室）に報告し、本部は県防災情報システムへ配備状況を入力する。

キ 活動体制

市災害対策本部の活動は、24時間対応を前提としておりローテーションを組む等の計画をしておく。

(2) 職員の派遣要請及び災害相互応援

ア 職員の派遣要請

市長は、災害対策実施のため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17若しくは基本法第29条の規定に基づき、国又は総務省の被災市区町村応援職員確保システムを通じて、県外の市町村に職員の派遣を求め、災害対策の万全を期するものとする。

イ 災害相互応援

市長は、県知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事情のない限り、その求めに応じるものとする。

4 職員の福利厚生

(1) 各部は、活動の長期化に対処するため、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても、福利厚生について配慮する。

(2) 各部は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、各部の事情に即し適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努める。

(3) 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

5 関係組織への応援要請

(1) 大規模災害発生時の広域応援部隊の要請

市内に大規模災害が発生し、多数の死傷者及び市街地において大規模な火災・建物倒壊が発生して被害が甚大な場合、県に対し広域応援部隊の派遣を要請する。

(2) 県内消防相互応援の要請

消防活動に要する人材が不足する場合には、市は県及び近隣市町に応援を求めるものとする。

(3) 日本赤十字社奉仕団の要請

市災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、県地方部（伊賀保健所）に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、市災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

(4) ボランティア団体等への要請

ボランティア関係団体、自主防災組織や区・自治会、地域づくり組織などの住民組織、さらには企業などとの協力関係を構築し、応援を要請するものとする。

6 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく救助は、被害の程度に応じ、県により実施される。

(1) 救助の種類等

- ア 避難所、応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救助
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ アからケに規定するもののほか、政令で定めるもの

(2) 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、定められた基準に従い、あらかじめ、県知事により定められる。

(3) 災害救助法の適用

ア 災害発生後、速やかに被害情報等を収集し、「住家が滅失した80世帯」「県の区域内において1500世帯以上の住家が焼失した場合で名張市の滅失が40世帯」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告する。また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、市自ら必要な救助を実施するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事と協議する。

※住家が滅失した世帯の数の算定に当たり、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる。

イ 災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。なお、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市に事務委託される。また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委託される場合がある。

ウ 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市が負担する。

第3節 タイムラインに基づく防災・減災対策（風水害）

第1項 防災目標

- 発災前から予測できる風水害である台風等に対し、タイムラインを作成し「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理し、事前対策として被害の最小化へつなげることを目的とする。
- 庁内の組織を超えた取組を行うとともに、関係機関とも連携を図り、一体的な災害対策を行うことで防災・減災を目指す。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対策

1 タイムラインについて

(1) タイムラインの基本的な考え方

ア 想定される運用時間（いつ）

概ね、台風・熱帯低気圧の発生（豪雨等の場合は随時）から市災害対策本部廃止まで

イ 運用主体（誰が）

市災害対策本部の各部と、各部が災害対応上関係する機関

ウ 行動項目（何を）

市災害対策本部設置後の対策だけでなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理し実施する。

エ 対象とする災害

本市に影響を及ぼす可能性のある台風や豪雨等

オ タイムラインレベル

台風接近等の状況や市災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのレベルを設定し、下記のレベルごとに記載された行動項目を実施する。

タイムライン発動前

タイムラインレベル1 タイムライン発動

タイムラインレベル2 準備段階

タイムラインレベル3 早期警戒

タイムラインレベル4 行動

タイムラインレベル5 緊急対応

タイムラインレベル0 解除

カ ゼロアワーの設定

タイムラインに基づく活動は、主たる災害の発生地点となるゼロ・アワーに至るまでに得られるリードタイムの中で防災・減災行動を行うことから、ゼロ・アワーの設定が必要となる。

ゼロ・アワーから遡った時間として得られるリードタイムを把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動を目指すことが可能となる。

a ゼロ・アワー

台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点

b ゼロ・アワーの設定

ゼロ・アワーの設定は、気象情報や河川水位情報などを踏まえ、台風等による被害が危惧されるタイミング（おおよその時間）と発生しうる地域を判断する。

なお、設定したゼロ・アワーについては、各運用主体への情報共有を図る。

キ 運用と検証

タイムラインは、台風等で取り組むべき内容をあらかじめ整理しているが、実際の状況に応じて、各行動項目の実施時期が早まるなど、その時々に応じた臨機の対応が必要になることに留意する。

また、タイムラインに記載されている行動項目やタイムラインレベルが適切かどうかの有効性については、各部局においてその都度検証を行い、より実践的なものとなるよう改善を図っていくこととする。

第4節 災害派遣・応援要請（共通）

第1項 防災目標

○市民の生命、財産を保護するため市長が他の県や市町村、自衛隊及び海上保安庁等の救援や広域応援を必要と判断したときは、基本法第67条から第68条の2の規定に基づき、関係機関への要請・応援に関し、次のとおりとする。

第2項 実施責任

危機管理室

第3項 対策

1 災害派遣・応援要請の基準

- (1) 災害が発生し、市災害対策本部だけでは、市民の生命、財産の保護が困難で関係機関の出動・広域応援が必要と認められるとき。
- (2) 自衛隊派遣要請
 《派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》
 ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
 イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 各協定等に基づく派遣・応援要請

- (1) 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。
- (2) 市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。
 また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。
- (3) 市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。
- (4) 市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。
 また、要請内容に沿って活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

3 災害派遣要請の手続き（自衛隊）

- (1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書（様式：資料編）に次の事項を記入し、地域防災総合事務所長を経由して知事（総括部隊総括班）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括部隊総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

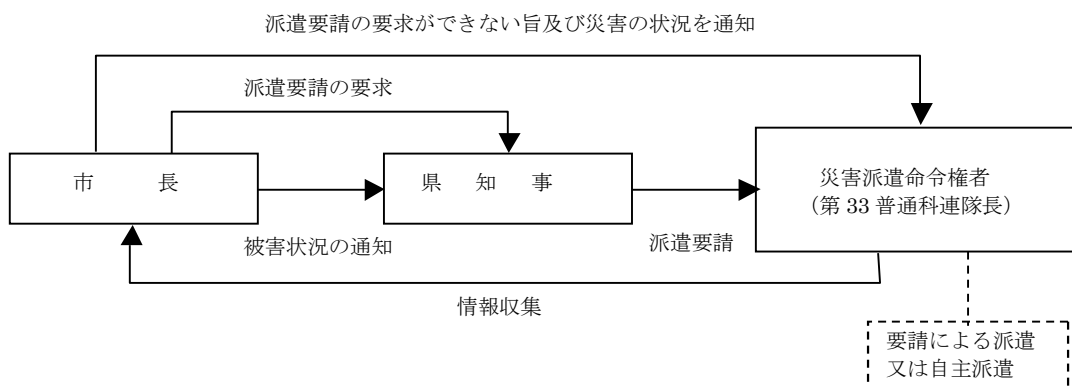
また、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

なお、事態の推移に応じ、災害派遣が要請されないと決定された場合は、直ちに知事よりその旨連絡を受ける。

《要請書に記載する事項》

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 連絡場所及び連絡者
- オ その他参考となる事項

(2) 災害派遣の要請手続き系統図



※派遣要請先電話番号 三重県総括部隊(総括班、救助班) (059)224-2186

※ 知事に派遣要請をすることができない場合

要請先	所在地	連絡先
陸上自衛隊 第33普通科連隊長	津市久居新町975	電話 059-255-3133 三重県防災通信ネットワーク 8-45-841-**-11 (地上系) 8-7-841-11 (衛星系)

4 災害時の自主派遣

災害が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣)

5 派遣部隊の受入体制

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び必要な資機材の準備
- (3) 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

6 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行った上、撤収要請書(様式:資料編)により、知事へ撤収要請を行う。

7 経費の負担区分の協議

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話施設費を含む)及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- (4) 県・市・町が管理する有料道路の通行料

8 応急措置の実施要請（海上保安庁）

- (1) 県への海上保安庁応急措置実施要請の要求

市長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、応急措置実施要請書により、知事（総括班）へ応急措置の実施要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が知事に応急措置の実施要請を求められない場合は、直接海上保安部又は航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

- (2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 応急措置の実施部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 応急措置の実施部隊の誘導

- (3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市が事前に協議して負担区分を決める。

- (4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ撤収要請書により、撤収の要請を行う。

9 ヘリコプターの活用

- (1) 活動方針

南海トラフ地震等大規模地震発生後は、県内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等が行われる。

(2) 県の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総括部隊(救助班)	[発災後1時間以内] 発災後速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊(情報班))
活動拠点の確保	総括部隊(総括班、 救助班)	[発災後6時間以内] ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外着陸場の被災状況(市町、各消防本部、各施設管理者)
各活動の実施	総括部隊(救助班)	[発災後6時間以内] 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請(各部隊) ・物資搬送要請(各部隊)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

(3) 県が実施する被害情報の収集

県防災ヘリコプターは市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町の要請の有無に関わらず、情報収集等の活動が実施される。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビジョンシステムを用いた情報収集活動が行われる。

(4) 活動拠点の確保

県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関の受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。

ア ヘリベース (HB)

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮・進出・集結の拠点として、原則、津市伊勢湾ヘリポートに置かれるが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定される。

イ フォワードベース (FB)

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保される。フォワードベースの運用に当たり、必要がある場合は、航空隊員が(応援航空隊員を含む。)が派遣される。

ウ 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点が確保される。

エ ランディングポイント (LP)

上記のア、イ、ウ以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点が確保される。

(5) 各活動の実施(総括部隊(救助班))

県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。ヘリコプターの運用に当たっては、要請の優先度を判断した上で決定され、複数のヘリコプターが運用される場合には、その役割分担について調整が行われる。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

キ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

(6) 市が実施する対策

ア 県防災ヘリコプターの応援要請

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

イ 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実にいけるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入れ体制を整える。

10 その他の防災機関が実施する対策（自衛隊の対策）

(1) 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

ア 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

イ 自主派遣の判断基準

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。

(イ) 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。

(エ) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動(防衛省防災業務計画第三 8 災害派遣時に実施する救援活動)

ア 被害状況の把握(車両、航空機による偵察)

イ 避難の援助(誘導、輸送)

ウ 遭難者等の捜索救助

エ 水防活動

オ 消防活動

カ 道路及び水路の啓開(障害物除去等)

キ 応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水の支援

コ 救助物資の無償貸付又は譲与

サ 危険物の保安及び除去等

(3) 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第84条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官が、その場にはいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損

イ 避難の措置・立入

ウ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限禁止並びに退去命令

エ 他人の土地等の一時使用等

オ 現場の被災工作物等の除去等

カ 住民等を応急措置の業務に従事させること

(4) 連絡員（リエゾン）の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災害対策本部との調整・連絡に当たらせるものとする。

第5節 ボランティアの受入体制（共通）

第1項 防災目標

○県が実施するみえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動と連携し、市に作られる現地災害ボランティアセンターにより、災害発生時に行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外のボランティアの受入体制を確立する。この際、被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ多様なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアとの連携を重視する。

第2項 実施責任

福祉子ども部

第3項 対策

1 県が実施する対策（被災者支援部隊〈ボランティア班〉）

（1）被害情報の収集

「みえ災害ボランティア支援センターの設置準備として、県災害対策本部からボランティア支援等に必要な情報等が収集され、幹事団体（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）の間で情報の共有が図られる。

（2）みえ災害ボランティア支援センターの設置

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを支援する「みえ災害ボランティア支援センター」が前記幹事団体等により、みえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）に設置される。

（3）みえ災害ボランティアセンターによる災害ボランティアへの支援

ア 被災状況の把握と現地ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況の把握のため、県災害対策本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、県災害対策本部・関係機関から被災者情報を収集し、情報共有が図られ、必要に応じ被災地及び現地ボランティアセンターに支援要員が派遣され、情報収集と現地ボランティアセンターの立上げに係る支援が行われる。

イ 現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズの把握により、県内外へ情報発信が行われるとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などが行われる。

ウ 災害ボランティア活動への支援

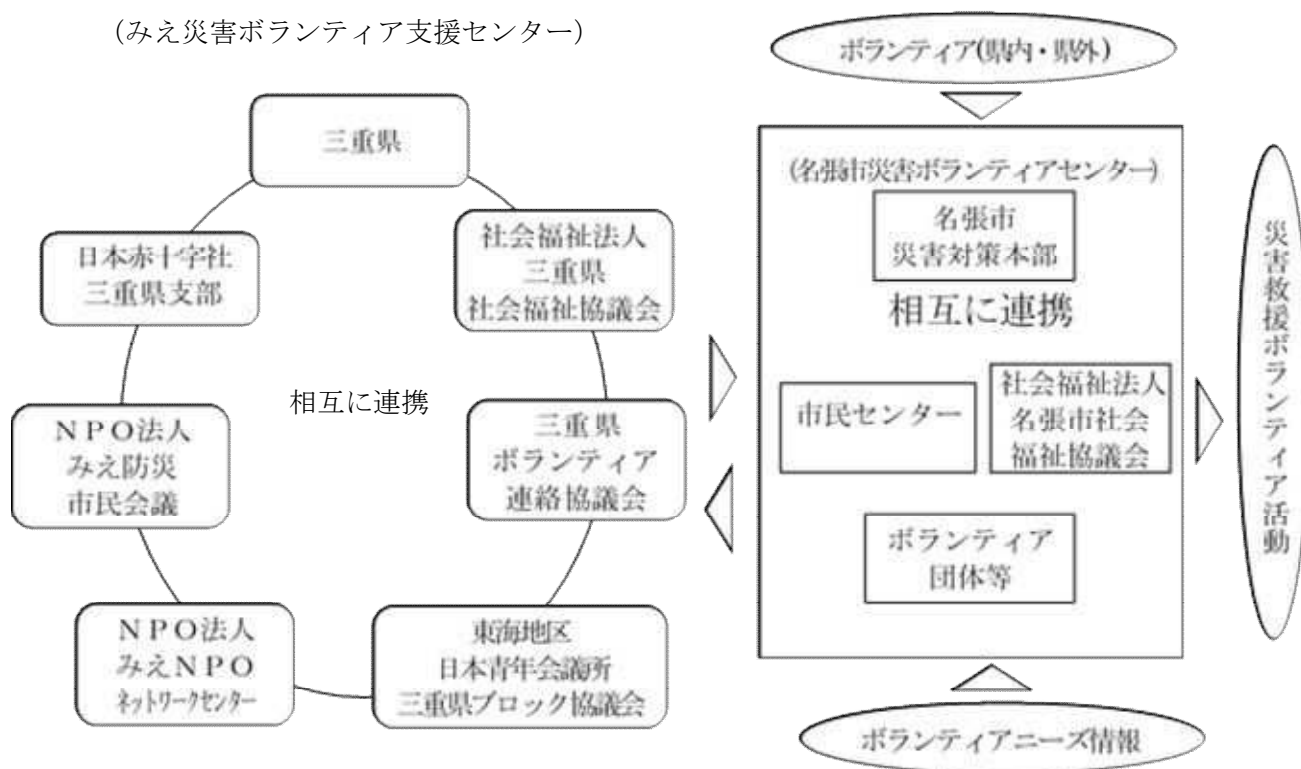
被災地のニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティア受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況の情報が広く提供される。ボランティア活動の支援に当たってはボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性が考慮される。

エ 多様な分野の専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）に加え、県外の間接支援型支援者、資金助成・資材提供型支援者等も参加して情

報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し、各団体の効果的活動を行うため、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援が行われる。

「みえ災害ボランティア支援センター」概念



(4) 災害支援団体への支援（被災者支援部隊〈ボランティア班〉）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援される。支援に当たっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」が活用できる。

2 ボランティア活動の体制整備

(1) 災害ボランティアセンターの設置

名張市社会福祉協議会との相互協力により、「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。この際、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。また、市域を越えたボランティアの受け入れや活用に係る協力・連携体制を平常時の交流を通じて構築する。

(2) ボランティア活動窓口の設置

救護部（福祉子ども部）は、名張市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れ、活動の調整を行う窓口を設置する。

(3) 事前登録

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティア・コーディネーター等を事前に登録し、その育成に努める。

(4) 機能

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務

(5) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

3 ボランティアの活動への支援

(1) 活動の支援

救護部は、ボランティア活動を支援するため、名張市社会福祉協議会と協力し、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援に当たっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

(2) 防災活動に取り組むボランティア等への活動支援

みえ防災コーディネーター等による防災関係のボランティア活動を通じ、市民の防災能力の向上を図る。

4 住民・地域が実施する自助・共助の対策

(1) 被災状況の把握とボランティアの要請

区・自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

(2) 現地災害ボランティアセンターの運営支援

可能な範囲で、被災状況に応じた現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

(3) ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れを行う。

(4) ボランティア活動への参加

可能な範囲でボランティア活動に参加する。

第6節 気象予報、警報等及び地震情報等の伝達活動（共通）

第1項 防災目標

○気象業務法に基づく警報及び注意報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報、消防法に基づく火災気象通報、気象台と県が発表する土砂災害警戒情報及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言、地震予知情報及び地震に関する情報を、市民に広報するとともに関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめるものとする。

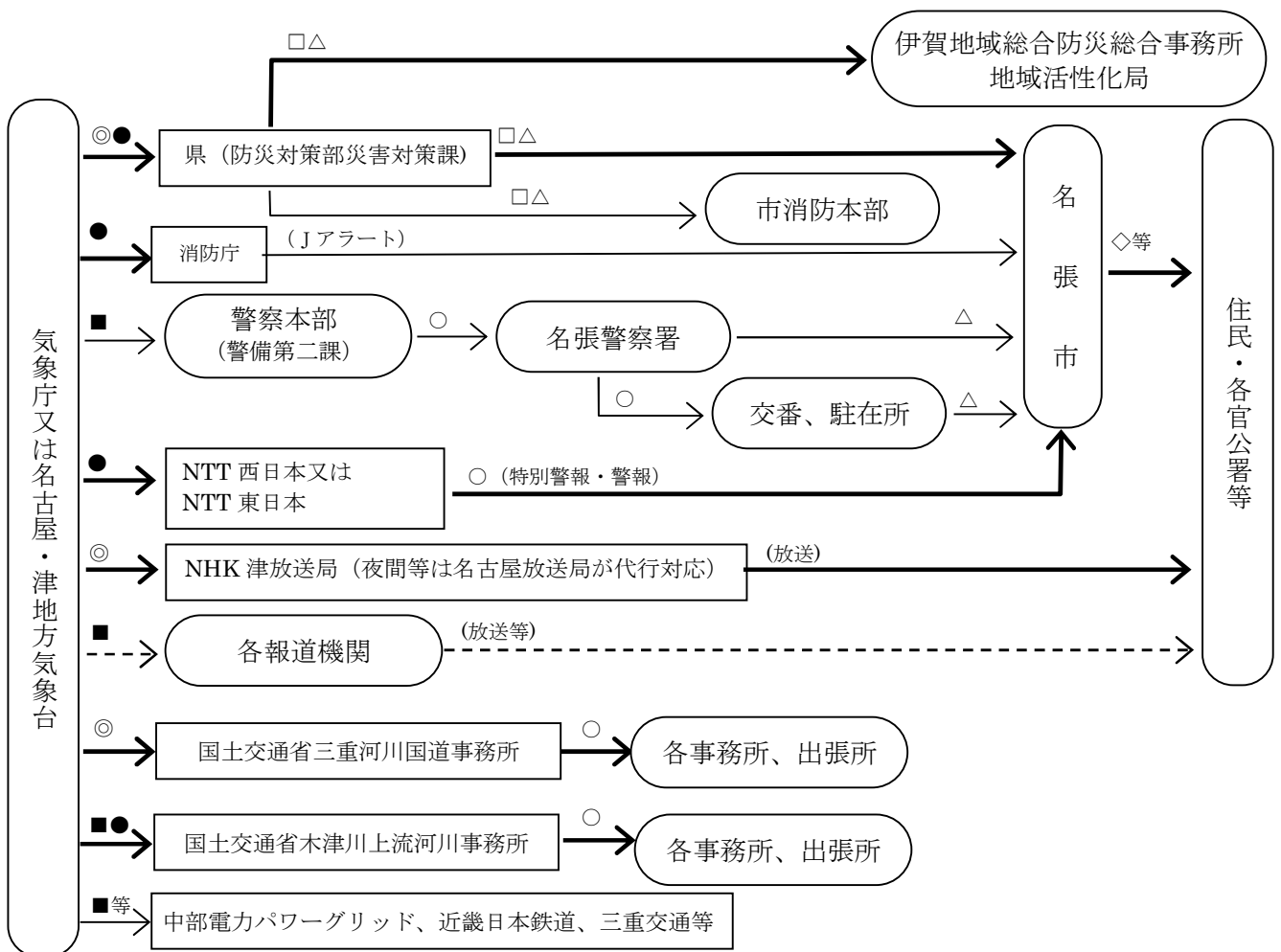
第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対策

1 予報、警報等及び地震に関する情報の伝達

(1) 情報伝達経路



※上記図表の内、第四区海上保安本部については、記載を省略しています。

凡 例

□	気象業務法第15条等の法令による 気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による 通知系統
----->	気象業務法第13条等の法令による 通知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による 伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線 (ADESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話 FAX
△	一般の加入電話・加入電話 FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市防災行政無線

(2) 情報の伝達

収集した情報の住民等への伝達に関しては、市防災行政無線、「a d s.FM」、ケーブルテレビ、携帯端末等のほか、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、要配慮者に対する情報伝達体制づくりを進める。

2 水防活動等に必要な予報及び警報の発表

(1) 水防活動用予報及び警報の発表

水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報を、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

(2) 指定河川洪水予報

別表のとおり担当機関が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災利用に適合する予報を発表する。

別表

水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名
淀川	名張川	名張川洪水予報	淀川ダム統合管理事務所 大阪管区气象台
	宇陀川		

3 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事はそれぞれ指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については水防本部長が水防上必要と認めた時に警報を発する。

4 土砂災害警戒情報の発表

津地方气象台及び県は、大雨による土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

これは、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適宜・適切に行えるように支援するとともに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。なお、発表する地域は、市町を最小単位とする。

5 収集する警報及び注意報等の種類とその内容

(1) 特別警報、警報の種類と概要

種 類	内 容	
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が付記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

(2) 注意報の種類と概要

種 類	内 容	
気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。かなりの降雨があつて被害が予想される場合に発表。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛けられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
※地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
※浸水注意報	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

- (1) ※印の注意報は標題に示さないで、気象注意報に含めて行う。
- (2) 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

6 警報及び注意報の基準

(1) 三重県内における警報及び注意報の発表区分

府県予報区	三重県
一次細分区域	北中部
市町等をまとめた地域	伊賀
二次細分区域（市町名）	名張市、伊賀市

※予報区・・・予報及び警報・注意報の対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

※一次細分区域・・・府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

※二次細分区域・・・警報・注意報の発表に用いる区域。市町を原則とする。

※市町等をまとめた地域・・・二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

(2) 名張市における警報・注意報の基準

種 類		基 準		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 124	
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	名張川 [名張]
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
種 類		基 準		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	88	

洪水	流域雨量指数基準	
	複合基準※	名張川流域=(5,33.2)、宇陀川流域=(5,27.9)
	指定河川洪水予報による基準	名張川
強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
雷	落雷等により被害が想定される場合	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%	
なだれ		
低温	冬期：最低気温-5℃以下	
霜	晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (3) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添サイト資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (4) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

第7節 被害情報収集・連絡活動（共通）

第1項 防災目標

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。
- 大規模な災害と認められる場合には、初期段階においては概括情報を収集し災害規模の把握に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対策

1 情報収集・連絡手段

(1) 情報収集・連絡

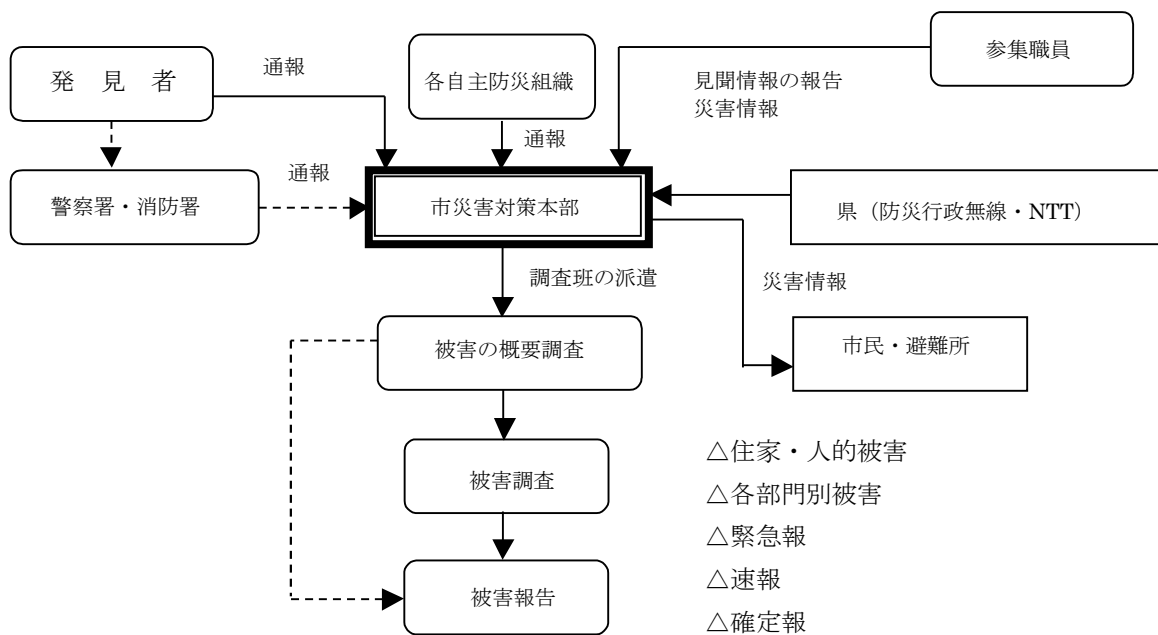
防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの手段を講じて収集するものとする。また、収集した情報は、迅速に市災害対策本部に連絡するものとする。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、三重県防災情報システム、電話、FAX、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

2 収集すべき情報の内容

災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は、概ね次のとおりである。



〔防災関係機関の収集する情報の内容〕

必要な情報	主な情報収集機関
(1) 火災の発生状況	名張警察署、消防本部、消防団、自主防災組織
(2) 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部 自主防災組織
(3) 家屋の倒壊	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部 自主防災組織
(4) 電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び 応急復旧状況並びにその見通し	名張警察署、市災害対策本部、中部電力パワーグリッド株式会社、西日本電 信電話株式会社、株式会社NTTドコモCS東海、KDDI株式会社、ソフ トバンク株式会社
(5) 主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通 状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、名張警察署、 市災害対策本部、 近畿日本鉄道株式会社、三重交通株式会社
(6) 堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、独立行政法人水 資源機構木津川ダム総合管理所、名張警察署、市災害対策本部
(7) 住民の避難状況	名張警察署、消防本部、消防団、市災害対策本部、自主防災組織
(8) 学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の 被害状況	名張警察署、市災害対策本部、施設の管理者
(9) 生活必需品、防災関係物資等の需給状況	三重県災害対策本部、名張警察署、市災害対策本部
(10) 治安状況	名張警察署
(11) 各機関の行った応急対策	各防災関係機関（自主防災組織等）

3 情報収集体制及び伝達系統

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切なる推進を図るため、各部各班において災害対策本部組織規程に基づき被害状況の調査を実施するものとするが本調査のうち、特に人的及び建物の被害調査については、次のとおり調査部を編成し、調査を担当するものとする。

4 被害状況等の収集及び報告

(1) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等速報要領に基づき県にその状況等を報告するものとする。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。

イ 総合対策部は報告を取りまとめ、遅延なく三重県に報告するものとする。

(3) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

(ア) 概況速報

(イ) 災害速報

(ウ) 被害速報

a 中間報告

b 確定報告

イ 報告の内容と時期

(ア) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、市から県地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡がとれるようになるまで市は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(直接速報基準に該当するもの)については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第1報を県地方部総括班のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

(イ) 災害速報

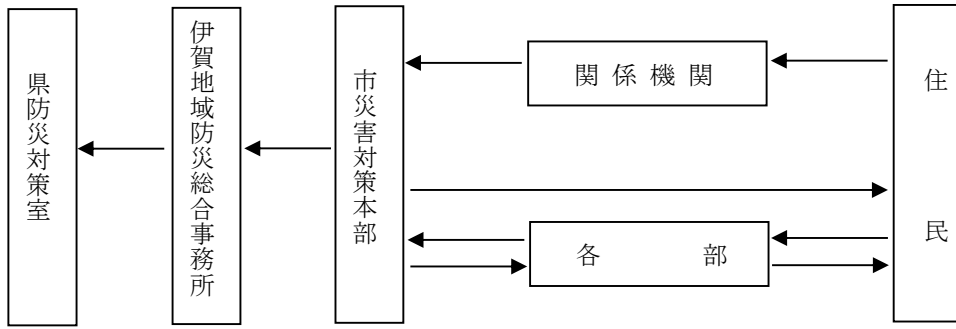
被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式(3)被害速報送受信票及び様式(2)に基づく内容とし、市から県地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市は直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(1)による住家等被害状況速報を、地方部(伊賀地域防災総合事務所)を經由して県災害対策本部に報告するものとする。

(ウ) 被害速報

- a 中間報告 前記(ア)・(イ)の速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係機関に報告する。
- b 確定報告 被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。報告要領は、a中間報告のとおりとす。

[災害報告系統図]



<被害報告内容基準>

区分	被害の種類	説 明	
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重 傷 者 (軽 傷 者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込のものとする。	
住家被害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	非 住 家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害に該当する対象としては、全壊又は半壊程度の被害を受けた棟のみとする。	
	住家全壊 (流失、全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数並びに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。（半壊半焼も同様）	
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	住家床上浸水	住家の床上に浸水したものと及び全壊（焼）又は半壊（焼）に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊又は半壊として取り扱う。	
	住家床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
	住家一部破損	半壊（焼）、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。	
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かった場合
	道 路	道路法に定める市町道以上の道路	
	道 路 決 壊	自動車の通行が不能となった程度の被害	
	橋 梁	市町道以上の道路に架設した橋梁	
	堤 防	河川及び海岸の堤防	
	鉄 道 被 害	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害	
	その他の被害	他の項目に属さない被害（通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど）	
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎等を一世帯として取り扱う。	
	り 災 世 帯	全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた世帯とする。	
り 災 者	り災世帯の構成員		

様式（1）

報告日時	
市町名	
報告者	

〔災害概況速報〕

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	月	日	時	分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

様式 (2)

〔被害状況速報〕

都道府県				区 分			被 害		
災 害 名 報 告 番 号	災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			田	流 失 ・ 埋 没	ha			
					冠	水	ha		
報 告 者				畑	流 失 ・ 埋 没	ha			
					冠	水	ha		
				文 教 施 設			箇 所		
				病 院			箇 所		
区 分		被 害		道 路			箇 所		
人 的 被 害	死 者		人				橋 り よ う	箇 所	
	行 方 不 明 者		人				河 川	箇 所	
	負 傷 者	重 傷	人				港 湾	箇 所	
		軽 傷	人				砂 防	箇 所	
住 家 被 害	全 壊		棟				清 掃 施 設	箇 所	
			世 帯				崖 く ず れ	箇 所	
			人				鉄 道 不 通	箇 所	
	半 壊		棟				被 害 船 舶	隻	
			世 帯				水 道	戸	
			人				電 話	回 線	
	一 部 破 損		棟				電 気	戸	
			世 帯				ガ ス	戸	
			人				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
	床 上 浸 水		棟						
			世 帯						
			人						
床 下 浸 水		棟				り 災 世 帯 数	世 帯		
		世 帯				り 災 者 数	人		
		人							
非 住 家	公 共 建 物		棟				火 災 発 生	建 物	件
	そ の 他		棟				危 険 物	件	
							そ の 他	件	

区 分	被 害	等 部	都 道	
-----	-----	-----	-----	--

公立文教施設	千円		府 県				
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町数	千円						
そ の 他	農業被害	千円	市 町				
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額	千円		消防職員出動人数	人			
			消防団員出動人数	人			
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 						

※被害額は省略することができるものとする。

様式（3）

〔被害速報受信票〕

人的被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	年齢 性別	状況	氏名 職業	住所

住家等被害の状況

発生（覚知）日時	発生場所	原因	種別 その他	棟数	世帯数	人数	状況

避難の状況

発生（覚知）日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

市町道路通行止めの状況

発生（覚知）日時	路線名称	通行止めの区間	解除見込み日時	原因	摘要

道路情報

発生（覚知）日時	番号	道路管理者 路線名	箇所名（規制区間）	規制原因 規制内容	規制（災害） 解除見込み日時	迂回路有無 迂回路線名	摘要

交通機関の状況

発生（覚知）日時	名称	運休区間	復旧見込み日時	原因	摘要

地すべり・山（崖）崩れの状況

発生（覚知）日時	発生場所	状況	人的（家屋）被害の有無	摘要

ライフラインの状況

発生（覚知）日時	名称	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込時間	摘要

水道被害の状況

発生（覚知）日時	発生地域	原因	戸数	状況	復旧見込日時	摘要

火災の状況

発生（覚知）日時	発生地域	火災の状況	火災件数	摘要

田畑の状況

発生（覚知）日時	発生場所	田 (ha)		畑 (ha)		原因	摘要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

その他の状況

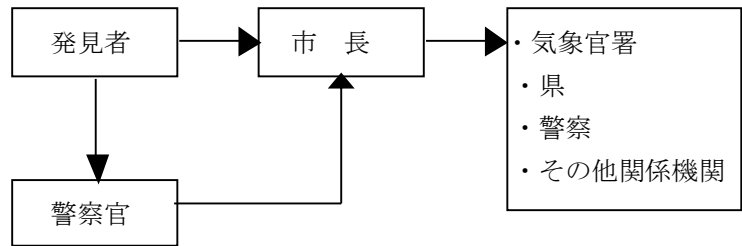
発生（覚知）日時	名称	発生場所	原因	状況	摘要

(4) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 気象官署
- イ 県
- ウ 警察
- エ その他関係機関

[異常現象の通報系統]



5 通信ボランティアの活用

- (1) 大規模な災害発生時で、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットやパソコン通信の利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとする。
- (2) ボランティアの募集
 - ア アマチュア無線家のボランティア募集は、名張アマチュア無線クラブのほか、日本アマチュア無線連盟三重県支部及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。
 - イ インターネットやパソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促すものとする。

6 住民等の安否情報の収集

大規模な災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な住民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあるため、市災害対策本部、その他防災関係機関並びに区・自治会及び自主防災組織は互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努める。

- (1) 市災害対策本部
 - 市災害対策本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な災害が発生した場合における住民等の安否情報を集約する。
- (2) 住民
 - 住民は、大規模な災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。
- (3) 自主防災組織
 - 自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模な災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知しておくものとする。
 - また、自主防災組織の情報収集班は集合場所に参集しない住民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内住民の安否について市災害対策本部へ報告するものとする。

7 住民が実施する被害状況等の収集、連絡

- (1) 異常現象の発見時の通報
 - 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報するよう努める。

第8節 通信運用計画（共通）

第1項 防災目標

○災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受理伝達等重要通信を確保する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・消防本部

第3項 対策

1 通信手段の確保

(1) 電話による通話

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続を決めておくものとする。

ア 非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合に必要な事項を内容とする通話は、全て手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 無線通信

災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、市の保有する無線網を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 電報による通信

ア 「非常扱いの電報」

地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱いの電報であること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称 ・通信文と発信人名

(4) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。

非常通信系統図(令和2年度版非常通信事務必携より)

市町村	番号	ルート名	ルート	県庁
名張市 危機管理室	直接 ルート	① 通常ルート、	 伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 0595-24-8003 0595-24-8010(FAX) 080-1610-0007(衛星)	県防災(地上系、衛星系)
		② 県防災無線(固定系)		三重県 防災対策部 災害対策課 059-224-2157 059-224-2199 (FAX)
		③ 県防災無線(移動系)		三重県 防災対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 (FAX)
		④ 衛生携帯電話(スラヤー)		三重県 防災対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 (FAX)
		⑤ 市町防災無線(移動系)		三重県 防災対策本部 直通 059-224-2244 059-224-2245 (FAX)
		⑥ 県防災(衛星可搬)(消防本部等により搬入)		国交省専用 回線 85-749-312
250MHz デジタル	中継 ルート	① 警察ルート	 名張警察署 地域課 0595-62-0110 三重県警察本部 地域部通信指令室 059-222-0110	防災相互無線 150MH FB/ML 400MHz/ML 260MHzデジタル
		② 国交省ルート	 木津川上流河川事務所 調査課 0595-63-1611 0595-64-1238(FAX)	国交省専用 回線 85-749-312
		③ 消防ルート	 名張市消防本部 0595-63-09999	県防災(地上系、衛星系、衛星可搬)



(5) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(6) 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関(市町等)に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

(7) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

2 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割を持っているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、中でも次の点に注意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源(自家用発電施設、電池等)、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

3 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

第9節 避難対策活動（共通）

第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとる。
- 多くの住宅が全壊（焼）、半壊（焼）することが想定されるため、避難者の一次的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・福祉子ども部・都市整備部・教育委員会・上下水道部・消防本部

第3項 対 策

1 避難実施体制の確立

災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

2 自主避難の指導

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

3 市長の指示等に基づく避難

市長は、洪水・浸水、土砂崩れ等の発生により人命の危険が予測される時に、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合や、地震災害時に同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための避難指示及び避難指示（緊急）を行う。

また、「避難指示」の前段階としての「高齢者等避難」を伝達し、適切な避難誘導を実施する。また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期に自主避難所を開設する。

(1) 市長の避難の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条）

(2) 洪水のための指示

洪水、雨水出水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。（水防法第29条）

(3) 市長不在時の対応

市長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理者を置くものとする。

(4) 高齢者等避難

住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を必要に応じて伝達する。

(5) 避難指示等の基準の見直し

避難指示等の基準について、ガイドラインなどを踏まえた再点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

4 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は退去を命じるものとする。
- (2) 警察官は、市長又はその職権を使う職員が現場にいない場合、又はこれらのものから要求のあった場合、市長の権限を代行する。この場合は直ちに市長に対して報告する。
- (3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長にその旨報告する。

5 避難のための立ち退きの指示等の権限

実施者	災害の種類	要 件	根 拠 法 令
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年号外法律第136号)第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法(昭和32年号外法律第30号)第25条
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条
消防長又は消防署長	危険物等	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故で火災の発生のおそれがあり、人命、財産に著しい被害を及ぼすと認められるとき	消防法(昭和23年法律第186号)

6 避難の一般的基準

避難指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとする。

- (1) 河川が避難判断水位を突破したときや、ため池が決壊したとき。
- (2) 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生し、火災や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
- (3) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (4) 爆発のおそれがあるとき。
- (5) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (6) その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

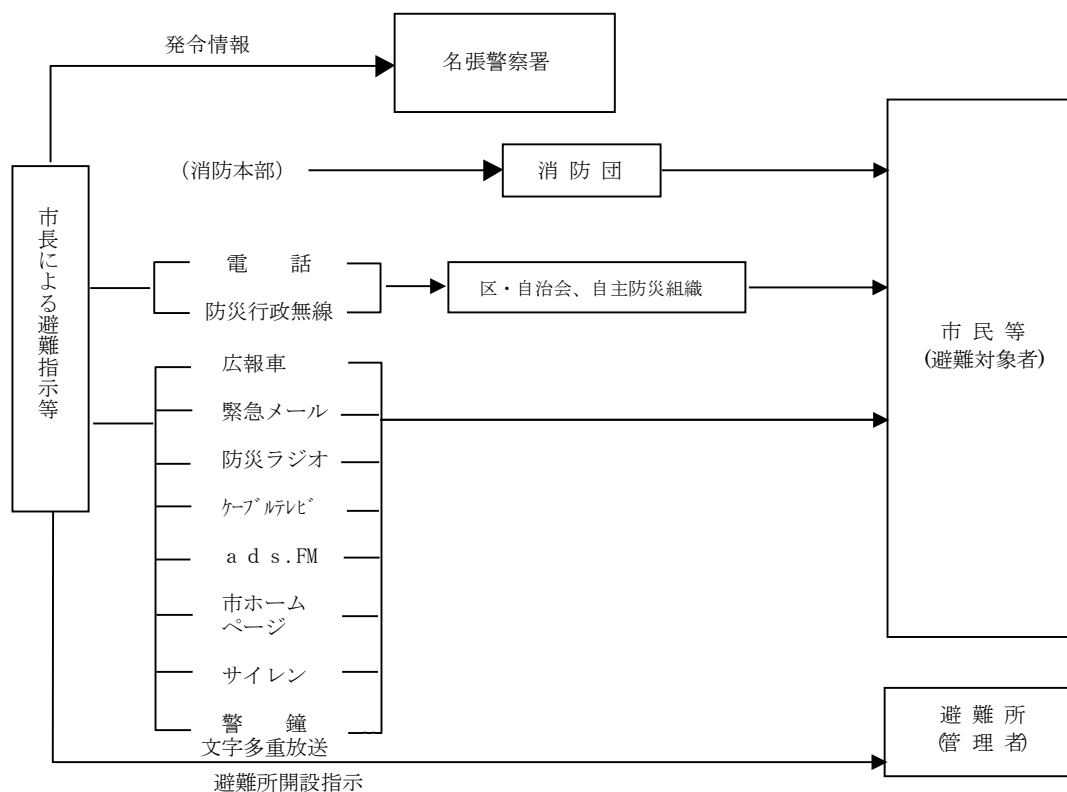
7 避難指示等の内容及びその周知

(1) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域名
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

〔避難指示の方法 概念図〕



(2) 避難の周知徹底

避難指示等を行ったとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難指示等をし、若しくは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

(ア) 指示等の周知徹底

避難の指示をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

- a 緊急メール、防災ラジオ、災害時情報共有システム（Lアラート）等による周知
- b 広報車による周知
- c 高齢者、障害者、外国人等要配慮者及び観光客に対する避難情報の提供

(イ) 避難の指示文例

避難の指示文例は、名張市避難情報等の判断伝達マニュアルのとおりとする。

(ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘	乱		打	
余いん防止付 サイレン信号	1分 ●—— 5秒	1分 ●—— 5秒	1分 ●——	

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

8 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

9 避難方法

(1) 避難の順序

避難立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人等の要配慮者を優先して避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動支援等を行う。また、要配慮者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うこととする。

(2) 移送方法

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力により立ち退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きに当たっての携行品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をするものとする。

10 市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。

(2) 避難に備え、最低3日（ローリングストック法等により、できれば1週間）分以上の食料、飲料

水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品、衛生資材等を常に準備しておく。

- (3) 避難に際しては、素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備しておく。
- (4) 避難に際しては、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備しておく。
- (5) 持ち出す貴重品は、準備しておく。
- (6) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめておく。
- (7) その他避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

1 1 避難誘導

- (1) 避難誘導員は、市職員、消防職員及び消防団員が自主防災組織、区・自治会と協力し、警察官と連携して行うものとする。
- (2) 誘導に当たっては、指示された避難所へ自主防災組織単位、区・自治会単位での集団避難を心がけ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人等の要配慮者の避難誘導を優先的に行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な場所は誘導員を配置、誘導ロープ等を設置する。また、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (4) 避難に当たっては、携行品を必要最低限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 避難行動要支援者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、市が手配した車両により避難者を移送するものとする。移送に当たっては、必要に応じ名張警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。
- (6) 避難行動要支援者の避難誘導

災害発生時において、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は迅速・的確な行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、「名張市災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度」に基づき、平常時より地域づくり組織、区長・自治会長、民生委員・児童委員等を中心に地域の避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための連携体制の整備を図るものとする。

また、社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障害者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知徹底に努める。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等に協力を要請するものとする。

1 2 避難所の開設及び運営

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、あらかじめ指定されている避難所に避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設するものとする。

(1) 避難所及び一時避難場所

ア 避難所とは、大地震などの大規模災害に際し、避難した住民を収容し保護するため設置する施設である。

イ 一時避難場所とは、風水害や地震などの災害による家屋倒壊、火災発生、堤防等の決壊により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所。原則として、一時避難場所では救助活動は行わない。

(2) 収容者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者

(3) 設置の方法

- ア 避難所はあらかじめ施設を指定するものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外に、土砂災害等の危険箇所に配慮し、施設の管理者の同意を得て避難所として開設する。
- イ 被害が甚大で、市内に避難所を開設することができないときには、知事及び関係市町長と協力し、隣接市町長に本市の住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。
- ウ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。市民が市長の指示に基づかず、自主的に親戚、縁者等の家屋に集団で避難して、そこを避難所と称しても、これを本計画に定める避難所と認めることはできない。
- エ 避難行動要支援者を集中的にケアするために、福祉避難所を設置する。ただし、この福祉避難所は、発災より時間が経過した後に設置するものとする。

(4) 設置報告及び収容状況報告

避難所を開設したときは、市長は直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

- ア 避難の種類（自主避難、高齢者等避難、避難指示）
- イ 避難所開設の日時及び場所
- ウ 箇所数及び収容人員
- エ 開設期間の見込

(5) 運営管理

避難所の運営に当たっては、各地域の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるように努める。
- イ 男性や女性、LGBT（性的少数者）のニーズの違いに配慮しつつ、それぞれの視点に立って避難者のニーズの早期把握に努めることとし、特に、更衣室や授乳室、誰もが使用できるトイレの設置、生理用品等の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、LGBTのニーズ等、多様性に配慮した避難所の運営に努める。
- ウ 避難所におけるプライバシーの保護等、避難者の生活環境に配慮し、良好な生活の確保に努める。
- エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- オ 高齢者、障害者等、要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所の設置等、常に良好な衛生状態を保つよう心掛ける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。
- カ 避難所開設が長期にわたる場合は、施設の管理者、教職員、警察官、避難者を代表する地域づくり組織等の協力を得て、「避難所運営委員会」等を設置するなどして、協力して避難所の運営、管理を行うよう努める。
- キ 避難所に配置する要員は、原則として2人とし、市の職員を充てる。また、要員は避難所において特に要配慮者に配慮し、概ね次の事項を実施する。
 - (ア) 負傷者に対する応急の救護及び搬送
 - (イ) 避難した者の人数や身元等の把握
 - (ウ) 避難所周辺の火災等の状況確認
 - (エ) 避難した者への情報の伝達

- (オ) 避難した者からの情報収集及び安否情報の発信
- (カ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引渡し
- (キ) 施設管理者と協議し、施設のうち使用禁止部分を設定し避難者に周知
- (ク) 救援物資の搬入及び仕分け
- (ケ) 食事の配分
- (コ) 市災害対策本部との連絡調整
- (カ) コロナ禍における感染予防対策

また、避難所運営に当たっては、避難所間の格差を生じさせないように努める。

ク 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

〔避難所運営委員会の班編成例〕

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置、ごみ処理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の収受・管理・配布等

(6) 開設の期間

- ア 災害救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内と定められている。ただし、厚生労働大臣の同意により期間を延長することができる。
- イ 避難所に一時収容した避難者に対しては、所要の応急保護を施したあと、縁故先のある者については速やかに縁故先へ移動するよう促し、その他の者についても他に分散するよう指導し、避難所においては可能な限り短期間の収容にとどめること。
- ウ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促すものとする。

(7) 費用の限度

災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は次のとおりとする。

限度額	備考
(基本額) 1人1日当たり 330円以内	冬季については別に定める額を加算する。ただし、高齢者、障害者であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における実費を加算できる。
夏季4月から9月 冬季10月から3月	

(8) 避難行動要支援者への対応

避難所で生活する避難行動要支援者に対し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

- ア 区長・自治会長等、民生委員・児童委員等、地域支援者が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

(9) エコノミークラス症候群に対する対策

平成16年に発生した中越地震では、狭い車中での避難生活でエコノミークラス症候群を発症するケースが目立った。こうしたことから避難生活においては、個人のプライバシーの保護を前提として本人の意志を尊重しつつ、車中での避難生活については注意を喚起し、避難所での避難生活を促す。

(10) ペットに対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角を基本にペットの避難場所を設けることとし、市は、管理場所を検討するものとする。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑が掛からないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。

(11) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

1 3 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入れを要請する。

1 4 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

1 5 避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、環境部、救護部、教育部を通じて避難所に配置した職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所職員は、教育部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。
- (3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

1 6 既設避難所の安全確認について

既設の避難所について、土砂災害警戒区域や浸水区域等の区域又はその付近にある避難所については、安全性等を確認した上で、必要な場合は、地元と協議を行いながら変更等検討する。

1 7 住民が実施する対策

(1) 避難指示等発令時の行動

住民は、市が発令する避難指示等の情報を確認し、また、洪水・土砂災害ハザードマップ等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。

ア 高齢者等避難発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から高齢者等避難が発令された場合は、立ち退き避難又は垂直避難（自宅の2階や建物の高層階への避難等）を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、避難行動要支援者に対しては、高齢者等避難発表時点で避難行動を開始できるよう、介

護者や地域が避難行動要支援者の避難行動を支援する。

イ 避難指示発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から避難指示が発令された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難又は垂直避難等を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

また、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、避難指示を待たずに自主的な判断で危険な場所から避難することを心掛け、やむを得ず避難指示が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫している又は災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動（緊急安全確保）をとる。

(2) 住民の協力による避難行動の促進

洪水浸水想定区域図により浸水の可能性が認められる地域住民は、各河川の避難判断水位を超え避難指示等が発表されるなど、洪水の危険を認知、又は洪水の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合など、周辺の住民に声かけを行い、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、地域の合意形成がなされている場合には、自家用車等で避難を行う。

(3) 要配慮者の避難支援

洪水浸水想定区域図により浸水の可能性が認められる地域において、各河川の避難判断水位を超えて避難指示等が発表されるなどした場合、可能な範囲で要配慮者の避難の支援に努める。要配慮者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保する。

(4) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(5) 要配慮者への支援

避難所の運営に当たっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(6) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

(7) 避難立ち退き

避難立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とする。

第10節 消防救急活動（共通）

第1項 防災目標

- 火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務を確実に遂行し、市民の生命・身体・財産を確保する。
- 地震発生直後に、可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大防止に努める。
- 同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。
- 消防本部は、火災の全体把握を行うとともに、消防本部内に消防対策本部を設置し、消防部隊の重点的な部隊配置に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院

第3項 対 策

1 消防活動

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。なお、災害の規模が大きく、関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

- (1) 市は、消火活動の主体として、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
- (2) 市長は、被害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請する。
 - ア 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。
 - イ あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (3) 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。
- (4) 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

2 林野火災空中消火活動

(1) 空中消火の実施

市長等は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 初動体制

(ア) 災害情報等の報告

市長等は、地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

(イ) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定に当たっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第3章第43節「自衛隊災害派遣要請」に定める所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

- a 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。
- b 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(エ) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ 空中消火活動

(ア) 現場指揮本部における任務

- a 情報の総括
空中偵察用航空機、空中消火用航空機、消防本部その他関係機関からの情報収集と総括を行う。
- b 空中・地上各消火隊の活動統制
消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動する。

ウ 派遣要請

(ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は第3章19節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。

エ 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告する。

オ 報告事項

- (ア) 林野火災の場所
- (イ) 林野火災焼失(損)面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数(機種別)
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項

3 救急活動

(1) 市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動

を要請する。

- (3) 市は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示の下に特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図るものとする。

4 資機材の調達等

- (1) 消防活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 必要に応じて、民間からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

6 住民が実施する対策

- (1) 消防活動（初期消火活動）

発災直後にあつては、道路交通等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。
- (2) 救急活動（初期救急活動）

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。
- (3) 資機材の調達等
必要に応じて、地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

第11節 救助活動（共通）

第1項 防災目標

- 災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者に対して、迅速に救助活動を行う。
- 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合、救助を要する市民等が多数発生し、消防機関や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されるため、消防団や自主防災隊を中心とした住民自身が、可能な限り早期に救助活動に参加する。

第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部

第3項 対策

1 実施機関

市災害対策本部は、消防団、名張警察署及び自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

2 救助対象

救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

- (1) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (3) がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合及び孤立した地点に取り残された場合
- (4) 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- (5) ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- (6) 山津波あるいは雪崩により生き埋めになった場合
- (7) その他これに類する場合

3 救助の手順

- (1) 市災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救出活動を実施しなければならない。なお、救出困難と認められたときは、名張警察署、消防団、自主防災組織、住民等の応援を得て実施するものとする。
- (2) 救出された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関等に搬送する。

4 活動拠点の確保

市は、県と連携して警察・消防・自衛隊の応援部隊やその他の救援活動に必要な施設・空地等を確保する。

5 資機材の調達

- (1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

(3) 救助資機材の所在については、十分周知を図るものとする。

6 救助活動

り災者の救出は、市災害対策本部において迅速に実施することを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ、特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察本部及び近隣市町等と緊密な連携をとり、万全を期するものとする。

- (1) 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。
- (2) 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防援助隊の応援出動を要請する。
- (3) 近隣市町又は各救助機関への応援要請の連絡先・手続については、名張市地域防災計画や災害対策マニュアル等に定めるなど、職員の周知に努める。

7 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の捜索に当たっては、救助活動に引き続き市災害対策本部が消防団、名張警察署、地域住民と協力して実施する。
- (2) 行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
- (3) 行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。
- (4) 捜索が困難な場合には、県に応援を要請する。

8 関係機関等への応援要請

大規模な災害により市だけで対応できない場合は、県、警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、緊急消防援助隊の出動要請、又必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼するものとする。

9 住民が実施する対策

- (1) 初期救助活動
大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努める。
- (2) 資機材の調達等
必要に応じて地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

10 災害救助法が適用された場合の救助活動

- (1) 対象者
災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
注：「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上、生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「遺体捜索」として行う。
- (2) 費用の範囲
救出のために支出できる費用は、船艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救出期間
災害発生の日から3日以内とする。

第12節 医療・救護活動（共通）

第1項 防災目標

- り災者の生命、身体の保護に当たっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確かな医療活動を行う。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。
- 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した場合、市内の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療・救護活動が必要となる。

第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・消防本部・市立病院

第3項 対 策

1 実施体制

市は、一般社団法人名賀医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに救護活動の要請を行う。医療救護班を中心として活動する他、DMAT（災害派遣医療チーム）の受入れ、派遣にも協力する。

2 救護班の編成

（1）直轄救護班の編成

名賀医師会からの派遣医師が加わり、派遣医師・看護要員・その他補助要員で編成する。

（2）名賀医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成表計画が立てられているので、必要に応じて協力を依頼する。

ア 名賀医師会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。

イ 救護班の編成は、名賀医師会組織を基本とし、災害の状況により複数単位の編成を行う。

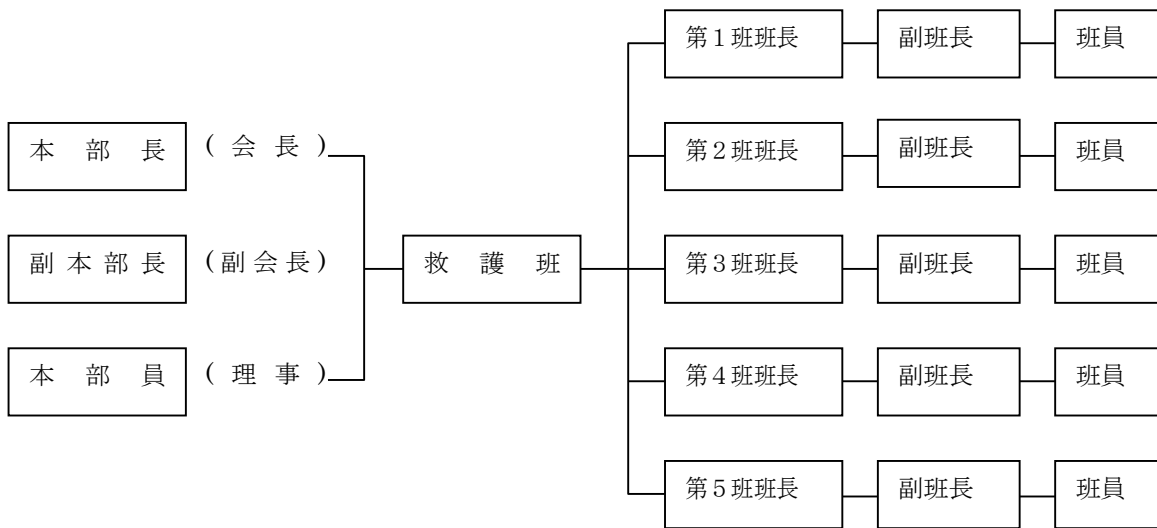
ウ 災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に救護にあたる。

エ 班長は現場責任者となり、その指揮を行う。

オ 大きな災害があるときは、各班より1人ずつ連絡者（事務員、その他）を本部に差し出し、指令を受ける。

カ 本部を名賀医師会とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。

キ 医療救護班の医療活動への連絡調整において、名張市の責任者は福祉子ども部長、名賀医師会の責任者は救急担当理事とする。



3 救護所の設置

- (1) 救護所の設置場所は、市指定避難所及び災害現場などを候補地とする。
- (2) 必要に応じ、名賀医師会救護班に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。

4 医療、救護活動

(1) 実施責任機関

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市が実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができる。

イ 県は、市から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

ア 医療救護班の派遣による実施

(ア) 設置時期 災害発生後数日間

(イ) 設置者 市等

(ウ) 設置場所

市があらかじめ選定した候補地（休日応急診療所等）の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

(エ) 役割

a 医療のトリアージ

b 応急措置

- c 周辺医療機関への搬送指示
 - d 遺体の一次収容
 - e 遺体の検視・検案に対する協力
- (オ) 救護所におけるトリアージ
 救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とする。
- イ 医療機関による実施
- (ア) 被災地の医療機関による実施
 市は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。
- (イ) 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施
 市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。
 また、名張市立病院は、災害拠点病院としての活動を行う。
- ウ 患者搬送及び収容の実施
 市は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない救急患者等を、地域内の災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。
 また、地域内の災害拠点病院で対応できない患者は医療処置後、広域医療搬送を行う。
- エ 応援等
 市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。
- オ 病院、診療所等との連携体制
 市災害対策本部（救護部）は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。
- (4) 医療状況等の把握
 発災後はEMIS（広域災害・救急医療情報システム）を随時確認し、付近の医療施設の診療状況等を把握するなど傷病者へ適切に対処する。
- (5) 費用の支弁
- ア 医療救助の費用
 医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- イ 助産救助の費用
 助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。
- ウ 医師等に対する費用
 医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令（昭和22年政令第25号）第5条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額とする。
- エ 費用の支弁区分
- (ア) 市の支弁
 市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担するものとする。
- (イ) 県の支弁
 災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。
- (ウ) 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又

は管理者が負担するものとする。

(6) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また、廃疾となったときは、基本法第 84 条第 2 項等又は災害救助法第 29 条の規定に基づき、上記「(5) 費用の支弁区分」に定めるところにより、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって受ける損害を補償するものとする。

5 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は市長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第 3 章第 18 節「緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。

また、市長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

6 医療施設の応急復旧

(1) 公共病院・診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

7 こころのケア

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2) 市は、高齢者、障害者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

8 収容施設

(1) 傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、最寄りの医療機関又は災害拠点病院へ収容する。

(2) 収容の場合はできる限り救急車を利用する。

9 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は県に対し、備蓄医薬品等の支給を求める。

10 その他の防災関係機関が実施する対策

(1) 医療、救護活動(医療機関、日本赤十字社三重県支部)

ア 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

(ア) 医療機関による方法

- a 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施することとする。
- b 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

(イ) 日本赤十字社三重県支部の救護活動

災害救助法に基づく救護業務(医療、助産及び死体の処理)は次のとおりとする。

a 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班8個班を編成し、救護活動を行う。

b 救護班活動

(a) 救護班編成及び派遣

医 師	1 人	※ただし、災害の規模や種類に応じて編成人数を増減し、又は専門分野の要員(医師、助産師、薬剤師等)を加えることもある。
看護師長	1 人	
看 護 師	2 人	
主 事	1 人	
運 転 手	1 人	
計	6 人	

(b) 救護所の開設

(ウ) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請する。

区 分	活 動 概 要
地域奉仕団	市町単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力する。
青年奉仕団	18 歳以上の社会人、学生の青年層により組織され県支部の救護物資運送等に協力する。
無線奉仕団	県内の無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力する。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織している。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の介護等に協力する。
救 護 ボランティア	災害時に救護所設営・運営、救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時預かり、カウンセリング、情報収集・伝達、道路案内、通訳等の協力をする。

(2) 負傷者の搬送(医療機関)

前記「5 負傷者の搬送」に準ずる。

1 1 住民・地域が実施する対策

(1) 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

(2) 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ食事と水分、薬を適切に管理し、摂取する。

また、避難時には、お薬手帳を携帯する。

第13節 局地的災害応急対策（風水害等）

第1項 防災目標

○局地的な災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、被害を軽減し拡大を防止する。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部

第3項 対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人一人の安全確保行動が重要となるため、住民等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すよう努める。

4 廃棄物処理対策

浸水により使用できなくなった家電製品、畳、家具等の廃棄物が大量に出ることが予想されるため、廃棄物の発生状況を把握し、その処理について伊賀南部環境衛生組合に要請するものとする。また、市内業者の協力も得て、市内で処理が可能な量については処分する。ただし、市内での処理が困難な場合は、県へ応援要請をする。

5 環境汚染対策

(1) ばい煙発生施設又は指定施設対策

ア 水害が発生した場合には、関係職員を現地に派遣して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。

イ 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康被害の防止と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 排水施設又は特定施設

- ア 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には関係職員を現地に派遣して、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- イ 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに設置者は関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康被害の防止、健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

6 避難対策

「第3章第8節 避難対策活動」による。

7 住民・地域等が実施する対策

(1) 局地的大雨対策

ア 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

住民・地域等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁等が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

イ 局地的大雨の避難対策

住民・地域等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

ウ 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風対策

ア 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、竜巻等、突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

イ 竜巻等突風からの避難・防護対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

(ア) 屋内での退避行動

- ・窓やドア、外壁から離れる。
- ・家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

(イ) 屋外での退避行動

- ・コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・駆け込める屋内がない場合は、頑丈な建造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ・車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

ウ 雪害対策

(ア) 局地的大雪に関する防災気象情報等の活用

住民・地域等は、気象台が発表する大雪注意報・警報や 12 時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着し、タイヤチェーンを携行・装着する。

(イ) 雪害からの防護対策

住民・地域等は、所有又は管理する住居や事業所等のカーポートなどが雪の重みで倒壊したり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により 2 人以上で作業を行うよう努める。

第14節 災害警備活動（共通）

第1項 防災目標

○災害時の様々な社会的混乱の中、警察や防災関係機関と連携して、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防等を行い、被災地における治安維持を行う。

第2項 実施責任

危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・行政・デジタル改革推進室

第3項 対 策

1 災害警備等に関する情報の収集

収集する情報は、「行方不明者」「迷子」「救出・救護」等のほか、民心安定を著しく低下させる被災地の無人化した住宅街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所における性犯罪やトラブル、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、粗暴犯に加え、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪等とし、警察と連携して、市災害対策本部に報告するものとする。

2 災害警備に関する広報

県及び警察と連携して、市民に対しての広報を行う。

3 広報の方法

市が行う広報は、市の広報車、ケーブルテレビ、「a d s . F M」、緊急メール、防災ラジオ、チラシ等で行い、被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障害者等に配慮した伝達を行う。

4 ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

5 地域・市民が実施する対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第15節 交通応急対策（共通）

第1項 防災目標

- 交通渋滞等により人命に係る応急対策活動が支障を来さないよう、陸上の交通を確保する。
- 発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急交通路を迅速に確保する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は市において行うものとする。ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請するものとする。

2 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第76条の3第4項及び第6項の規定により、次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとり置を行うことができる。

基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

3 災害輸送の方法

(1) 次の方法のうち、最も適切な方法により実施する。

- ア 貨物自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 作業員等による輸送

(2) 緊急輸送手段の確保

- ア 緊急車両の調達
市が保有する車両等の一括管理により対応する。

(3) 輸送力の確保

- ア 市は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成するものとする。
- イ 営業車を所有する者に協力を求める。

(4) 災害時の車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

4 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出制度

ア 災害発生時における緊急通行車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

イ 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

(2) 緊急通行車両の確認

災害が発生した際、上記(1)で事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

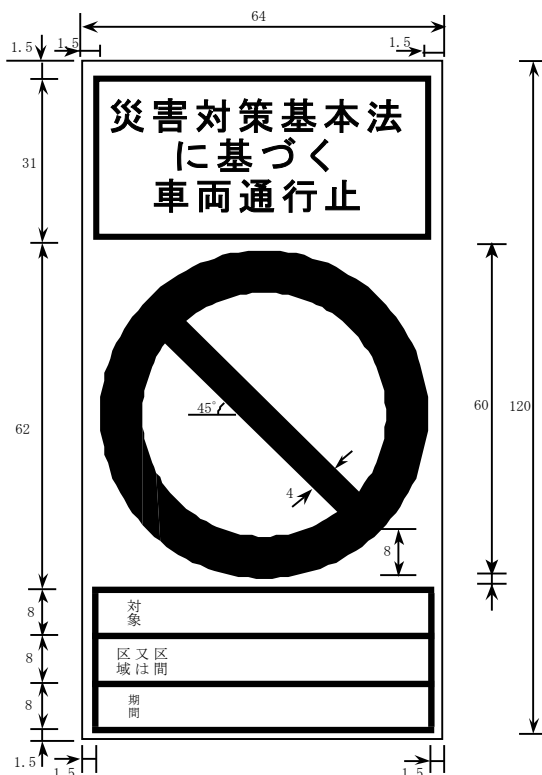
上記(2)の緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

(4) 確認等機関

上記(2)(3)の緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、三重県防災対策部、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署及び災害時に設置される交通検問所において行う。

参考

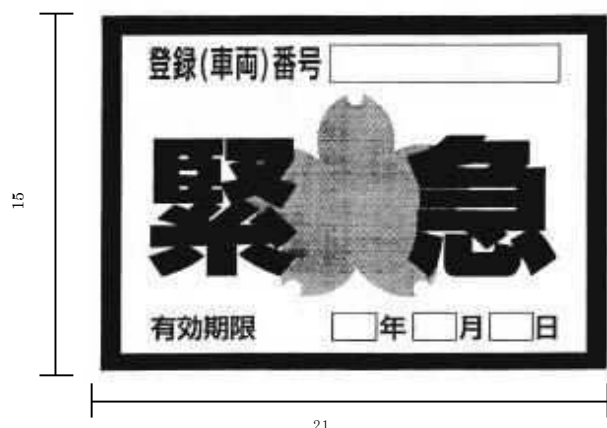
1. 災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

2. 災害対策基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 鉄道輸送の確保

鉄道等の利用については、必要の都度、近畿日本鉄道株式会社等に連絡の上措置する。

6 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

- (1) 災害時、陸上交通が途絶した場合の被災住民の人命救助と生活必需物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、グラウンド等をヘリコプター緊急離着陸場（以下「緊急離着陸場」という。）に選定し、市は次の作業を行うものとする。なお、県において選定した本市関係分の緊急離着陸場は、次表のとおりである。

指定番号	所在地	場所名 () 内は離発着場区分)	緯度・経度	管理者 電話番号	面積	備考
208-01	名張市 薦生 1595	薦原小学校グラウンド	N 34° 39' 08 E136° 05' 17 UTM9971-3503	0595 63-2800	70m×50m	フェンス
208-02	〃 桔梗が丘7番町1街区 1926-1	桔梗が丘中学校グラウンド	N 34° 38' 46 E136° 07' 33 UTM0318-3437	〃 65-1726	150m×130m	
208-03	〃 桜ヶ丘 3088-1	平尾山カルチャーパーク	N 34° 37' 16 E136° 06' 02 UTM0090-3160	〃 63-7271	110m×70m	高圧柱
208-04	〃 夏見 2812	名張市民野球場	N 34° 37' 30 E136° 06' 36 UTM0177-3202	〃 63-7100	100m×100m	
208-05	〃 赤目町檀 116	錦生赤目小学校グラウンド	N 34° 35' 54 E136° 04' 38 UTM9879-2905	〃 63-1803	90m×70m	照明灯
208-06	〃 安部田 2270	錦生運動場	N 34° 35' 54 E136° 03' 42 UTM9735-2901	〃 63-7100	80m×40m	フェンス
208-07	〃 つつじが丘北3番町5	つつじが丘小学校グラウンド	N 34° 36' 27 E136° 07' 50 UTM0368-3011	〃 68-3485	130m×80m	照明灯
208-08	〃 百合が丘東6番町1	名張青峰高等学校グラウンド	N 34° 36' 36 E136° 06' 18 UTM0131-3035	〃 64-1500	200m×100m	照明灯

208-09	〃 夏見 2812	名張中央公園駐車場 (専)	N 34° 37' 30 E136° 06' 42 UTM0190-3202	〃 63-7100	150m× 80m	※
208-10	〃 百合が丘東 9 番町 1	百合が丘小学校グラウンド	N 34° 36' 18 E136° 06' 24 UTM0147-2979	〃 64-6211	130m× 70m	ネット
208-11	〃 蔵持町原出 338	蔵持小学校グラウンド	N 34° 38' 07 E136° 06' 26 UTM0148-3317	〃 63-0068	80m× 60m	
208-12	〃 夏見 351	箕曲小学校グラウンド	N 34° 36' 46 E136° 05' 49 UTM0058-3065	〃 63-1802	70m× 50m	
208-13	〃 滝之原 1050	滝之原運動場	N 34° 37' 49 E136° 09' 20 UTM0592-3256	〃 63-7100	60m× 60m	照明灯 フェンス
208-14	〃 新田 117-2	美旗小学校グラウンド	N 34° 39' 54 E136° 08' 16 UTM0425-3648	〃 65-3009	100m× 70m	照明灯 フェンス
208-15	〃 下比奈知 1423	比奈知小学校グラウンド	N 34° 37' 19 E136° 07' 50 UTM0365-3170	〃 68-1104	120m× 50m	照明灯 フェンス
208-16	〃 すずらん台東 3 番町 219	すずらん台小学校グラウンド	N 34° 38' 01 E136° 09' 39 UTM0640-3302	〃 68-0555	120m×100m	フェンス
208-17	〃 長瀬 2951	長瀬公園	N 34° 36' 04 E136° 10' 05 UTM0710-2943	〃 63-7648	60m× 50m	照明灯
208-18	〃 梅が丘北 1 番町 340	梅が丘小学校グラウンド	N 34° 38' 17 E136° 05' 25 UTM9993-3344	〃 63-2160	170m×100m	
208-19	〃 百合が丘西 1 番町 178	名張市立病院駐車場 (病)	N 34° 36' 32 E136° 05' 48 UTM0055-3023	〃 61-1100	55m× 30m	
208-20	〃 蔵持町里 2835-5	名張市中央浄化センター	N 34° 38' 07 E136° 06' 08 UTM0102-3315	〃 61-2009	23m× 20m	
208-21	〃 美旗中村 2380	北中学校グラウンド	N 34° 39' 05 E136° 07' 10 UTM0259-3498	〃 65-1244	120m× 85m	ネット
208-22	〃 箕曲中村 219	赤目中学校グラウンド	N 34° 36' 33 E136° 04' 53 UTM9915-3023	〃 63-0707	130m× 75m	ネット
208-23	〃 桔梗が丘 1-5-13	桔梗 1 体育館グラウンド	N 34° 38' 50 E136° 07' 07 UTM0251-3449		100m× 70m	ネット
208-24	〃 つつじが丘南 1-241	南中学校グラウンド	N 34° 36' 25 E136° 08' 18 UTM0437-3004	〃 68-0022	115m× 100m	ネット
208-26	〃 春日丘 7-1	近畿大学工業高等専門学校 グラウンド	N 34° 36' 49 E136° 07' 21 UTM0291-3076	〃 41-0111	80m× 50m	照明灯 ネット 人口芝

208-27	〃 百合が丘西 5-15	セコム(株)HDセンター名張	N 34° 36' 24 E136° 05' 28 UTM0004-2996	〃 63-4455	20m× 15m	建物
208-28	〃 新田 1630	みはたメイハンランド	N 34° 40' 09 E136° 08' 06 UTM0399-3695	〃 63-7100	70m× 55m	
208-29	〃 桔梗が丘西 4-2	桔梗が丘第2グラウンド	N 34° 38' 55 E136° 06' 46 UTM0004-2996	〃 63-7873	100m×110m	
208-30	〃 梅が丘南 5-15	名張中学校第2グラウンド	N 34° 37' 55 E136° 04' 58 UTM9927-3278	〃 63-7873	140m× 90m	

※離発着場区分・・・**専**: 専用拠点 **病**: 病院離着陸場

※名張中央公園駐車場を使用する際は、乗馬クラブ(63-6091)へ連絡すること。

- (2) 緊急離着陸場には、航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒を焚いて着陸前に風向きを示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの**H**印表示を行い、上空よりの降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は着陸場(県において指定するものに限る。)にカンテラ等により着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。

7 防災ヘリコプターの応援要請

- (1) 市は、災害が発生し、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合に、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター運航管理要綱及び三重県防災ヘリコプター緊急運航要領の定めるところにより、県に対して原則として概ね次の場合に行う。

ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

- (2) 要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに文書で要請する。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 離着場所の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要事項

- (3) 緊急時応援要請連絡先

連絡先	NTT回線 (緊急専用回線)	防災行政無線
三重県防災対策部災害対策総務課	059-235-2555	8-145-※※-11
防災航空班	F059-235-2557	F8-145

8 県への応援要請

(1) 空中輸送

航空機、ヘリコプターによる輸送を必要とする場合、緊急離着陸場を指定して、県へ報告する。

9 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため段階的に対処しなければならない。

(1) 輸送対象

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設（道路、緊急離着陸場等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(2) 輸送車両等の確保

ア 輸送車両等の確保

- (ア) 応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 市有車両等
- (ウ) 営業者所有車両等
- (エ) その他自家用車等

イ 陸上輸送の確保のため、緊急輸送道路の指定を行う。

10 災害救助法による輸送の基準

(1) 災害救助法による応急救助実施のための輸送及び移送は次によるものとする。

ア 被災者の避難のための移送

市長、警察官等の避難指示に基づく長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

患者又は医療関係者の移送

ウ 被災者の救出のための移送

救出のための人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水の供給のための移送

飲料水の輸送及び確保のための人員、機械器具、資材等の輸送

オ 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、救助に必要な医療器具、医薬品の輸送

カ 死体の捜索

死体の捜索のための人員、資材等の輸送

キ 死体の処理（埋葬を除く。）

死体の処理のための人員、資材等、死体の移送

(2) 費用の基準

応急救助のため支出できる輸送費及び人夫費は、当該地域における通常の実費とする。

11 住民・地域が実施する対策

(1) 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第16節 障害物除去活動（共通）

第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように障害物を除去する。
- 被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

第2項 実施責任

地域環境部・産業部・都市整備部

第3項 対 策

1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運び込まれた障害物の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。

2 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道及び県道については三重県が、市道については市が、それぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

3 河川等の障害物の除去

損壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である国土交通省、県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や一般社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

4 住宅関係障害物の除去

災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任を受けた場合は、市長がこれを行う。災害救助法が適用された場合の除去対象となるものは、次によるものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状況であること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に流れ込んだ障害物の除去に限るものであること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

5 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行うものとする。

- (1) 障害物の発生量を把握する。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるものなどを優先的に収集する。

(3) 障害物のできる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

6 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積又は保管するものとする。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

7 災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

(1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの。

イ 住家は、半壊又は床上浸水したもの。

ウ 原則として、当該災害により住家に直接被害を受けたもの。

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にすることである。

(3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内

第17節 流木の防止（風水害等）

第1項 防災目標

○洪水等により流出した木材による二次災害を防止する。

第2項 実施責任

産業部・都市整備部

第3項 対 策

1 貯木場における措置

民間貯木場

警察は、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し木材の流失防止について必要な措置をとるよう指示する。

2 流木に対する措置

- (1) 河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者又は市又は関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。
- (2) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び市が上記（1）に準じた措置をとる。

3 河川管理者との連絡体制

市は、国・県等の関係機関と流木等の状況及び処理について連絡・調整できる体制を整え、洪水等が発生した場合、綿密に連絡を取り合い、共に協力し、木材による二次災害を防止する。連絡方法は市防災行政無線又は電話とする。

4 木材の所有者・占有者が実施する対策

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川等の管理者に速やかに連絡する。

河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

第18節 緊急輸送活動（共通）

第1項 防災目標

○災害応急対策活動に必要な救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の人員、物資等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 輸送の対象

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

（2）第2段階

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設(道路、緊急離着陸場等)の応急復旧等に要する人員及び物資

（3）第3段階

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

災害輸送は、その応急対策を実施する機関がその地域内で処理できないときは、市災害対策本部にあっては三重県災害対策本部の地方災害対策本部に、地方災害対策本部は県災害対策本部に、車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定に基づく隣接府県等の応援を求めるものとする。

（1）車両等の確保は概ね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

（2）市災害対策本部における輸送力の確保

ア 陸上輸送

（ア）市有車両による輸送

市災害対策本部各部署は、あらかじめそれぞれが保有する自動車等の数及び種類を掌握し、部

内での輸送計画を立てておくものとする。

(イ) 自動車運送事業用車両等による輸送

市災害対策本部は、車両が不足する場合は、県に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとする。

(ウ) 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、県と協議、連絡して処理するものとする。

イ 空中輸送

陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

ウ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、第3章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

エ 従事命令による輸送

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

(ア) 鉄道事業者及びその従事者

(イ) 自動車運送事業者及びその従事者

(3) 燃料の確保

市災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 道路情報の収集・伝達

市災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

(5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

(6) 応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

【緊急輸送道路一覧】

	路線名	区間
一般国道	165号(第1次)	名張市下小波田・滝之原～名張市安部田
	368号(第2次)	名張市西田原～名張市上長瀬
主要地方道	奈良名張線(第3次)	名張市平尾～名張市夏見
	名張曾爾線(第3次)	名張市夏見地内
市 道	平尾中央公園線(第2次)	名張市鴻之台地内
	青蓮寺名張線(第2次)	名張市百合が丘～名張市夏見
	池之谷中央線(第2次)	名張市百合が丘地内
	市道桔梗が丘中央線(第3次)	名張市桔梗が丘地内
	すずらん台中央線(第3次)	名張市すずらん台地内
	すずらん台4号線(第3次)	名張市すずらん台地内
	春日丘中央線(第3次)	名張市夏見～名張市つつじが丘
	国津箕曲線(第3次)	名張市中知山～名張市つつじが丘北
	つつじが丘北南線(第3次)	名張市つつじが丘北～名張市つつじが丘南
	鴻之巣中央公園線(第3次)	名張市夏見地内

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1) 範 囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理(埋葬を除く)
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 費 用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

[防災拠点の種類と道路区分]

拠点の種類	拠 点 名		緊急輸送道路 区 分			指定理由
		箇所数又は施設名	第 1 次	第 2 次	第 3 次	
地方公共団体	県本庁舎		○			○災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動の拠点となる庁舎
	県総合庁舎	10箇所	○			
	地方中心都市庁舎	9箇所	○			
	市町庁舎	20箇所		○		
	市町分庁舎	40箇所		○		○港湾の管理庁舎
	四日市港管理組合		○			
	警察庁舎	19箇所		○		
	消防本部庁舎	15箇所		○		
指定行政機関／ 指定地方行政 機関	国土交通省	三重河川国道事務所		○		○道路の管理庁舎
		北勢国道事務所		○		
		紀勢国道事務所		○		
		四日市港湾事務所		○		○港湾の管理庁舎
	海上保安庁	四日市海上保安部			○	○救助活動等関係機関の庁舎
		鳥羽海上保安部			○	
		鳥羽海上保安部浜島分所			○	
		尾鷲海上保安部			○	
指定公共機関	中日本高速道路	桑名保全・サービスセンター		○		○道路の管理庁舎
		津保全・サービスセンター		○		
自衛隊	陸上自衛隊	久居駐屯地	○			○救助活動等関係機関の庁舎
		明野駐屯地	○			
救援物資等の 備蓄拠点又は 集積拠点	指定特定重要港湾	四日市港	○			○救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾
	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾	9箇所		○		○救援物資の備蓄・集散上の拠点となる港湾
	広域防災拠点及びヘリコプター離着陸場	7箇所		○		○救援物資の備蓄・集散上の拠点となる施設
	鉄道駅(近鉄、J R 東海、J R 貨物)	27箇所			○	○特急停車駅及び貨物取り扱い駅
災害医療拠点	災害医療拠点病院	22箇所		○		○災害拠点病院及び紀南地域の主要病院
広域応援部隊の活動・物資搬送拠点	東海地震、南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点	129箇所			○	○広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点

第19節 県防災ヘリコプター活用計画（共通）

第1項 防災目標

○防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・消防本部

第3項 対 策

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活用等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 防災ヘリコプターの応援要請

市長から知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター支援協定」（三重県地域防災計画添付資料参照）の定めるところによるが、その概要は次のとおり。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、市長が要請するものとする。

ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)を知事に提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法

オ 緊急離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

連絡先	N T T回線 (緊急専用回線)	防災行政無線
三重県防災対策部	059-235-2555	8-145-※※-11
災害対策総務課 防災航空班	F059-235-2557	F8-145

3 防災ヘリコプターの受入体制等

防災ヘリコプター要請後の受入れ等については、次のとおりとする。

(1) 連絡調整

市災害対策本部とする。

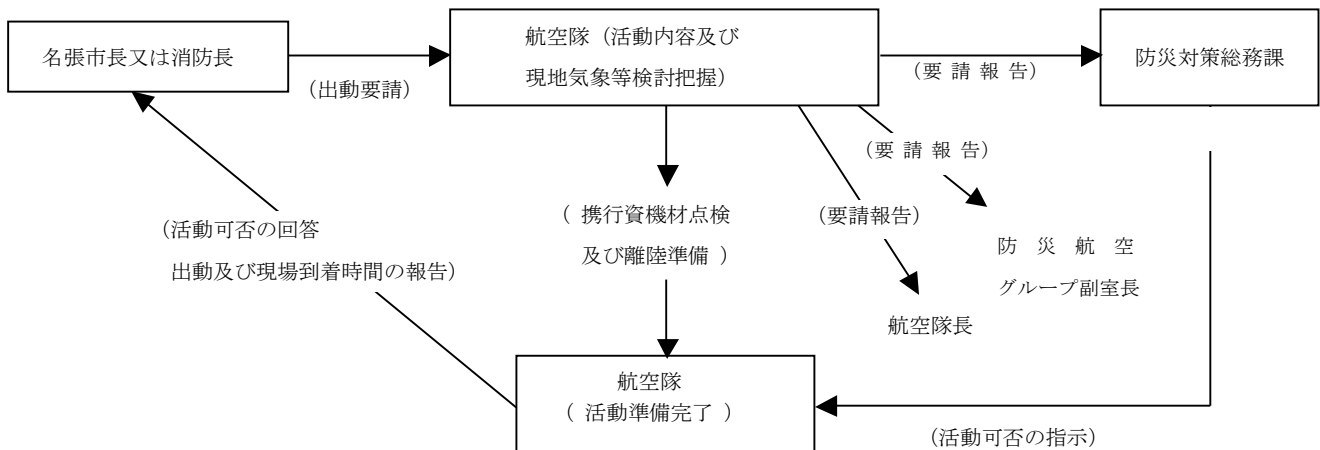
(2) 受入場所

災害の発生場所や孤立化など、状況により異なるため、その時点での判断とするが、基本としては県に届出している緊急離着陸場とする。

(3) 離着陸場

県に届け出ている緊急離着陸場を基本とするが、災害の発生場所や孤立化している状況により、臨時離着陸場を指定する。民有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

[防災航空隊緊急運航要請に伴う報告及び指令フロー]



(4) 場外離着陸場の設置基準

ア 設置手順

(ア) その土地の所有者又は管理者の承認を受ける (承諾書)

(イ) 航空隊に次の事項を連絡する。

a 所在地 (番地まで)

b 正確な位置 (地図 1/5 万)

c 離着陸地帯、周辺の見取り図 (広さ、障害物、付近の不時着適地等)

(ウ) 航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ 安全対策等

(ア) 離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。

(イ) 離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認出来る境界線を示す標識 (直径 10m の \textcircled{H} 表示) を設けること。

(ウ) 離着陸地帯から 20~50m に風向指示 (吹き流し) を設置すること。

(エ) 離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること (安全員を配置すること。)

- (オ) 付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
- (カ) 離着陸地帯（離着陸方向）近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- (キ) 砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
- (ク) 飛散又は転倒するおそれのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
- (ケ) ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

第20節 危険物施設等応急対策（共通）

第1項 防災目標

- 危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の事故等による災害の発生時における二次災害を防止し、市民に対する被害防止を図るための応急活動に関し、次のとおり定める。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・上下水道部・消防本部

第3項 対策

1 危険物製造所等

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

ウ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第3章 第3節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

キ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

ク 危険物製造所等の使用の一時停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

ケ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

コ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議の上危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

サ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

2 ガス施設等

(1) 事故等発生時の緊急措置

ア 県への通報

高压ガス施設等の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第 3 章 第 3 節 災害派遣・応援要請」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

ク 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議の上、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入制限について、住民に周知徹底する。

ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を

確保する。

3 毒物・劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受けた場合、毒物劇物が飛散漏えい又は、地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるため、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

- (1) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊賀保健所、名張警察署又は名張消防署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- (2) 市は、県と密接な連絡をとり、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。
- (3) 施設の責任者及び市、名張警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。
 - ア 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定
 - イ 交通の遮断、避難、広報の実施
 - ウ 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

4 原子力発電所災害応急対策

- (1) 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

- (2) 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

- (3) 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

第21節 公共施設・ライフライン施設等応急対策（共通）

第1項 防災目標

- 災害発生後の二次災害を防止する。
- 被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。
- 大規模な災害により、道路、橋梁、河川等の公共土木施設、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には大きな社会混乱の要因となり、応急対策上の障害となる。また、市庁舎、公民館等多数の市民が利用する施設及び社会福祉施設等の公共施設が被害を受けた場合も混乱が生じ、施設入所者、利用者の生命、身体を、守るための応急対策が必要となる。このため、これらの公共施設、ライフライン施設等の関係機関は、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を整備するものとする。

第2項 実施責任

都市整備部・上下水道部・関係各部

第3項 対 策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋梁

ア 産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に引き続き、市民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 河川

河川の堤防及び護岸については、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除できる管理者と連携を図り、事業を促進していく。

(3) 下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行う。

2 水道

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めるものとする。

(2) 水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施するものとする。

(3) 水道施設の復旧については、必要に応じ、共同栓による仮設給水を開始する。

(4) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

(5) これらの対策について、市の総力を上げて対応が困難なときは、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。

第22節 航空機事故、列車事故等、突発的災害に係る応急対策（共通）

第1項 防災目標

○航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により多数の死者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第2項 実施責任

関係各部

第3項 対 策

1 活動体制

市は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、市長が必要と認めた場合には災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、詳細については、地域防災計画第3章第1節によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、災害対策本部を設置した場合には、県（伊賀地域防災総合事務所）へ報告する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 住民に対する広報
- (3) 防災資機材の調達搬入
- (4) 消防救急活動及び救助活動
- (5) 医療・救護活動
- (6) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (7) 他市町に対する応援要請
- (8) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

3 原因者が実施する対策

- (1) 発災事業所等の措置
 - ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
 - イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
 - ウ 火気使用禁止措置
 - エ 事業所内での危険区域の設定
 - オ 住民に対する広報活動
 - カ 流出油の回収措置
 - キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
 - ク その他の災害の規模に応じた措置

第23節 農林施設等災害応急対策（共通）

第1項 防災目標

○風水害等及び地震による農業用施設、林道施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害を軽減するとともに、その被害の拡大を防止する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対策

1 農地・農業用施設応急対策

農地・農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

2 林道施設

災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、必要な措置を講じるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

3 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、地方部（伊賀農林事務所）、市及び農業協同組合等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じて県農林水産部、三重県農業研究所等の指導及び援助を求めるものとする。

(2) 採種ほ産種子の確保と斡旋

県と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県を通じて東海農政局に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図る。

(3) 病害虫の防除

ア 被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は市長が行う。

イ 病害虫防除所等、市及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。

ウ 防除器具は、市において整備する。また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬卸商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

4 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防及びまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、本計画による。

(1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、県中央家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施するため、市はこれに協力する。なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により実施されるため、市はこれに協力する。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施するため、市はこれに協力する。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

家畜伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県が確保するが、一般疾病の発生予防に必要な消毒薬等については、市から県に要請し、県の協力を得て速やかに確保する。

(5) 飼料対策として災害地域内の被害状況及び家畜数に応じて県及び農協等畜産関係団体の協力を得て確保に努める。

5 林産物に対する応急措置

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については本計画による。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努める。

イ 災害林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

(2) 病虫害の防除

被災木は病虫害の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、市は県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

6 農協等との連絡体制

災害対策本部農林商工部は、被害の状況等について農業協同組合等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡又は会議の開催等の方法で連絡調整するものとする。

第24節 市民への広報活動（共通）

第1項 防災目標

○市民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、インターネットをはじめとするソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、広報車、ケーブルテレビ（テレビの文字多重放送を含む。）、「a d s . F M」、新聞等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

第2項 実施責任

危機管理室・秘書室・総合企画政策室・広報シティプロモーション推進室・行政・デジタル改革推進室・市民部・福祉子ども部・消防本部

第3項 対 策

1 情報提供体制の整備

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、市民や災害従事者に混乱が生じないようにする必要がある。そのためにも、市災害対策本部各部においては、知り得た情報は全て市災害対策本部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は市災害対策本部を通じて広報するものとする。

2 広報の内容

災害情報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各時間経過に応じて、次の事項を中心に市民が必要とする情報を的確に把握し、民心の安全を図る広報活動を行うものとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報、地震に関する情報
- (3) 避難に関する情報
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 主要道路情報
- (6) 公共交通機関の状況
- (7) 電気・水道・ガス等公益事業施設状況
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 医療機関の状況
- (10) 給食・給水実施状況
- (11) 衣料、生活必需品等供給状況
- (12) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (16) 防疫・衛生に関する情報
- (17) 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- (18) ボランティア及び支援に関する情報
- (19) 住宅に関する情報

3 広報手段

市民に対し、迅速・的確に情報を伝達するとともに、避難行動要支援者に配慮した伝達に努めるものとする。また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行うものとする。

(1) 放送の利用

株式会社アドバンスコープとの「災害時の緊急放送に関する協定」に基づき、「a d s . F M」やケーブルテレビの放送を活用する。基本法第 55 条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には県が締結する「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会津放送局に対して放送の要請を行う。

防災対策又は災害応急対策の実施に必要がある場合に、民放各社（中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社）に放送を依頼する場合は、「災害の放送に関する協定」により行う。

(2) 報道機関への情報の発表

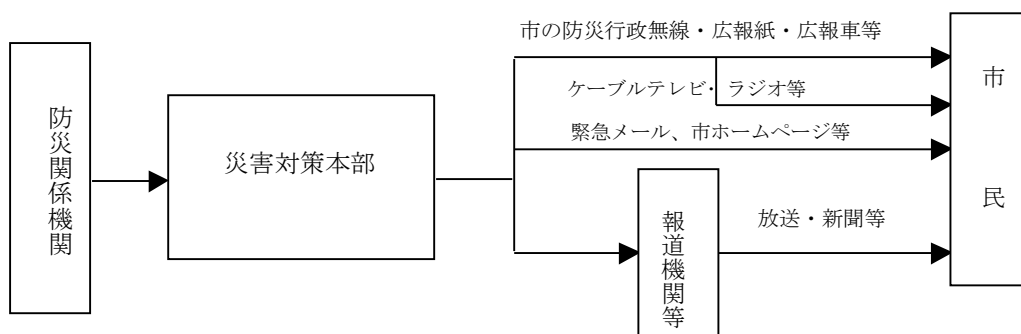
広範囲に、かつ、迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、市災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力するものとする。

(3) 広報紙やホームページ等により広報を行う。

(4) 緊急に伝達する場合、広報車、防災行政無線、「a d s . F M」、緊急メール、防災ラジオ、スマートフォンアプリ（ヤフー防災）、文字多重放送等による広報を行う。

(5) 災害ボランティア等によるミニコミ紙等を活用する。

4 広報伝達系統図



5 広聴活動

大規模な災害が発生した場合、情報の途絶から民心は極度に混乱し、社会不安をもたらす。また、長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被害者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、災害応急復旧活動に市民の要望等を反映していくものとする。

(1) 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合又は本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。なお、開設場所については、災害の規模及び程度により適切な方法で実施する。

(2) 相談窓口の推進体制

ア 相談窓口では、当該災害についての電話及び市民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

イ 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

(3) 広聴内容の処理

ア 相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係機関へ連絡する。

イ 必要に応じて、関係機関の協力を求める。

6 住民・地域が実施する対策

(1) 被害情報等の提供

災害発生による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報するよう努める。

第25節 給水活動（共通）

第1項 防災目標

○災害時において飲料水及び生活水の確保は、被災者の生命維持や民心の安定を図る上で極めて重要なことである。地震などの災害により、水道施設の損壊又は水道水源の枯渇及び汚染等により断水となった場合には、飲料に適した水を迅速に確保し、供給するものとする。また、応急給水に当たっては、被害状況に応じ適切な方法で効率的に給水を実施するとともに、速やかに水道施設の復旧を図る。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・地域環境部・上下水道部

第3項 対策

1 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、上下水道部の危機管理対策マニュアルに基づき応急給水活動を実施するものとする。また、市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1人1日約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。この場合、市の総力をあげても困難なときは、日本水道協会中部地方支部と「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を得て行うものとする。

また、独立行政法人水資源機構から可搬式浄水装置（50m³/1日・約16,000人分）の手配を要請し、給水支援を受ける。

2 給水対象者

災害のため飲料に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者

3 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3リットルとする。なお、応急給水の目標水準は、次のとおりとする。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生から3日	3	おおむね 1～2km 程度	配水池、タンク車
4日～10日	20	おおむね 500m～1km 程度	拠点給水箇所 幹線付近からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 250～500m 程度	配水支管からの仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約200～250)	おおむね 100m 程度	仮設配水管からの各戸給水 共用栓

4 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して、安全を確認の上供給するものとする。

(2) 応援の要請

災害の規模等により生活用水の調達、市内の調達だけで間に合わない場合は三重県、隣接府県、市町又は自衛隊に応援を要請するものとする。

(3) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき給水車、散水車、給水タンク車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

5 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法によって供給するものとする。

- (1) 給水方法は指定された給水拠点にて行うこととし、供給する飲料水は原則として水道水とする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施し、安全を確認した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3) 被災地の浄水場が損壊した場合は、最寄りの浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。

[応急給水車両等]

給水タンク車	2,000 リットル	1 台	計 2,000 リットル
	4,000 リットル	1 台	計 4,000 リットル
給水タンク	2,000 リットル積載	1 基	計 2,000 リットル
	1,000 リットル積載	2 基	計 2,000 リットル
	500 リットル積載	5 基	計 2,500 リットル
給水ポリ袋	10 リットル	8,000 枚	計 80,000 リットル
	6 リットル	240 枚	計 1,440 リットル
	5 リットル	300 枚	計 1,500 リットル
総 合 計			45,440 リットル

6 応急復旧

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水池、配水管、給水装置の順に復旧を図るものとする。

7 応援要請

大規模な被災に対して、生活用水の調達や管路復旧などの応急対策は、単独では困難であり、被害の状況に応じて、国、県、上水道事業者、地元業者等の関係機関に応援要請を行う。

水道では、地震、渇水、事故等の水道災害時において広域的に応援活動を実施するために「三重県水道災害広域応援協定」を締結しており、上水道の応援要請等については、この協定に基づくものとし、伊賀ブロックの代表市である伊賀市及び三重県水道災害対策本部（事務局：三重県環境生活部大気・水環境課生活排水・水道班）と連携する。

8 資機材等の調達

水道施設及び導、送、配水管の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には、速やかに製造業

者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。

9 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。また、市災害対策本部、取水施設、浄水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

10 避難所等における必要物資品目・量の把握

市は物資拠点・避難所、各地区の給水状況について情報収集を行い、調達が必要となる場合には、的確に情報を把握するよう努める。

11 広報体制

- (1) 被災後の広報については、住民に対して、断水の状況、給水場所、応急給水方法、応急給水時間、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報車、市防災行政無線を活用して広報することにより、住民の不安解消に努めるものとする。
- (2) 地域ごとの通水予定等の広報を行う。

12 個人備蓄の推進

- (1) 飲料水、生活水の確保
災害直後に最低必要となる飲料水をはじめとする生活水については、1人1日3リットル、3日（できれば1週間）分以上を各個人で準備しておくよう、市民に周知徹底する。
- (2) 応急給水活動
給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。
また、災害発生後3日（ローリングストック法等により、できれば1週間）分以上は自らの備蓄でまかなえるよう、各家庭での飲料水等の確保に努め、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

13 災害救助法が適用された場合

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者
(注)この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。
- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用
飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第26節 食料供給活動（共通）

第1項 防災目標

○大災害の発生に伴う家屋などの倒壊、焼失等は、市民の食料自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻痺を招き、民心に不安を増大させる。また、大規模地震発生時には自力では食料が確保できないり災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を受けることが想定される。そのため、り災者及び応急対策活動従事者に対する迅速な食料供給を行うため、食料供給体制及び食料の調達を迅速、的確に行うものとする。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・教育委員会

第3項 対策

1 実施機関

災害時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が流出、全壊、半壊、床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者
- (4) 給食を行う必要がある被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者

3 応急食料の調達

(1) 食料の調達

ア 市長は、災害救助法が発動された状況において、り災により災害救助用米穀等の緊急な供給を必要とするものの、米穀の出荷又は販売事業の届出をした者から米穀を購入することができないとき、又は届出事業者だけでは必要量を確保することができないときは、直ちに災害救助用米穀等緊急引渡申請書を伊賀農林事務所長を経由して知事に提出し、災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請するものとする。災害救助法が適用された場合であって、交通・通信の途絶のため知事の指示が受けられない場合は直接国等へ災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。

イ 副食物及び燃料については、市内業者と緊密な連絡をとり、要求があれば直ちに供給できるようにする。

ウ 水産加工品、野菜等については、被災地に近い生産業者、加工業者及び青果市場、魚市場等と連絡を保ち、供給斡旋する。

エ 協定締結団体に対して調達要請を行う。（名張市が締結している災害協定は、資料編を参照）

オ 緊急物資集積所の開設準備を行う。

カ 主食の提供期間は、原則として電気・ガス・水道等のライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧する段階までを目途とする。

キ 必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部に直接、連絡要請する。

(2) 避難所等における食料の量の把握

物資拠点・避難所等の食料品の状況について情報収集を行い、調達が必要となる場合の品目・量を的確に把握するよう努める。

4 食料の配分

災害救助法が発動され、災害用の食料の配分について、急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。なお、知事と市長、知事と東海農政局三重農政事務所長とは応急食料の引渡しについて円滑を期すため、応急食料の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

ア 調達した食料は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布する。

イ 食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。住宅の被害により、り災者が一時的に縁故地等へ避難する場合において、応急的に行う必要な食品給与は、3日分以内を現物により支給するものとし、最寄りの避難所での受取を原則とする。

ウ 食事に配慮が必要な人については、可能な限り配慮して提供する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・避難者発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・避難者発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・避難者発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・避難者発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

5 個人備蓄の推進

災害発生直後に最低限度必要となる食料については、平時から各個人で準備しておくよう、市民に周知する。

6 災害救助法が適用された場合

(1) 対象者

避難所に收容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受けて一時的に縁故地等へ避難する必要がある者

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、り災者が一時的に縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表による。

第27節 生活必需品等供給活動（共通）

第1項 防災目標

〇り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

第2項 実施責任

総務部・福祉子ども部・産業部

第3項 対 策

1 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、この節の定めるところにより実施する。また、災害救助法が適用された場合は、各世帯に対する割当て及び支給は、知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、又はき損し、かつ資力の有無に関わらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送

ア 市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 市は、地域内において、輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

ウ 協定締結団体に対して調達要請を行う。（名張市が締結している災害協定は、資料編を参照）

(3) 避難所等における必要物資品目・量の把握

物資拠点・避難所等の生活必需品の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・避難者発生～24 時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
- ・避難者発生 24 時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、オムツ、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート

等) など

3 救援物資の受入れ及び配分

救援物資等の配分に当たっては、各配分段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

4 支給方法

各世帯別の割当て及び支給は、福祉子ども部が行う。

5 物資の輸送

市有各車両を動員し、なお不足するときは民間から借り上げて、速やかに輸送する。

6 災害救助法が適用された場合

(1) 対象者

全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給(貸)与品目

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 給(貸)与の方法

原則として、物資の確保及び輸送(市まで)は県において行うが、それ以後の措置は市において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、市長が生活必需品を購入し配分することができる。

(4) 給(貸)与の期間及び費用の限度

ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 給(貸)与のため支出できる費用は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

7 住民・地域が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間又はそれ以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内の住民間で融通し合うよう努める。

第 28 節 防疫・保健衛生活動（共通）

第 1 項 防災目標

○災害時における感染症の流行等を未然に防止する。

第 2 項 実施責任

地域環境部・福祉子ども部

第 3 項 対 策

1 市に対する指導及び指示等

市は、知事が感染症の予防上必要と認めて次の指示命令を発した場合、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに防疫活動を行わなければならない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という）。第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規程によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- (4) 法第31条の第2項の規定による水の使用制限等の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令(市長をして実施されるのが適当な場合に限る。)

2 防疫活動

- (1) 実施責任者
被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市長が行う。
- (2) 防疫班の編成
市は、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。
- (3) 防疫実施要領
市長が実施する消毒その他の措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年省令第99号）第14条から第16条までの規定及び「災害防疫の実施について」（昭和40年5月10日付衛発第362号公衆衛生局長通知）により実施する。
- (4) 検病調査及び健康診断
 - ア 検病調査班の編成
検病調査班は、医師1人、保健師（又は看護師）1人及び助手1人で編成する。
 - イ 検病調査の実施
検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、^{たん}湛水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻回行う。
 - ウ 検病調査班の用務
 - (ア) 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速かつ正確に把握
 - (イ) 未収容患者及び保菌者に対する救護とその適切な処理
 - (ウ) 全般的な戸口調査
 - (エ) (ウ)により疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索
 - エ 検病調査の結果、必要があるときは保健所により、法第17条の規定による健康診断を実施する。

3 防疫の種類

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行
- (2) そ族昆虫等の駆除
- (3) 臨時予防接種の施行

4 消毒の基準

清潔方法及び消毒方法を施行する場合において、その薬剤基準量は概ね次のとおりとする。
(被災住宅一階床面積 100 m²当たり)

薬 剤 名	流失・全半壊・ 床上浸水家屋	床下浸水家屋	井戸冠水家屋
クレゾール石けん液	125ml (30 倍液 にして散布)		
オルソ乳剤 (パソゾール、 〇〇オルソ、〇〇ゾール 等)	125ml (30 倍液 にして散布)	125ml (100 倍 液にして散布)	
普通石灰 (消石灰)	3 k g	3 k g	
次亜塩素酸ソーダ液 (ミルトン、 ピュアックス等)			くみ取った水に 1~2 p p m 濃度 になるよう消毒 液を入れ、30 分 以上放置して使 用

○うじ、ハエ、蚊の駆除には、オルソ乳剤の 50 倍液 (ネミケゾールは 100 倍液) を散布する。

○屋内の壁面や家財道具には、逆性石けん (オスパン等) の 100 倍液を 50ml/m²程度散布する。

5 消毒活動

- (1) 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、ハエ等の駆除を行う。
ア 背負式自動型噴霧器及び手押噴霧器による消毒
- (2) 避難所の防疫指導
避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、区・自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。
- (3) 臨時予防接種の実施
知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、県や名賀医師会の協力の下臨時予防接種を実施する。
- (4) 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

6 愛玩動物対策

市は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の管理場所及び救護所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう努める。また、「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、社団法人三重県獣医師会伊賀支部の協力を得て、迷子動物や放浪犬対策を実施する。

7 薬剤等の備蓄整備

- (1) 防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。

(2) 市においても次のとおり常時備蓄するものとする。

機器保有状況

普通車	1台
軽貨物	1台
軽トラック	1台
背負式自動型噴霧器	2台
手動噴射器	6台

薬剤備蓄数量

エタノール	500cc 入	19本
パンゾール	500cc 入	12本
〃	8kg 入	2缶
ベンザルコニウム	500cc 入	111本
ネオミケゾール	500cc 入	188本
〃	18kg 入	1缶
クレゾール	500cc 入	33本
消石灰	10kg 入	2袋

8 保健活動

(1) 保健指導

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。要配慮者への支援や被災者のこころの対策も含めた多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

(2) 栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

また、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人等）に対する栄養相談・指導、避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言、避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

9 住民・地域が実施する対策

(1) 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けるよう心掛ける。

(2) 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておく、「お薬手帳」を避難時に携行する。

(3) ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、原則、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

市は、市の指定避難所にペットとともに同行避難をした者がいる場合は、その管理場所について避難所の屋外の一角を基本に検討することとする。

第29節 清掃活動（共通）

第1項 防災目標

○名張市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）等を適切に処理し、環境衛生に万全を期す。

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・産業部・上下水道部

第3項 対策

1 生活ごみ等処理

（1）処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。

（2）処理の方法

災害時に大量に排出される各種のごみ等により、被災者の生活及び環境影響上に支障が生じることのないよう災害廃棄物を迅速に収集処理する。なお、施設的能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

（3）被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町及び県の対応を求めるものとする。

（4）応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少し、又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、近隣市町及び県の応援を求めるものとする。

2 災害廃棄物処理

（1）処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、名張市災害廃棄物処理実行計画により、適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

（2）処理の方法

人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理を行う。

3 し尿処理

災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。(し尿の発生量は、一人1日当たり1.7リットルを目安とする。)また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。また、特に甚大な被害を受けた場合、市で処理できないときは、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づいて応援を要請することとする。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

(3) 防災拠点でのし尿処理

名張中央公園は、避難所、避難地、ヘリポート、物資の集積等、防災拠点となる施設のため、多人数のし尿処理のため、マンホールトイレの設置を検討する。

4 死亡獣畜の処理

(1) 処理方法

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏が死亡したもの)の処理は、必要に応じ次のように行うものとする。

ア 埋却

埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。

イ 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

5 住民・地域が実施する対策

(1) し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

(2) 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、市の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第30節 遺体の捜索・処理・埋火葬（共通）

第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

第2項 実施責任

地域環境部・福祉子ども部・消防本部

第3項 対 策

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

遺体の捜索は、市災害対策本部において、消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。

(2) 応援の要請等

市災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、近隣市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等
- (ウ) 応援を求める人数又は舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、市災害対策本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理するものとする。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市災害対策本部において医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、市災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

(2) 検視場所・遺体安置所の開設

名張警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、名張警察署と調整を図り、候補地を検討するよう努める。

(3) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡した者で市災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市災害対策本部において、直接埋火葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うものとする。なお、埋火葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察、医師会、歯科医師会に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬する。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

なお、埋火葬の実施が、市災害対策本部でできないときは、「1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

4 火葬処理の応援

大規模な災害により遺体の数が多いとき、又は市火葬施設が損壊し、市施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

5 災害救助法が適用された場合

(1) 遺体の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体捜索のため支給できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索日から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 遺体の処理、収容

ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

検案は原則として医療救護班によって行う。

ウ 方法

遺体の処理は、救助の実施機関内において現物給付で行うこと。

エ 費用の限度

(ア) 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

(イ) 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域慣行料金の額以内とする。

(ウ) 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)

(エ) 期 間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 遺体埋火葬の対象

(ア) 災害の際、死亡した者の遺族が混乱していることが想定されるため、資金の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

(イ) 方法

上記(ア)に該当する場合、原則として、知事又は市長が遺族に代わり埋火葬を行う。

(ウ) 費 用

a 範 囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物を持って実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

(a) 棺 (付属品を含む。)

(b) 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。)

(c) 骨つぼ及び骨箱

b 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

c 期 間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第31節 文教対策（幼保園を含む）（共通）

第1項 防災目標

- 大規模災害発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、被災後、これらの施設の教育機能を速やかに回復する。
- 市内文化財の被害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図る。

第2項 実施責任

福祉子ども部・教育委員会

第3項 対策

1 実施機関

- (1) 市立小中学校、幼稚園等の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会等が計画し実施する。
- (2) 災害に対する市立小中学校、幼稚園等の措置については、教育委員会の計画に基づき学校長、園長等が具体的な応急対策を講じる。
- (3) 教材、学用品の確保については市長が実施する。

2 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、市教育委員会及び学校管理者等は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、各学校等においては、平時より災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等にかかる体制を整備するものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

児童生徒・園児の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次により臨時休校(園)の措置をとる。

- (ア) 災害が始業後に発生した場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うものとする。

なお、状況に応じて保護者等に連絡し引き渡すものとし、幼稚園、保育所については必ず保護者に引き渡すものとする。ただし、保護者が不在の場合又は居住地域に危険のおそれがあるときは、学校等で保護する。

- (イ) 登校(園)前に休校(園)の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。

- (ウ) 校長等は、災害等で校舎等が危険であると判断する場合は、直ちに教育委員会に報告し、適切な臨時避難の措置を行い、教職員等が児童生徒等の誘導に当たる。

イ 登下校時の安全確保

- (ア) 登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集及びその伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定、及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について保護者との相談のうえ対応策を定めておくとともに、そのことをあらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(イ) 発災後、児童生徒等を安全に下校させるため、学校長等は、市及び児童生徒等が在住する各地域との情報共有を図り、児童生徒の在住地域の安全を確認した上で行うものとする。

(3) 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、風水害等の発生を確認次第、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

風水害等により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等の安否及び所在の確認に努め、市災害対策本部に対し安否情報を報告する。

(4) 施設の防備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補修改善に努める。

3 応急教育の実施

文教施設、設備等の被災又は児童生徒等のり災により通常の教育を行えない場合の応急教育は、本計画による。

(1) 教育施設の確保、教職員の確保(実施責任者)

市立学校、市立学校以外の市の教育機関 … 市教育委員会

私立学校 … 私立学校設置者

(2) 文教施設、設備等の応急対応

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡の上、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 学校施設の危険度判定を行う。

イ 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、市民センター、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

(3) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障を来すときは、県教育委員会、市教育委員会との連携の下に、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

(4) 激甚災害により、児童・生徒等が避難した場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、避難地への訪問等を実施して教育の確保に努める。

4 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住宅に被害を受け、学用品等を喪失し、又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

5 り災児童生徒等の保健管理

(1) り災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。

(2) 学校の設置者は応急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置に当たる。

6 教育施設の応急対策

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告するものとする。教育委員会は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保

し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立する。

(2) 施設の応急対策

ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行う。

イ 応急修理のできる場合は、速やかに修理の上使用する。なお、上記事項については、関係機関が協議して定めるものとし、その決定事項は、教職員、児童生徒及び市民に周知するものとする。

ウ 黒板、机、椅子その他施設で修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。

エ 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡の上、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、市民センター、その他の施設を借り上げる。

7 給食の措置

学校給食は、次のような事情を十分留意して、可能な限り継続して実施する。

(1) 給食施設が被害を受け、自校炊飯が不可能な場合は、隣接校等の協力により実施する。

(2) 災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整に十分留意する。

(3) その他、給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

8 災害救助法が適用された場合

(1) 学用品の調達及び確保

ア 対象者

災害のために被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失し、又はき損し、かつ物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒

イ 学用品の給与

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

教科書については、所要冊数を三重県教科書供給所を通じて取り寄せて給与する。学用品等は最低必要数を確保し、り災児童・生徒等に速やかに届ける。

(2) 給与の限度

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教 科 書 代	実 費	実 費	実 費
文 房 具・通 学 用 品	4,100円以内	4,400円以内	4,800円以内

(注1) 教科書代とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(注2) 上記の金額は、災害救助法による実費弁償の基準の改正に伴い改められる。

(3) 給与する期間

災害発生の日から、教科書にあつては1か月以内、学用品については15日以内とする。これは物資が最終的にり災学童の手に渡る期間をいう。

9 文化財の保護

(1) 被害報告

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

また、国・県指定等文化財である場合は、教育委員会はその状況を速やかに県教育委員会へ報告するものとする。

(2) 応急対策

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者又は管理団体は、市指定文化財にあっては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあっては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合には、この限りではない。

10 住民・地域が実施する対策

(1) 児童生徒の安全確保

地域住民や区・自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

(2) 文化財の保護

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第3 2 節 住宅応急対策（共通）

第1項 防災目標

- 災害により住居を失った被災者のための住宅相談窓口を設置し、自らの資力において住居を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設するなどして一時的な居住の安定を図る。
- 特に、大規模地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、これらの被災住宅による二次災害を防止する。

第2項 実施責任

危機管理室・福祉子ども部・都市整備部

第3項 対策

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、三重県建設業協会の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

2 応急仮設住宅の建設

住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

また、災害のため、住家が滅失した者及びり災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置し、居住の安定を図るものとする。また、設置場所については、市において決定する。なお、市は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

3 応急仮設住宅の入居対象者等

(1) 入居者

- ア 住家が全壊(焼)流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(注)ウに該当する者の例

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない寡婦及び母子・父子家庭
- 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等に配慮した住宅の設置に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても、周知に十分配慮するものとする。

(3) 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成するものとする。市においては、災害発生の日から 7 日以内に建設場所及び入居該当者について県へ報告しなければならない。

(4) 費用の限度

「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から 2 年 3 か月以内とする。

4 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用の限度

「災害救助法による援助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとする。

(3) 期間

災害発生の日から 1 か月以内とする。

5 市営住宅等の活用

応急仮設住宅については、建設を原則としているが、市営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図る。

また、応急仮設住宅のみでは住居確保の需要に迅速に対応できないような大規模災害発生時には、応急仮設住宅よりも居住性が高く、かつ、迅速に入居でき、コストが低く抑えられることから、民間賃貸住宅の借上げも検討する。

6 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

7 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

8 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設は、三重県知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、三重県知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

(1) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

ア 設置場所

市において決定する。

イ 費用の基準

1 戸当り 29.7 平方メートル (9 坪) を基準とし、571 万 4 千円以内とする。

ウ 実施

市において直接又は建築業者に請け負わせて行うものとするが、市又は業者に手持資材がない場合、又は困難な場合は県から必要資材の斡旋を受けて行うものとする。

エ 建築期間

災害発生の日から 20 日以内に着工することとし、できる限り速やかに完成し、供与は 2 年 3 か月以内とする。

オ 入居基準

(ア) 住家が全壊、全焼、流失した世帯であること。

(イ) 居住する仮住家がない世帯であること。

(ウ) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(エ) 市の全壊、全焼、流失戸数の 3 割以内であること。上記該当者が 3 割を超えた場合は、生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

(2) 災害救助法による住宅の応急修理

ア 費用の基準

1 世帯当たり 595,000 円以内とする。

イ 実施

応急仮設住宅に準じる。

ウ 修理箇所

(ア) 応急修理は、居室、炊事場、便所等のような日常生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(イ) 個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理であって畳の入れ換え、基礎工事等は認められない。

エ 期間

災害発生の日から 1 か月以内とする。

オ 対象者

(ア) 住家が半壊、半焼し、そのままでは当面日常生活を営むことができない者

(イ) 自己の資金では応急修理を行うことができない者

(ウ) 半壊、半焼戸数の 3 割以内とする。ただし、必要があると認められる場合は災害救助法適用市町の半壊、半焼世帯数の合計数の 3 割の範囲内で、市町相互間において修理戸数の融通をすることができる。

(エ) 特別の事情があるときは、知事に要請し、厚生労働大臣の承認を受けた対象世帯数の限度を引き上げることができる。

9 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

住宅相談窓口等を設置し、住まいに係る相談に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握し、必要な情報収集及び提供を行う。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

10 住民・地域が実施する対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

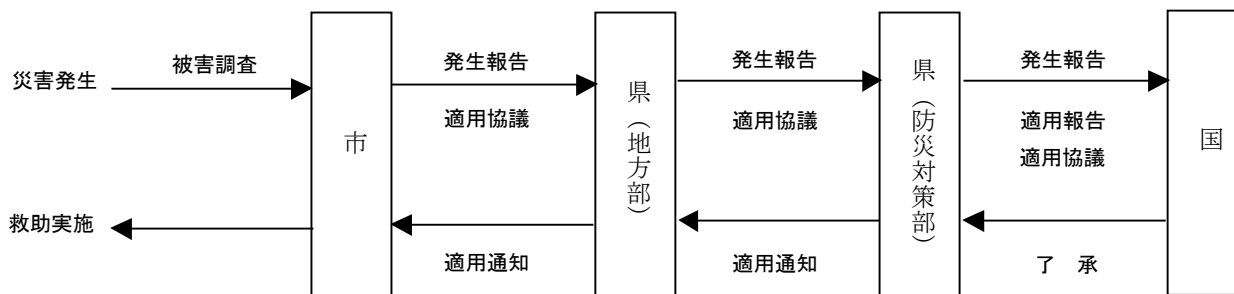
また、特に農業者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設等の見回りに行き、水路等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

第33節 災害救助法の適用（共通）

第1項 防災目標

○大規模な災害においては、家屋の倒壊をはじめとして、火災、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大な人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認められたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。

〔各部の情報伝達活動〕



第2項 実施責任

福祉子ども部

第3項 対策

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失（注1）した世帯の数	市 80世帯以上	第1条第1項第1号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ 市 40世帯以上	第1条第1項第2号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上	第1条第1項第3号
(4)災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注2）	第1条第1項第3号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	（知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある）	第1条第1項第4号

（注1）住家の滅失等の認定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（注2）については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

2 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて手続をする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必用な事項

3 救助の種類と実施権限の委任

- (1) 災害救助法による救助の種類
 - ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 災害にかかった住宅の応急修理
 - キ 生業に必要な資金の貸与
 - ク 学用品の給与
 - ケ 埋葬
 - コ 死体の捜索及び処理
 - サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 知事から委任を受けた市町長は、委任された救助の実施責任者となるものである。
- (3) (1) のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付けが実施されている。

4 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表によるものとする。

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表

令和元年度災害救助基準

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に渡る場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。			
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内			
		○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
	区 分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算

	全壊 全焼き 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
(単位：円)								

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所・・・国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額 以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7 日以内に分べんした者であっ て災害のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、死産及 び流産を含み現に助産を要す る状態にある者)	1 救護班等による場合は、使 用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行 料金の100分の80以内の 額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住 宅の応急修 理	1 住宅が半壊(焼)し、自 らの資力により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難 である程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半 壊又は半壊もしくは半焼 の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ず る程度の損傷により被害 を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊 (焼)又は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損等によ り使用することができず就 学上支障のある小学校児童、 中学生生徒、義務教育学校生 徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又は その承認を受けて使用してい る教材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象 にして実際に埋葬を実施す る者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、か つ、四囲の事情によりすでに 死亡していると推定される 者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過 したものは一応死亡した 者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,500円以内 一時保存 ┌ 既存建物借上費 ├ 通常の実費 ├ 既存建物以外 └ 1体当り5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
-------	------------------------------------	---	---------------	--

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1被災者の避難 2医療及び助産 3被災者の救出 4飲料水の供給 5死体の捜索 6死体の処理 7救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生する恐れ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年法令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分については100分の6</p> <p>ヘ 3億万円を超え5億円以下の部分については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	---	--	---	---------------------------------

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第34節 災害義援金、義援物資の受入（共通）

第1項 防災目標

○災害の発生に伴い、市民、他都道府県市町村等から被災者宛てに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

第2項 実施責任

福祉子ども部

第3項 対 策

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、県、社会福祉法人三重県共同募金会、社団法人日本赤十字社三重県支部、社団法人三重県社会福祉協議会等で構成される三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うものとする。

2 募 集

本市に大災害が発生した場合、社団法人日本赤十字社等に開設された義援金受入口座を市ホームページ等で広報し、義援金の募集を行うものとする。

義援品については、避難所等でのニーズを把握した上で、品目及び配送先を県に報告し、個人からの義援品は原則募集しないこととする。なお、避難所における義援品については時間とともにニーズが刻々と変化する点に留意する。

3 保 管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、市災害対策本部において一括して取りまとめ、義援品等については、物資拠点にて保管するものとする。

4 配分、輸送

- (1) 義援金及び義援品の配分計画については、市災害対策本部で策定する。
- (2) 義援金及び義援品は、速やかに被災者に支給するものとする。

5 住民が実施する対策

(1) 集積引継ぎ

ア 地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

イ 義援金及び義援品を各家庭から募集したときは、自主防災組織、区・自治会及び民生委員・児童委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。

ウ 職場募集又は生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

6 その他防災関係機関が実施する対策（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

(1) 実施機関

前記「1 実施機関」に準ずる。

(2) 募 集

前記「2 募集」に準ずる。

(3) 集積引継ぎ

前記「5 住民が実施する対策(1)集積引継ぎ」に準ずる。

(4) 保管

前記「3 保管」に準ずる。

(5) 費 用

義援金品等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担するものとする。

第35節 県内市町等応援・受援体制の整備（共通）

第1項 防災目標

- 三重市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を行い、応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築して、積極的に被災地における活動を展開する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部

第3項 対策

1 応援体制

- (1) 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理
 - ア 市は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。
 - イ 各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県災害対策本部に対し応援を行う旨の報告を行う。
- (2) 情報収集のための職員の派遣
 - ア 各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣するよう努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣するよう努める。
 - イ 連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握するよう努める。
- (3) 応援内容の検討
 - ア 応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）の確保に努める。
 - イ 応援が不可能な場合は、直ちに県災害対策本部又は被災市町へその旨を報告する。
- (4) 応援体制の構築
 - ア 市は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。
 - イ 応援要員の健康管理に十分留意するとともに、応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。
 - ウ 応援活動の実施に当たっては、市町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

2 受援体制

- (1) 各協定等に基づく応援要請
 - ア 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定のほか総務省被災市区町村応援職員確保システムによる応援要請等、基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。
また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を

速やかに収集する。

(2) 連絡要員の受入

市災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

(3) 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

(4) 受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第36節 避難時における避難行動要支援者対策（共通）

第1項 防災目標

- 地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 市は、避難行動要支援者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援に当たる。
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病人、外国人等、防災施策において特に配慮が必要な者をいい、そのうち、自ら避難することが困難で、迅速・円滑な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者

第2項 実施責任

危機管理室・地域環境部・福祉子ども部

第3項 対策

1 避難行動要支援者への支援

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者については、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある、特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者として位置づけ、その情報の把握と必要な支援対策を講ずる。

【避難行動要支援者の要件】

避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者で、自ら避難情報を入手し、避難することが困難で家族等の援護が望めない者とする。

- ①身体障害者手帳、肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、聴覚障害2級を所持する者
- ②精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ③療育手帳Aを所持する者
- ④介護保険要介護3から5までの認定を受けている者
- ⑤70歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- ⑥上記①～⑤に準ずる状態にある者

(2) 支援体制

危機管理室、福祉子ども部、地域環境部等関係部局が連携し、避難行動要支援者対策について、普及周知及び支援などを行う。

また、関係部局は、平常時の業務と関わりの深い避難支援等関係者と必要な連絡調整を行う。

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者対策の実施に当たっては、地域づくり組織、自主防災組織、消防団、民生委員、名張市社会福祉協議会、名張警察署等と情報を共有し、連携を図りながら進める。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理

ア 避難行動要支援者の情報収集

関係部局は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難

行動要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要なと認めるときは、法の規定に基づき、知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

イ 名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、対象者に関する次の情報を掲載する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・前各号に掲げるもののほか、その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(5) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

ア 平常時における名簿情報の提供

災害の発生に備え、名簿情報の提供を拒否する場合を除いて、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

イ 災害発生時の名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者のほか災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や警察からの応援部隊等に提供する。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

ア 関係部局は、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報について、毎年更新を行う。

イ 市は、更新した名簿を、提供を行った避難支援等関係者に送付する。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理並びに平常時及び災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び名張市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行う。

(8) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難及び避難指示等の発令及び伝達に当たっては、以下のことに配慮する。

ア 避難行動要支援者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝達する。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障害者のニーズにあった情報を選んで提供する。

(9) 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を行う際、避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、あらかじめ様々な機会を通じて啓発に努める。

(10) 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画

ア 全体計画

市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域における共助による避難支援、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 個別計画

全体計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者個々の避難計画を作成するものとし、市はその支援を行う。

なお、個別計画の作成に当たっては、避難支援等関係者は個人情報の取扱いについて十分配慮するものとする。

2 福祉施設に入所（通所）する避難行動要支援者への支援

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進める。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努める。

(1) 施設・設備の安全確保対策

- ア 施設の耐震化
- イ 安全確保に必要な消防設備の整備
- ウ 危険物の適正管理や家具等の転倒防止対策

(2) 施設入所者等の避難対策

- ア 地域の災害特性の把握
施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

(3) 施設入所者等の避難計画の作成

- ア 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備する。
- イ 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成する。
- ウ 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施する。
- エ 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進める。

(4) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図る。

(5) 要配慮者の支援に係る関係機関の連携の構築

災害時における要配慮者の支援の充実に向けて、ボランティアセンター事業を実施する名張市社会福祉協議会等と情報共有や支援活動の連携を図る。

3 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

4 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援にかかる関係機関、関係者等協力を求め、避難行動要支援者名簿を活用するなどして被災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 避難行動要支援者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る避難行動要支援者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障害者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

5 避難所での生活が困難な避難行動要支援者対策

避難所運営マニュアルを活用し、避難行動要支援者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、市営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、避難行動要支援者の生活の場を確保する。

6 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サー

ビスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

7 外国人支援

外国人については、言語の違いから情報の伝達が円滑に出来ない場合も想定されることから、外国人雇用企業等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認及び国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

(1) 災害関連情報の広報

ア 災害に関する情報を提供する際は、平仮名などの分かりやすい日本語表現に努めるとともに、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供する。

イ 迅速かつ正確な情報提供できるよう名張市防災ほっとメールの多言語版の導入について、関係機関と連携し検討する。

(2) 誘導標識や案内看板等の整備

避難誘導標識、避難所看板等の外国語の表示及び分かりやすい日本語表現に努める。

(3) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努める。

(4) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努める。

(5) 宿泊施設事業者との連携

宿泊される外国人旅行者に対して、宿泊施設事業者による避難誘導等が円滑に実施できるよう啓発を行うとともに訓練の支援に努める。

8 住民・地域が実施する取組

(1) 避難行動要支援者の安全確保

地域住民や自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、地域社会全体で対象者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画等を活用して避難行動を支援する。

また、市の「避難所運営基本マニュアル」に沿って、避難行動要支援者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

(2) 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

市から高齢者等避難が発表された場合、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始し、保護責任者は避難行動要支援者の支援を行う。

また、避難行動要支援者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第37節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（風水害）

第1項 防災目標

- 気象庁（津地方気象台）等と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 住民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部

第3項 対策

1 局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続いたため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。

(1) 道路の適切な管理

アンダーパス等の浸水時における通行止や大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) 排水ポンプによる排水

必要に応じ排水ポンプを作動させ、道路の冠水や家屋への浸水等による被害の軽減を図る。

(3) 情報収集・伝達

大雨が降ると見込まれる、又は大雨が降っている状況において、気象庁が提供する「降水短時間予報」（15時間先までの雨の予想）や「降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）、「記録的短時間大雨情報」等により、雨雲の状況等を随時確認する。

また、独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所からの室生、青蓮寺、比奈知の各ダムの放流について情報を収集し、庁内部局との情報共有を行うこととし、潜水橋の通行止の対応を講ずるとともに、タイムラインに沿い、適切に避難指示等が発令できるよう、河川水位等の情報把握に努める。

2 雪害対策

大雪が発生すると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがあるため、雪害が見込まれる、又は発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) 防災関係機関及びライフライン事業者からの情報収集

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、迅速かつ的確に市内の情報を把握するため、他の防災関係機関等と雪害発生時の道路情報及びライフライン事業者から情報を入手し、適切な方法で住民へ周知するとともに、必要な防災対策を講じる。

(2) 庁内での情報共有

気象情報及び（１）で入手した情報について、各部署において、適時・適切な対応をするために、庁内において情報共有に努める。

3 市民や事業者等が実施する対策

「第3章第13節 局地的災害応急対策（風水害等）」による。

第4章 災害復旧計画

大規模災害の発生は、多数の生命や身体に危害を与えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、市民を極度の混乱に陥れることになる。そのため、このような混乱状態を解消し、早期に民心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期するものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業計画（共通）

第1項 基本方針

○公共施設の災害復旧に当たっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

第2項 実施責任

福祉子ども部・産業部・都市整備部・教育委員会・上下水道部・市立病院

第3項 対 策

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川災害復旧計画

市民の生命、財産を守るための河川の災害は、二次災害を招くおそれもあることから、必要に応じて応急復旧工事に努めるほか、原形復旧に止まらず、将来計画に整合した復旧に努める。

また、河川の改修事業等は、国の施策、住民のニーズ等より「多自然川づくり」を強く求められていることから、災害復旧工事についても多自然工法を進んで採用していく。

(2) 砂防災害復旧計画

河川上流部から土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基本となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事が行えるよう管理者と連携を図り、事業を促進していく。

(3) 道路災害復旧計画

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路の災害復旧は、最も急を要するので、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めなければならない。近時の自動車交通量の増加に伴い、その重要性も増大する傾向にあるので、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって積極的に早期復旧を進めるものとする。橋りょうについても洪水流量の流下能力の増大を図るとともに、永久橋を主眼とした復旧を促進する。

(4) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、県と連携し、即刻調査の上計画的に従前の機能回復のための復旧工事を県に要望する。なお、必要な場合は県等の応急工事による対策を進める。

(5) 下水道災害復旧事業計画

下水道における各施設について災害が発生した場合は、速やかに応急復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努める。なお、復旧には、平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する応急措置ができるようにするとともに、被害場所については施設の補強を図り被害の軽減に努めるも

のとする。

(6) 水道災害復旧事業計画

水道施設に災害が発生した場合は、速やかに応急復旧を行い、安定給水に努める。

2 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

本市における農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋積、がけ崩れによって生じる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の決壊、かんがい用井堰の流失、ため池堤防及び農道の決壊等である。農地農業用施設の災害については、現在までに原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後は、更に被災の原因をよく探求して災害を繰り返さないように計画に当たる必要がある。なお、農業基盤整備事業として、ため池等整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する方策を講じる必要がある。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか、山村住民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、原形復旧のみでは再度災害のおそれがあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森組合又は森林組合連合会及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、政令に定められたものが、1か所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

(1) 社会福祉事業を行う関係施設

ア 地方公共団体の設置に係るもの

イ その他のものの設置に係るものが激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。

ウ 前記(1)のイに規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(1)のイに規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助をするものとする。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒等を収容する学校施設の被災は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速、かつ適切に復旧しなければならない。特に、学校施設は非常災害時において、地域住民の避難所となっているが、復旧計画の樹立に当たっては、次の点に留意する。

(1) 災害の原因を究明し再度の災害を防止するため、必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

(2) 災害防止上特に必要があれば設置個所の移転等についても検討する。

- (3) 市立学校の災害復旧については、以上の指導を行うほか、市教育委員会の要請があれば技術指導を併せて行う。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定に基づき復旧計画を推進する。

5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

- (1) 公共病院診療所施設災害復旧事業
公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。
- (2) 指定医療機関災害復旧計画
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

第2節 財政金融計画（共通）

第1項 基本方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等の全てが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの機関が負担する。
- しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 実施責任

総務部

第3項 対 策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

- ア 災害救助法 第21条
- イ 水防法 第44条
- ウ 災害対策基本法 第94条、第95条
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の応援を受けた場合に、市は当該応援に要した費用を負担しなければならない。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

その負担率については、同施行令第40条の規定により、負担させることが不適當と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその3分の2を、応援のために要した費用を負担することが困難なものについてはその全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものにつ

いては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定されている事業に対し援助する。激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において、局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町に係る局地的災害についても激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第2条にいう激甚災害とされる。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧施設事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業
- (ク) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ケ) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (コ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (サ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (シ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (ス) 感染症予防事業
- (セ) 私立幼稚園災害復旧事業
- (ソ) 堆積土砂排除事業（※一部、区域外の堆積土砂も含む。）
- (タ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業等に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費に対する補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (オ) 水防資材費の補助の特例
- (カ) 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日に属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

4 国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置

激甚災害の復旧事業費のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 中小企業振興対策（共通）

第1項 基本方針

○被災した中小企業の自立を支援する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

- (1) 災害時に被災中小企業者のため、県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に要請し、商工会議所等と協力して、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。
- (2) 災害復旧資金については、県の金融制度の優先的な貸出措置を講ずるほか、政府系中小企業金融機関(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)への積極的な融資紹介等を行う。
- (3) 融資を受けるに当たっては、政府系中小企業金融機関とともに、民間金融機関の銀行、信用金庫及び信用組合に申し込むよう指導するが、この際、信用力、担保力の不足を補うため、信用保証協会による特別保証措置を講ずる。
- (4) これら金融機関の貸付資金の調達支援を図るため、県の補助事業等を効率的に行う。
- (5) 災害救助法適用以上の災害に対する援助措置

ア 融資措置

- (ア) 日本政策金融公庫特別貸付制度災害貸付制度
- (イ) 商工組合中央金庫特別貸付制度災害復旧資金貸付制度
- (ウ) セーフティネット資金（県、信用保証協会、民間金融機関）

イ 保証措置

信用保証協会災害関係保証

（注：融資措置に関しては既貸付分とは別枠）

第4節 農林業経営の安定策（共通）

第1項 基本方針

○被災農林業者等の自立を支援する。

第2項 実施責任

産業部

第3項 対 策

1 日本政策金融公庫資金

被災農林業者等に対し、農林業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫資金が融通するものとする。

(1) 農業関係

- ア 農業基盤整備資金
- イ 農業経営基盤強化資金
- ウ 農林漁業セーフティネット資金
- エ 農林漁業施設資金

(2) 林業関係

- ア 林業基盤整備資金（造林、復旧造林、樹苗養成施設）
- イ 林業基盤整備資金（林道）
- ウ 林業経営安定資金（林業経営維持資金）
- エ 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林業者等が被害を受けた場合、国、県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じその都度政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保（共通）

第1項 基本方針

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図る。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2項 実施責任

市民部・福祉子ども部・産業部・都市整備部

第3項 対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努める。

(2) 被災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や被災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に被災証明書を交付する。

また、三重県行政書士会とも連携し、災害時における申請手続きが円滑に進むよう努める。

2 生活確保に関する計画

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減税、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講ずるものとする。

(1) 生業資金等の貸付

ア 災害救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は、本計画によるものとする。

(ア) 対象者

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で、次の各号に該当する者に対して行う。

- a 小資本で生業を営んでいた者であること。
- b 蓄積資金を有しないこと。
- c 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- d 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ、償還能力のある者であること。

と。

(イ) 貸付限度額

- a 生業費 30,000円
- b 就職支度費 15,000円

イ 生活福祉資金の貸付

(ア) 貸付の対象

低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、障害者世帯に対し貸し付ける資金

の種類は、福祉資金、住宅資金及び医療介護資金に限るものとする。

(イ) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（市社会福祉協議会に備え付けられている）をその居住地を担当する民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会に提出するものとする。

(ウ) 貸付金の種類

- a 更生資金
- b 福祉資金
- c 修学資金等
- d 療養介護等資金
- e 災害援護資金
- f 離職者支援資金
- g 長期生活支援資金
- h 要保護世帯向け長期生活支援資金

※災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象にならない。

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

(ア) 貸付の対象

配偶者のない女子又は男子であつて、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子又は男子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

(イ) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（市役所に備付け）に関係書類を添付して、市を経由して県に申請する。

(ウ) 貸付金の種類

- a 事業開始資金
- b 事業継続資金
- c 住宅資金
- d 技能習得資金
- e 生活資金
- f 就職支度資金
- g 修学資金
- h 転宅資金
- i 就学支度資金
- j 修業資金
- k 医療介護資金
- l 結婚資金
- m 特例児童扶養資金

エ 恩給担保貸付金

(ア) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備え付け）に証書及び貸付証明書添付して、日本政策金融公庫に提出するものとする。

(イ) 貸付金の限度、期間等

- a 貸付額
恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は2,500,000円とする。
- b 償還期限
3年以内

(2) 被災者に対する職業斡旋等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- (ア) 職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施する。
- (イ) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時相談所の開設

- (ア) 災害地域を巡回し、就職相談を実施する。
- (イ) 収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施する。

ウ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により雇用保険求職者給付を行う。

(3) 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。

ア 市税の減免及び期限延長

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、名張市市税条例（昭和29年名張市条例第14号）の定めるところに従って、救済を図るものとする。

イ 国税の徴収猶予及び減免等

(ア) 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

(イ) 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免及び徴収等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

ウ 県税の減免及び期限延長

(ア) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

(イ) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(4) 金融対策

ア 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下の掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 災害関係の融資に関する事項

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に於ける等の適宜の措置を講ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を講ずることを要請する。

(ア) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜措置を講ずること。

ウ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に講ずることを要請する。

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

(エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること

(5) 郵便貯金及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し実施する。

ア 為替貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

(6) 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

ア 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

イ 住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び市は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

(7) 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また、災害復旧資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第6節 激甚災害の指定（共通）

第1項 基本計画

- 災害の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行う。
- 指定を受けた後は、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 激甚災害に関する調査

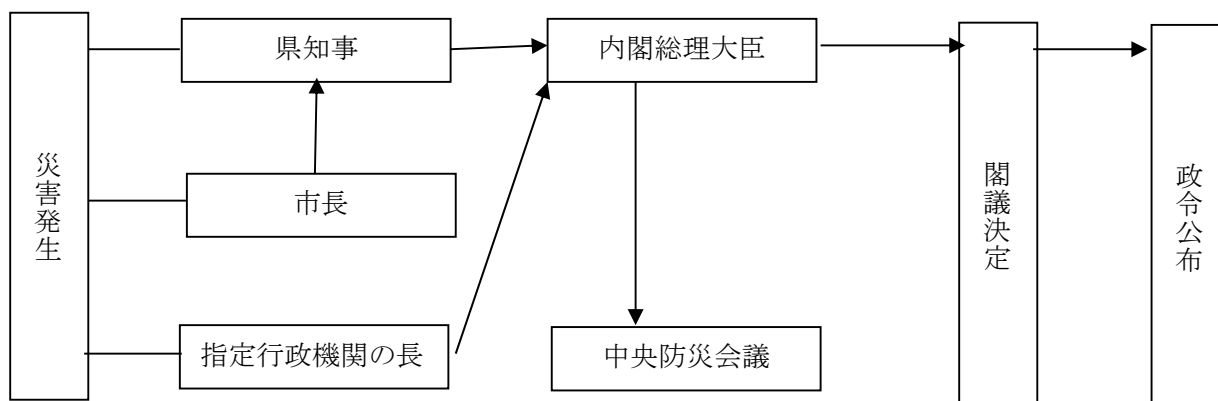
- (1) 市長は市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせ、県に報告するものとする。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地的激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (3) 関係各部は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

2 激甚災害指定の促進

- (1) 市長が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、激甚災害指定基準又は局地的激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告する。
- (2) 知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長の国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図るものとする。

3 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きは、下図のとおり。



4 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

5 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

[資料]

激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公立学校施設災害復旧事業
- (3) 公営住宅災害復旧事業
- (4) 児童福祉施設災害復旧事業
- (5) 老人福祉施設災害復旧事業
- (6) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (7) 堆積土砂排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- (2) 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

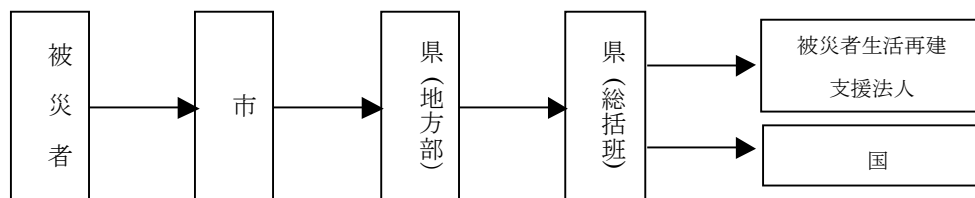
- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する特例
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (4) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (5) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第7節 被災者生活再建支援制度（共通）

第1項 防災目標

○被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。

〔被災者生活再建支援の流れ〕



第2項 実施責任

総務部・福祉子ども部・都市整備部

第3項 対策

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (3) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 県内に(1)又は(2)の市町を含む場合であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域に係る自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域に係る自然災害
- (6) 県内に(1)もしくは(2)の市町を含む場合、県又は(3)に該当する都道府県が2以上ある場合に5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万人未満の市町にあつては、2以上の世帯。)の区域に係る自然災害

2 対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、③長期避難者世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。⑤半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯に対し、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	100	200	300
	補修		100	200
	賃借（公営住宅以外）		50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修		100	150
	賃借（公営住宅以外）		50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	100	100
	補修		50	50
	賃借（公営住宅以外）		25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	75	150	225
	補修		75	150
	賃借（公営住宅以外）		37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修		75	112.5
	賃借（公営住宅以外）		37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	75	75
	補修		37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）		18.75	18.75

3 支援金の支給申請

(申請窓口) 名張市役所

(申請時の添付書類) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

4 被害認定

住宅の被害認定は、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日内閣府政策統括官（防災担当）通知）、浸水等による住宅被害の認定について（平成 16 年 10 月 28 日内閣府政策統括官（防災担当）通知）により市が行う。

5 広報の方法

被害を受けた世帯に対する広報は、避難所及び区・自治会掲示板等へ掲示するなどとともに、市に相談窓口を設置し、積極的に行うものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1項 計画の目的

この計画は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定による防災対策推進地域に本市が指定されたことから、第5条第2項の規定に基づき、避難場所、避難路、消防用施設及びその他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項や円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項並びにその他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 計画の基本方針

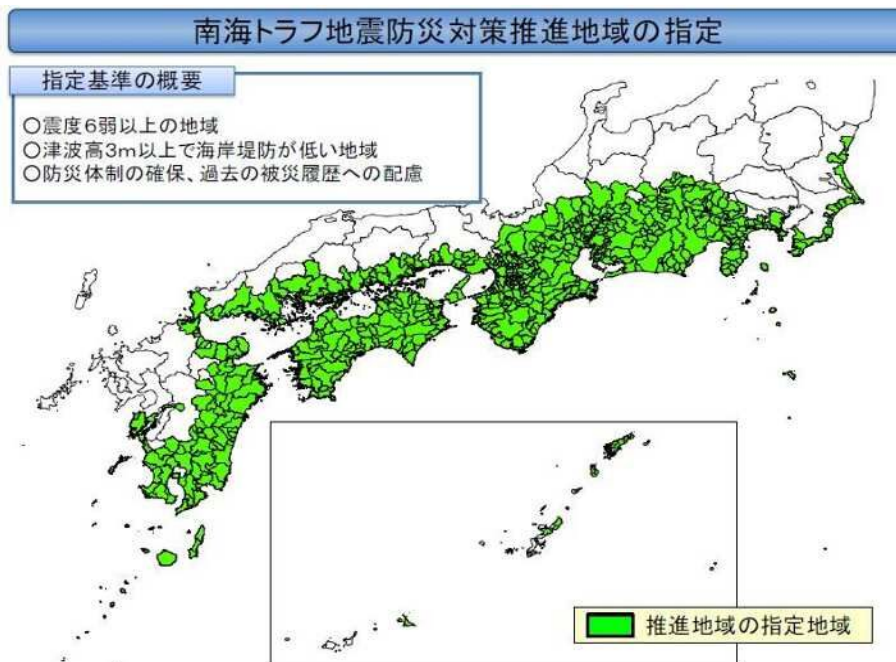
この計画は、南海トラフ地震の発生に伴う被害に関して、本市、県、その他の防災関係機関の役割等を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な事項を示す。

また、計画の策定に当たっては、以下の点に配慮することとする。

- ・南海トラフ地震は、広範囲の地域で災害が発生するおそれが強く、災害発生直後に関係機関や他の地域からの支援を受けることが困難となり効果的な防災対策を推進する必要があること。
- ・南海トラフ地震では、二つの地震が同時発生することや数時間や数年の時間差で発生することが指摘されており、余震対策やその他の必要な対策を実施し被害の拡大防止を図る必要があること。

第3項 防災対策推進地域の指定

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域は、本市を含む県内全市町が指定されており、その指定基準については、「震度6弱以上」「津波高3m以上で海岸堤防が低い」「防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮」となっている。



(内閣府防災情報のページ)

第4項 南海トラフ地震の被害特性

(1) 揺れによる被害

県内では、特に伊勢湾及び熊野灘の沿岸の市町で震度6強、一部地域で震度7の発生が想定されており、本市においても市域の大半が理論上最大で震度6弱の揺れに見舞われ、揺れによる建物・人的被害が発生する。

(2) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼が生じる。

(3) 土砂災害の発生

市内山間部を中心に急傾斜地等の崩壊が発生する。

(4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。

(5) 津波による被害

本市では津波被害の想定はないが、南勢地域及び伊勢湾岸沿いを含む太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される中で、国や県外等からの支援が必ずしも期待できない状況になることから、本市が被災した場合の支援の遅れの対応や県内津波被災自治体への支援等もあわせて検討する必要がある。

第5項 南海トラフ地震に関連する情報等について

南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が気象庁から発表されることとなり、その情報種類と発表条件は以下のとおりとなっている。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応が取りやすいようキーワードを付して情報発表される	調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。）

※異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。
 ※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
 ※南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意する。

第6項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の処理す

べき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「防災関係機関の責務と業務の大綱」による。

第2節 災害対策本部の設置

第1項 計画目標

○本市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模等の地震が発生したと判断する場合には、災害応急対策を推進するために市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑に運営する。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又はそれに判定され得る規模等の地震が発生したと判断したときは、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

市の災害発生時の防災組織については、第3章第1節「活動体制」の名張市災害対策本部組織表による。

(1) 配備の確認

- ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡、協調を徹底する。
- イ 出先機関、防災関係機関等との情報連絡を緊密にする。

(2) 実施事項

- ア 巨大地震警戒に係る情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 報告、要請をはじめとする地震防災活動の県との連携
 - (ア) 必要に応じ県に対し、地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 避難指示等の発令及び警戒区域の設定
- エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の救護
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災上の措置

(3) 配備基準

市長は、本部長となり、各部の長に、次の区分に基づく職員配備を指令する。

各職員は、配備基準となる本市での地震の発生及び南海トラフ臨時情報の発表がなされた場合には、各部の配備計画に基づき自主的に参集することとする。その際、地震情報は自主的に収集し、危機管理室や消防本部への問合せ等を一切行わず参集することとする。

県内及び相互応援協定締結都市において配備基準の地震が発生し、職員配備をする場合には、職員向け安否参集確認システム（ASKメール）にて連絡するものとする。

ア 準備体制

市域に配備基準の規模の地震が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに市

災害対策本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の配備基準となった場合に配備するものとする。

区分	配備内容	配備人員	配備基準
準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じた警戒体制に入れる体制	各部の配備計画による人員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 3 その他地震に関する災害が発生したとき。 4 県内又は相互応援協定締結都市で震度5弱の地震が発生したとき。

イ 警戒体制、非常体制（市災害対策本部設置）

市災害対策本部は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力で推進するため、次の基準により警戒体制又は非常体制をとるものとする。

区分	配備内容	配備人員	配備基準
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	各部の配備計画による人員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合で市長が必要と認めたとき。 3 地震により災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。 4 県内又は相互応援協定都市で震度5強以上の地震が発生したとき。
非常体制	甚大な被害が発生することが予想され、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制	全職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 市全域にわたって地震に関する甚大な災害が発生したとき。

- 災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- 各部長は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画をたて、危機管理室に報告するとともに、班員に徹底しておくものとする。
- 本部が設置された場合において危機管理室から要請があったときは、各部各班は連絡のため部員を派遣し、災害対策本部員会議その他の各部各班の連絡に遺漏のないよう措置するものとする。
- 各部各班は、応急救助の実施の円滑を期するため、直ちに現場に急行できるようあらかじめ関係各部各班との連携を密にしておくものとする。
- 物資及びその他の輸送については、原則として市有の車両を使用するものとするが、不足の場合は、民間の車両を借上げることができるよう、あらかじめ所管の部において措置しておくものとする。

(4) 参集時における職員の行動

ア 職員自身又は家族の被災により参集できないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

イ 居住地周辺又は参集途上において人命救助活動等が実施されているときは、これに参加することとし、その旨を所属長に連絡するものとする。ただし、災害対策本部員や室長、避難所派遣職

員等の防災担当要員は、市の災害対策に従事するためこの限りでない。

ウ 大渋滞の発生等により参集に時間を要することが想定されることから、原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により参集することとする。

エ 参集途上において、災害状況を可能な限り収集し、到着後、班長を通じて災害対策本部総合対策部へ報告することとする。

(5) 地震の規模に応じて、職員自らの食料等、必要な物を持参し参集することとする。

2 臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）発表時における対応

(1) 臨時情報（調査中）が発表され、市長が必要と判断した場合には災害対策本部員及び危機管理室が配備につき、必要な情報収集を行う。

ア 住民への広報

イ 県をはじめとする防災関係機関との連絡体制の確保

(2) 臨時情報（巨大地震注意）が発表され、市長が必要と判断した場合には警戒体制とし、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて災害対策本部設置の準備等を行う。

ア 住民への広報

イ 災害対策本部設置の準備

ウ 地震防災応急対策の実施準備

エ 避難所の開設準備

オ 各地域との連絡調整

カ 備蓄品・資機材等の確認

キ 要配慮者への避難行動準備

(3) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、全職員は非常体制により従事するものとする。

ア 住民への広報

イ 全所属職員の参集状況の把握

ウ 災害対策本部の設置

エ 本部員会議の開催

オ 地震防災応急対策の実施

カ 消防団、自主防災組織との連携

キ 避難所の開設及び運営

ク 要配慮者及び施設等への避難行動の実施

ケ 帰宅困難者等への対応

コ 公共施設等の点検

(4) 応急対策に必要な資機材、車両、燃料等の数量並びに保管場所を確認し、使用に支障がないようにする。

(5) 職員は、勤務時間外においては、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、常に業務に従事できる体制を取っておくものとする。

3 応急対策を取るべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策

第1項 計画目標

○南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）の巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合には、民心の安定を図るとともに、災害応急対策を推進するために市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑に運営する。

第2項 実施責任

危機管理室・関係各部

第3項 対 策

1 情報収集及び伝達等

(1) 情報の収集・伝達

地震発生時には、被災の状況及び当該災害の対応に係る情報を収集することとする。

その際、当該災害が市独自の対応のみでは対応できないような場合には、至急、その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するよう留意するものとする。その際、被害の詳細が把握できない場合にも、迅速な情報収集に努めることとする。

(2) 避難の指示

ア 市長は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要がある時は、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることとする。

イ 市長は、避難のための立退きを指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

(3) 臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意等）の受理、伝達、周知

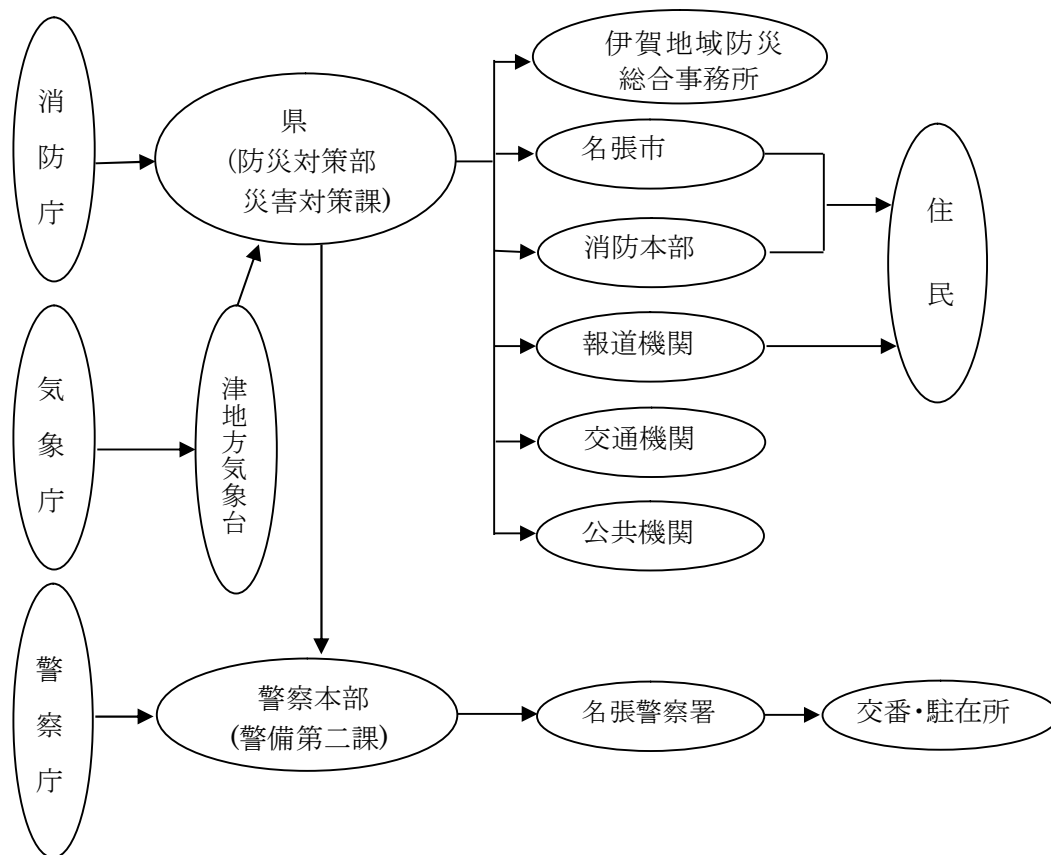
ア 県から伝達される臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意の情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、防災行政無線等において確実に行うものとする。

イ 巨大地震警戒が発せられたときは、直ちに電子メール、防災ラジオ、「ads. FM」、市ホームページ等、各種媒体を用いて、市民等に確実に伝達するものとする。

ウ 庁内における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送や電子メール等により行う。勤務時間外及び休日等については、各部で定める緊急連絡網、職員向け安否参集確認システム（ASKメール）等により職員に伝達する。なお、市域で震度5強以上の地震が発生している場合には自動参集となるため、伝達を待たず参集することとする。

(4) 伝達系統

臨時情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



(5) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者を予め定め、迅速・的確な情報の収集に当たるものとする。

ア 避難の状況

イ 交通機関の地震防災応急対策の実施状況

ウ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況

エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

オ 情報の変容、流言等の状況

カ 避難指示等の発令及び警戒区域の設定

キ 消防職員・団員等の配備命令

ク 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

(6) 県災害対策本部に対する報告

県災害対策本部への報告は、県防災情報システムを用いて速やかに実施するものとする。その主なものは、次のとおり。

ア 避難の状況

イ 被災の状況

ウ 市の防災応急対策の実施状況

(7) 市民等への伝達

内部連絡組織を整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。ただし、注意情報の市から市民への伝達については、報道機関の報道開始時から行うように努める。

(8) 広報の方法

- ア 市及び消防車両等による巡回広報
- イ 緊急速報メール・防災ラジオ、「ads. FM」等による広報
- ウ 自主防災組織、区・自治会及び地域づくり組織への協力要請による地域住民への周知
- エ 報道機関等への情報提供

(9) 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- ア 臨時情報の巨大地震警戒及び巨大地震注意情報等の内容、特に市内の状況等
- イ 交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- ウ ライフラインに関する情報
- エ 強化地域内外の生活関連情報
- オ 混乱防止のための対応措置
- カ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- キ 事業所及び地域住民等がとるべき措置
- ク 金融機関が講じた措置に関する情報
- ケ 臨時情報が発表された場合、不要不急の旅行等を控えるなど適切な行動の呼び掛け
- コ 臨時情報が発表された場合の防災体制に関する情報
- サ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

2 避難対策

- (1) 市が、市地域防災計画において、山・崖崩れの発生が想定され、避難の指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という)の住民は、臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 避難対象地区の住民が避難地まで避難するための手段については、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民については、地域の実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難誘導や避難地での生活については、要配慮者等に配慮するものとする。
- (4) その他の地域の住民は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとする。
- (5) 市は避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができるものとする。
- (6) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

3 児童生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童生徒等が在学中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - イ 児童生徒等が、登下校途中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒等が、在宅中に臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には、休校とし、児童生徒等は登校させない。

- (2) 学校等においては、(1)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘察し、あらかじめ保護者及びその他関係者と協議のうえ、地域の実態に則した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い臨時情報巨大地震警戒又は巨大地震注意が発表された場合には災害の発生を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

4 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動に関しては、第3章第28節「防疫・保健衛生活動」に定めるところによる。

5 医療・救護活動

- (1) 臨時情報が発表された場合には、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。
- (3) 臨時情報が発表された場合には、要救護者の搬送準備を行う。
- (4) 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
- (5) 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は臨時情報発表時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。
- (6) 防疫のための資機材及び仮設便所等の資機材を準備する。

6 消火活動

- (1) 消防職、団員を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保及び通信統制の確立を図る。
- (3) 資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止及び出動の迅速化を図る。
- (6) 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、消防団等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- (10) 消防団は次の対策を実施する
 - ア 情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - エ 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)
 - オ 住民の避難誘導
 - カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - キ 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - ク 救助用資機材の確保準備
 - ケ その他状況に応じた防災、水防活動

7 食料・生活必需品の確保

- (1) 食料の確保
 - ア 米穀

臨時情報が発せられた場合、市は関係機関と密接な連絡をとり米穀の確保を行うものとする。

イ パン、副食品等

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

(2) 生活必需品の確保

寝具等の生活必需品の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県等へ援助を要請するものとする。

(3) 飲料水の確保

飲料水の確保に努め、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県等へ援助を要請するものとする。

(4) その他、市が実施する対策

ア 山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外からの旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

イ 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。

ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。

エ 物資拠点の開設準備を行う。

オ 住民に対して貯水の励行を呼びかける。

カ 臨時情報が発表された場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

キ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

ク 応急復旧体制の準備をする。

ケ 臨時情報等により様々な混乱を生じるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼び掛けを実施するものとする。

コ 状況に応じて市災害対策本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、県が状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

8 輸送活動

(1) 緊急輸送基本方針

ア 臨時情報巨大地震警戒の発表後の緊急輸送の実施の具体的調整は、県及び市災害対策本部が行うものとし、現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部において行うものとする。

イ 臨時情報巨大地震警戒発表時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。臨時情報巨大地震警戒発表後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県と協議し、緊急輸送を行う。

ウ 臨時情報巨大地震注意の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は巨大地震警戒が発表された場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

(2) 緊急輸送の対象となる人員、物資等

ア 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材

イ 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等

ウ 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

(ア) 食料

(イ) 日用品等

(ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 輸送体制の確立

ア 輸送の方法

(ア) 陸上輸送

第3章第18節「緊急輸送活動」による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

(イ) 航空輸送

県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼するものとする。

イ 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

(ア) 市有車両の活用

(イ) 災害協定に基づく民間事業所等への輸送の依頼

(ウ) 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼

(エ) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

(4) 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県において調整を依頼する。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

9 警備対策

(1) 臨時情報、市民生活に関する流言

(2) 震災に便乗した犯罪

(3) 電話等の輻輳

(4) 避難に伴う混乱

(5) 道路交通の混乱

(6) 帰宅者、旅行者等の混乱

10 ライフライン

(1) 飲料水等の供給

南海トラフ地震臨時情報発表時においても、水は平常どおり供給する。また、発災に備えて生活用水など「水を汲み置く」よう広報する。

	項 目	内 容
広報の 内容	飲料水	ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。
	水洗便所等の生活用水	浴槽などを利用する。
	水質の確保	汲み置き水はふた等をかける。
	貯留水の流出防止	汲み置き容器の転倒防止等汲み置き水の流出防止策を講じる。

広報の方法	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報車をもって実施する。 2 名張市指定給水装置工事事業者の店頭に掲示の依拠する。
-------	--

(2) 人員、資機材の点検確保体制

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、直ちに発災に備えて、情報連絡網の確保、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資機材の点検整備等の実施に万全を期すとともに、地震発生時には拠点給水体制をとるものとする。

(3) 施設等の保安措置

ア 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、臨時情報が発せられた後は原則として搬入を行わない。

イ 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全対策を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋め戻しを行う。

なお、水道施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じて安全強化措置を講じる。

1.1 交通機関

(1) 運転者のとるべき措置

車両等の運転者は、次のような措置をとり、安全の確保を図るとともに、混乱の防止に協力するものとする。

ア 車の運転中に臨時情報巨大地震警戒が発表されたとき

(ア) 臨時情報巨大地震警戒の発表を知ったときは、地震の発生に備え、ただちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に止めて避難するときは、道路左側に駐車しエンジンを止めエンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

(2) 道路交通対策（警察）

ア 交通規制方針

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を行うものとする。

また、緊急交通路の優先的な機能確保を図るものとする。

イ 交通規制計画

県公安委員会は臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合は、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

(ア) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、緊急輸送に従事する車両以外の車両を極力制限する。この場合、県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(イ) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

(ウ) 交通規制の方法

大規模地震対策特別措置法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行うものとする。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

(エ) 広報

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表される前の段階から発表されるまでの間、交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

ウ 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

エ 緊急輸送車両の確認

(ア) 事前届出制度

- a 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- b 事前届出の受付は、名張警察署交通課において行う。

(イ) 緊急輸送車両の確認

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された際、上記(ア)で事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

(ウ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記(イ)の緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

(エ) 確認等実施機関

上記(イ)、(ウ)の緊急輸送車両の確認と証明書等の交付は、三重県防災対策部、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署及び臨時情報発表時に伴い設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所等において行う。

(3) 道路管理者のとるべき措置

ア 危険箇所の点検

臨時情報が発せられた際には、道路管理者は、避難所周辺等の道路において、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急点検を行う。

イ 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

(4) 公共輸送機関

臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合、次の措置を講ずる。

ア 鉄道(近畿日本鉄道株式会社)

(ア) 列車の運行

- a 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて対応を検討する。

b 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合は、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開する。

(イ) 旅客の案内等

a 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意が発表された場合は、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

イ バス(一般乗合旅客自動車運送事業者)

(ア) 運行路線にかかわる山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

(イ) 臨時情報巨大地震注意又は調査中の発表時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ決めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めるものとする。

(ウ) 臨時情報巨大地震警戒及び巨大地震注意発表の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行うものとする。

(エ) 運行の中止に当たっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告するものとする。

(オ) 滞留旅客に対して、臨時情報の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

1 2 市が管理等を行う施設に関する対策

(1) 公共施設(市が管理又は運営する施設)

ア 道路

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、市は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事(占用工事等を含む)の中断等の措置をとるものとする。

(ア) 車両の走行自粛の呼びかけ等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置、横断幕等により道路利用者に対し行う。

(イ) 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

(ウ) 災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

(エ) 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

(オ) 幹線避難路における障害物除去に努める。

イ 河川等

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、市は直ちに所管する河川及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中的場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

ウ ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

エ 不特定多数が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報等の来庁者・来訪者等への伝達

(イ) 来庁者・来訪者等の安全確保のための避難等の措置

(ウ) 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危

険物資による危害の防止

(エ) 出火防止措置

(オ) 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

(カ) 消防用設備等の点検、整備と事前配備

(キ) 緊急応急対策の実施上重要となる庁舎等の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

a 自家発電装置、可搬式発電機、新エネルギーを活用した発電設備等による非常電源の確保

b 無線通信機器等通信手段の確保

オ 砂防、地すべり、急傾斜地等

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

カ 工事の中断

臨時情報巨大地震注意の発表等を行った場合には、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止・落下倒壊防止・補強その他の保安措置を講ずる。

キ 水道用水供給施設等

貯水確保に配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

ク コンピュータ

コンピュータ・システムについては、概ね次の措置を講ずる。

(ア) コンピュータ本体の固定を確認する。

(イ) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

(2) 民間施設（事業者に対する指導）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、臨時情報が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、臨時情報が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

ア 臨時情報が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

(ア) 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。

(イ) 生活必需品を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。

イ 臨時情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。

ウ 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。

エ 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。

オ 自衛消防組織に関すること。

カ 工事中の建築物等の工事中断等の措置に関すること。

キ 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。

ク 施設、消防用設備等の点検に関すること。

ケ 臨時情報発表時に関する防災訓練及び教育に関すること。

1.3 帰宅困難者対策

帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促すものとするが、地震による被災により、交通機関の長期不通等の状況による帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止す

るため、帰宅困難者のための支援策等について検討し、推進することとする。

第4節 関係者との連携協力の確保

第1項 計画目標

○臨時情報の巨大地震警戒及び巨大地震注意情報が発表された場合に、南海トラフ地震に関する情報等を各防災関係機関の有機的連携の下、災害応急対策を推進する。

第2項 実施責任

危機管理室・総務部・地域環境部

第3項 対 策

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料や飲料及び生活必需品等の物資、資機材等の調達、手配については、第3章第25節「給水活動」、26節「食料供給活動」第26節「生活必需品等供給活動」のとおり実施するものとする。

(2) 人員の配置

災害応急対策や被災者救護等のため、市の人員が不足する場合には、第3章第2節「災害対策要員の確保」のとおり実施するものとする。

2 他機関に対する応援要請

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得る場合には、第2章第8節「受援体制整備計画」のとおり実施するものとする。

(2) 災害応援協定を締結する事業所から必要な協力を得ることに關しては、各事業所と取り交わしている協定内容に従い、応援を要請するものとする。また、応援協定については、発災時に要する資機材等を勘案し、広域的な災害、長期的な避難を要すること等を考慮した上で検討することとする。

3 派遣部隊の受入体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び必要な資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1項 計画目標

○地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、地震防災上緊急に整備すべき避難場所や避難路、消防用施設等の整備に努める。

第2項 実施責任

危機管理室・産業部・都市整備部・消防本部

第3項 対 策

1 建築物、構造物等の耐震化及び不燃化

地震発生時には建築物の倒壊や火災等の発生が予測されるので、一般住宅等の耐震診断及び耐震改修を促進することや、発災時において防災上重要な拠点となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強等の実施に努める。

2 避難場所の整備、避難路の整備

住民の生命、身体の安全を確保するため、被災者を一時収容するための安全な避難場所を指定し、その整備と保全に努めるとともに、要配慮者や津波等による沿岸部からの被災者の受入れも想定しつつ、可能な限り多くの避難者の収容が可能になるよう体制を整備する。

また、避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の指定と整備に努める。

3 土砂災害防止施設の整備

地震により発生する土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤や急傾斜地の擁壁など、土砂災害防止施設の整備に努める。

4 火災による被害の軽減のための消防用施設の整備等

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備を図り、同時多発火災及び大規模延焼火災に備えるため、消防用施設及び消防用資機材等の整備を行うものとする。

5 緊急輸送ネットワークの整備

市は、緊急輸送を確保するために各輸送手段との連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。

ア 緊急輸送道路と車両による輸送

イ 鉄道による輸送

ウ ヘリコプター臨時離着陸場の開設

6 ため池整備の推進

発災時に堤体の決壊が想定されるため池について、浸水想定区域を周知するソフト対策とともに、市その他防災関係機関は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、情報の収集及び伝達に必要な市防災行政無線等の通信施設を整備するものとする。

7 通信施設の整備

市その他防災関係機関は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、情報の収集及び伝達に必要な市防災行政無線等の通信施設を整備するものとする。

8 防災拠点施設の整備

市は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、地震防災上必要な防災拠点施設を整備するものと

する。

第6節 防災訓練計画

第1項 計画目標

○防災関係業務に従事する者の実践的実務の習熟と防災関係機関の緊密な連携を強化するとともに、各機関及び住民との協力体制の確立を図り、応急対策に当たる体制を強化する。

第2項 実施責任

危機管理室

第3項 対 策

1 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。市では、少なくとも年1回以上、防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

また、市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県や有識者等に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

2 訓練内容

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示等のほか、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練等

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1項 計画目標

○防災関係業務に従事する職員、事業所、自主防災組織及び住民に対して、防災訓練、講演会等を通じ、南海トラフ地震に関する教育や研修を実施するとともに、適時、適切な広報活動を実施する。

第2項 実施責任

危機管理室・秘書室・広報シティプロモーション推進室・都市整備部

第3項 対 策

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次のとおり必要な防災教育を各部局等を実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題等

2 住民等に対する教育

市は、ハザードマップの配布や広報のほか、防災訓練等の機会を通じて、地震によって発災するおそれがある土砂災害やため池の決壊、大規模火災等による避難行動に関する啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、地域の実情等に合わせて実施するものとする。その教育方法として、印刷物、やDVD等の視聴や出前トークの実施など、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法及び入手する媒体
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

名張市水防計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の解説	1
第2章 水防組織	2
第1節 水防本部の設置	2
第2節 水防倉庫及び資機材等	3
第3節 重要水防区域	4
第4節 通信連絡系統	5
第3章 予報及び警報	6
第1節 洪水予報	6
第2節 水防警報	7
第3節 雨量の通報	8
第4章 水防活動	9
第1節 水防巡視等	9
第2節 消防機関の活動	11
第5章 公用負担	14
第1節 公用負担権限	14
第2節 負担権限証明書等	14

第1章 総 則

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、三重県知事から指定された指定水防管理団体たる名張市が、法第33条の規定に基づき作成するもので、名張市市域における洪水による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減して、公共の安全を確保するため、水防に関し必要な事項を定めるものとする。

第2節 用語の解説

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。（法第2条）

2 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。（法第4条）

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条）

4 消防機関の長

名張市消防長をいう。（法第2条）

第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置

- 1 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたとときからその危険を除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- 2 水防計画にかかる事務局は都市整備部維持管理室に置く。災害対策本部が設置された場合は、名張市地域防災計画に基づき災害対策本部土木建築部として転用活動を行うものとする。
- 3 事務分担する職員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防管理者の指揮を受けるものとする。
- 4 消防団は、水防管理者（市長）の指示により河川等の洪水の被害に対する警戒・防御、その他の作業にあたるものとする。

第2節 水防倉庫及び資機材等

1 水防倉庫及び資機材等

水防倉庫には、水防資機材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

水防倉庫所在地	名張市箕曲中村 (名張市水防倉庫)
水防倉庫規模	軽量鉄骨造平屋建 亜鉛鉄板葺 30.25㎡
備蓄資器材一覧表	
土のう袋	3,000枚
なわ	35巻
生木	} 200本
丸太	
くい	
鉄線	50kg
スコップ	50丁
掛矢	10丁
のこ	2丁
かま	10丁
ツルハシ	10丁
備中くわ	14丁
くわ	10丁
波口	10丁
なた	1丁
よき	3丁
ネットバリケード	30枚
バリカー (A型)	125枚
強力ライト	30個
乾電池 (単1)	200個
点滅灯	30本
点滅灯用ライト	40個
カラーコーン	50本
カラーコーン用ジョイント	5本
通行止標識	10枚
水防倉庫所在地	名張市蔵持町里 (名張川河川防災ステーション)
水防倉庫規模	鉄骨造平屋建 亜鉛鉄板葺 100㎡
備蓄資器材一覧表	
土のう袋	3,000枚
なわ	30巻
生木	} 600本
丸太	
くい	
鉄線	50kg
スコップ	50丁
掛矢	10丁
のこ	5丁
かま	10丁
ジョレン	10丁
備中くわ	10丁

くわ	10丁
バンセン切	5個
なた	5丁
よき	5丁
しの	5丁
ネットバリケード	30枚
バリカー（A型）	125枚
強力ライト	30個
乾電池（単1）	200個
点滅灯	30本
点滅灯用ライト	40個
カラーコーン	40本
カラーコーン用ジョイント	10本
通行止標識	10枚
ライフジャケット	20枚
ブルーシート	400枚
水中ポンプ	4台
発電機	4台
投光機	4台
コードリール	5個
台車	5台
一輪車	5台

2 水防資材の調達

水防資材確保のため水防資機材取扱業者とあらかじめ契約しておくものとする。

なお、消防団の各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者宛て報告するものとする。

第3節 重要水防区域

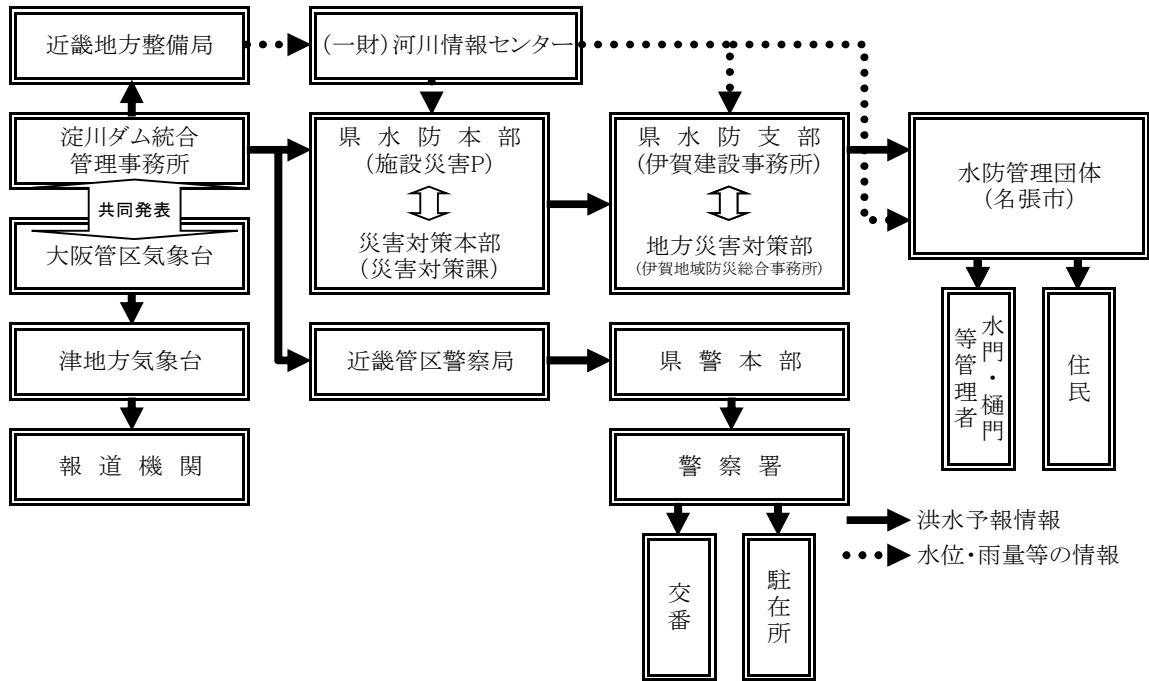
市における国土交通大臣管理区間及び三重県知事管理区間河川の重要水防区域は、市防災計画資料編のとおりとする。

第4節 通信連絡系統

1 国土交通大臣の指定する河川に関する通信連絡系統

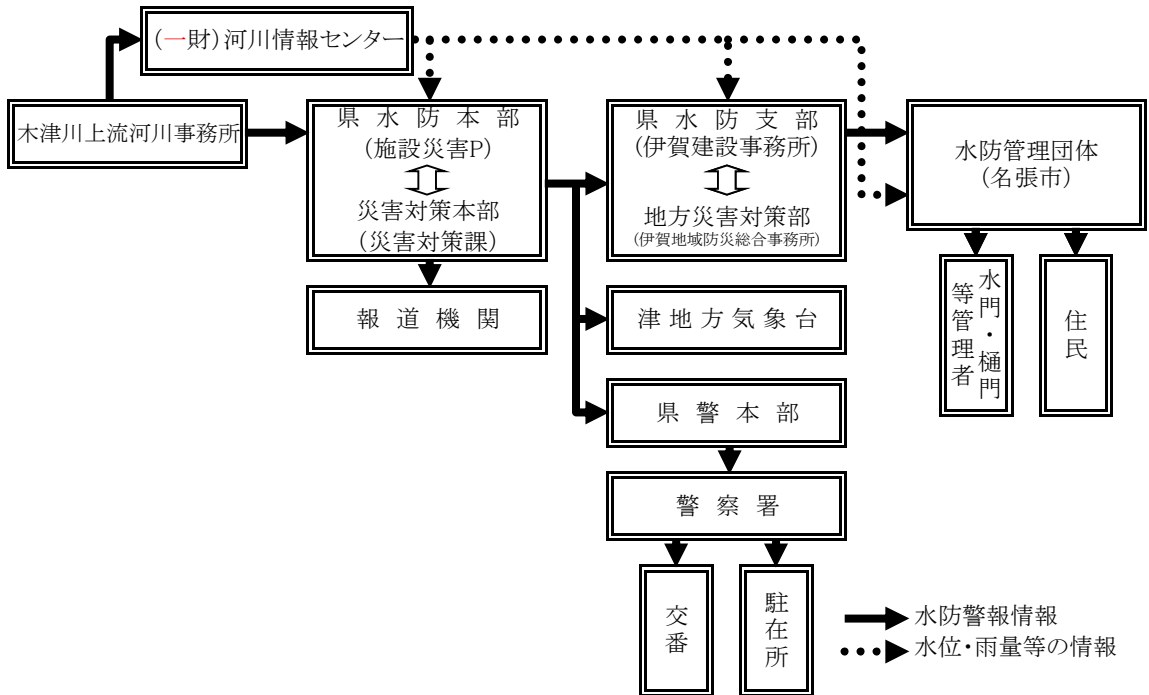
(1) 洪水予報発表時の通信連絡系統図

【淀川水系】



(2) 水防警報及び避難判断水位情報発表時の通信連絡系統図

【淀川水系】



第3章 予報及び警報

第1節 洪水予報

洪水予報とは、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある河川について、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量を予測し、水防法及び気象業務法に基づき両者が共同で、水防団、関係行政機関及び放送機関・新聞社などの協力を得て地域住民へ洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を発表するものをいう。

水防本部は、この洪水予報を受けたときには、必要に応じて水防体制に入るものとする。

①国土交通大臣と気象庁長官が洪水予報を発表する河川及び区域

河川名	実施区域	発表者
名張川	(左岸) 名張市下比奈知松尾 411 番地先から 奈良県山辺郡山添村吉田 1133 番地の 2 地先まで	近畿地方整備局淀川ダム 統合管理事務所 大阪管区気象台
	(右岸) 名張市下比奈知下垣内 1186 番地先から 伊賀市大滝970番地先まで	
宇陀川	(左岸) 奈良県宇陀市室生区大野 1469 番地先から 名張川合流点まで (右岸) 奈良県宇陀市室生区大野 3846 番地先から 名張川合流点まで	

②洪水予報の種類と発表基準

種類		発表基準
区分	標題	
洪水注意報	氾濫注意情報	洪水予報実施区域内の対象観測所の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が予想されるとき。
洪水警報	氾濫警戒情報	洪水予報実施区域内の対象観測所の水位が、氾濫危険水位(危険水位)を超えることが予想されるとき、又は避難判断水位(特別警戒水位)に達し更に水位の上昇が予想されるとき。
	氾濫危険情報	洪水予報実施区域内の対象観測所の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。
	氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で氾濫が発生したとき。

③洪水予報発表の対象とする水位観測所(基準地点)

河川名	水位観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位
名張川	名張	木津川合流点より 28.96km	4.50m	6.00m	6.80m	7.60m	7.99m

第2節 水防警報

名張川及び宇陀川で洪水により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがある時、木津川上流河川事務所では、市に対して水防活動が必要であることを通知する水防警報を発表する。

水防本部は、この水防警報を受けたときには、必要に応じて水防体制に入るものとする。

①国土交通大臣が水防警報を発する河川及び区域

河川名	実施区域	機関名	担当管理団体
名張川	(左岸) 名張市下比奈知松尾 411 番地先から 奈良県山辺郡山添村吉田 1133 番地の 2 地先まで	木津川上流 河川事務所	名張市
	(右岸) 名張市下比奈知下垣内 1186 番地先から 伊賀市大滝970番地先まで		
宇陀川	(左岸) 奈良県宇陀市室生区大野 1469 番地先から 名張川合流点まで		
	(右岸) 奈良県宇陀市室生区大野 3846 番地先から 名張川合流点まで		

②水防警報発表の対象とする水位観測所

河川名	水位観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位
名張川	名張	木津川合流点より 28.96km	4.50m	6.00m	6.80m	7.60m	7.99m
宇陀川	安部田	名張川合流点より 3.3 km	2.00m	3.50m	—	—	7.30m

③水防警報発表の段階と範囲（近畿地方整備局）

段階	種類	内容	発表時間
第1	待機	消防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する3時間前
第2	準備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので主として気象情報及び上流の雨量に基づいて行う。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する2時間前
第3	出動	消防団員の出動の必要性を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する1時間前
第4	解除	水防活動終了の通知を行う。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り水防活動を終わるとき。
適宜	情報	水防活動上必要となる水位状況等を知通知する。	氾濫注意水位（警戒水位）を上回ったときから1～3時間置き

第3節 雨量の通報

津地方気象台から気象に関する警報の発表があったときは、水防本部は関係機関より雨量報告を収集し、常に気象に関する的確な情報を保有し、水防活動に支障のないようにしなければならない。

(参考) 雨量観測所

①国土交通省関係雨量観測所

河川名	観測所名	種別	所在地		摘要
			市	町	
淀川	名張2	自記 テレ	名張	南町	名張川
淀川	比奈知	自記 テレ	名張	滝之原	名張川
淀川	香落	自記 テレ	名張	青蓮寺	青蓮寺川
淀川	黒田堂ヶ谷	自記 テレ	名張	黒田	宇陀川

②気象庁関係雨量観測所

観測所名	種別	所在地	
		市	町
名張	有線ロボット雨量計	名張	鴻之台1

第4章 水防活動

第1節 水防巡視等

1 水防巡視

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、必要な措置を実施する。また、水防警報等の通知を受けたときは、消防長は直ちに消防職員を、水防活動についての情報収集、連絡調整に当らせるものとし、消防団長は直ちに各河川の水防受持区域の消防分団長に対し、団員による河川の警戒巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の通報水位に達した旨の通報があったときは、直ちに消防団長に通知するとともに次項に定める「水防信号」等により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当らせるものとする。

河川名	水位観測所名	位置	通報水位	氾濫注意水位	管理者名
名張川	名張	木津川合流点より 28.96km	4.50 m	6.00 m	木津川上流河川事務所長
宇陀川	安部田	名張川合流点より 3.30km	2.00 m	3.50 m	木津川ダム総合管理所長

2 水防信号

水防信号は、三重県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年三重県規則第76号）の規定に基づき次により行うものとする。

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる
第2信号	団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する
第3信号	堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したとき	各分団員の外必要により一般市民の出動を求める
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認められたとき	名張警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する

□三重県水防信号及び標識に関する規則

第1条 水防法第13条第1項の規定に基づく水防信号は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第1信号は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号は、消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号は、当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号は、必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立退くべきことを知らせるもの
- (5) 第5信号は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、増水のおそれがなくなったことを知らせるもの

第2条 水防信号は、別表に定める方法に従い発するものとする。

第3条 第1条第1号に規定する「氾濫注意水位（警戒水位）」は、別表に定めるところによる。

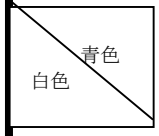
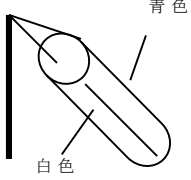
第4条 第1条第4号に規定する「第4信号」は、法第29条の規定に基づき発するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

別表1

水 防 信 号

区 分	種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号	その他の信号 (氾濫注意水位(警戒水位)信号)
第1号信号	氾濫注意水位 (警戒水位) 信号	○休止○休止○休止	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○— 約15秒 約15秒	掲 示 板
第2号信号	出 動 信 号	○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○	約5秒 約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○— 約6秒 約6秒	警戒水位 (氾濫注意水位) 発表中青地に白
第3号信号	水防管理団体の区域の居住者出動信号	約10秒 ○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○	約10秒 約10秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 ○— 約5秒 約5秒	
第4号信号	避 難 信 号	乱 打	約1分 約1分 ○—休止 ○— 約5秒	
第5号信号	洪水警報解除信号	○ ○—○ ○ ○—○ 1点と2点の班打		形状、大きさ適宜

1. 信号は適宜の時間継続をすること。
必要があれば警鐘信号及びサイレン信号と併用することを妨げない。

第2節 消防機関の活動

洪水に際し、水害を警戒し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

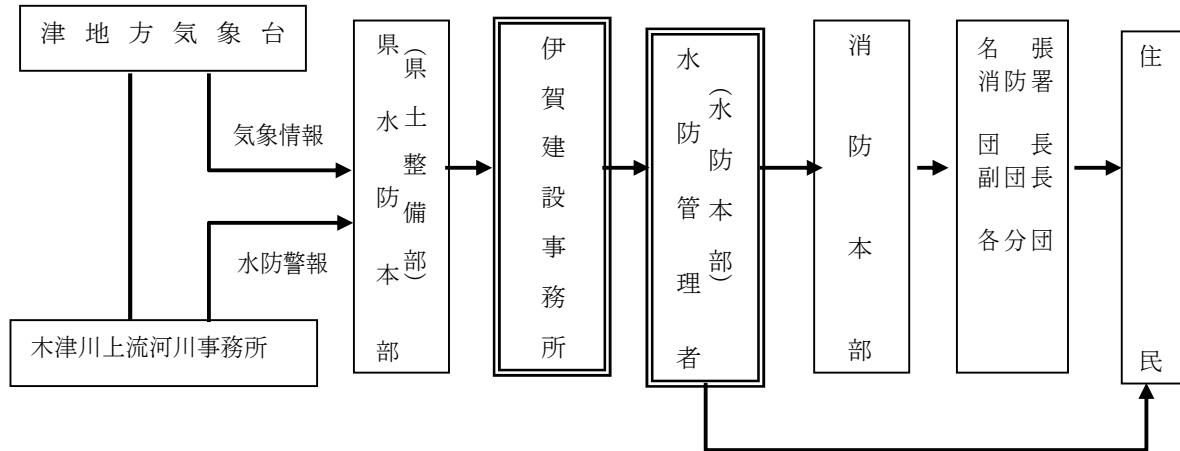
1 水防受持区域

	分団名	分団詰所	総括者	団員数	担当箇所並びに河川名	
					河川名	区 域
消防団長 副団長2	市街地分団	市街地分団 第1部ポンプ庫	市街地 分団長	36名	名張川	(1) 名張川おきつも大橋から下流鍛冶町新町の境までの右岸 (2) 鍛冶町新町の境から下流南町朝日町の境までの右岸 (3) 南町朝日町の境から東町蔵持町里の境までの右岸 (4) 行政機関水路全域
	蔵持分団	梅が丘市民センター 原出コミュニティセンター 桔梗が丘市民センター	蔵持 分団長	65名	名張川 シャックリ川	(1) 大屋戸から下流夏秋蔦生に至る流域左岸 (2) 東町里境より里シャックリ川合流点までの右岸堤防 (3) 里地内から名張川合流地点まで
	薦原分団	西田原公民館 薦生公民館	薦原 分団長	50名	小波田川 名張川	(1) 小波田川西田原地内より下流名張川合流点までの小波田川堤防 (2) 名張川薦生地内全域
	美旗分団	新田公民館	美旗 分団長	50名	小波田川	(1) 小波田川上流滝之原境界から下流東田原地内まで
	比奈知分団	下比奈知区 集会所	比奈知 分団長	55名	名張川 小波田川 花瀬川	(1) 国津境界点から下流下比奈知地内まで (2) 小波田川上流滝之原上出小場から下流小波田境界点まで (3) 花瀬川上流奈垣境界から名張川合流点まで
	錦生分団	錦生市民センター	錦生 分団長	60名	阿清水川 宇陀川 名張川	(1) 三重奈良県境から下流宇陀川合流点まで (2) 三重奈良県境から下流滝川合流点まで (3) 滝川合流点から下流名張大橋を経て山麓までの左岸
	赤目分団	赤目市民センター	赤目 分団長	50名	滝川 宇陀川	(1) 赤目滝溪谷及び下流宇陀川合流点まで (2) 滝川と宇陀川合流点から下流釜石川合流点までの右岸
	箕曲分団	箕曲市民センター	箕曲 分団長	65名	名張川 青蓮寺川 釜石川 宇陀川	(1) 下比奈知夏見境界から下流おきつも大橋までの左右岸 (2) おきつも大橋から下流新町橋までの左岸 (3) 曾爾村境から名張川合流点まで (4) 釜石川左右岸 (5) 釜石川合流点から右岸黒田橋まで
	国津分団	長瀬ポンプ庫 布生上出集会所	国津 分団長	46名	名張川 百々川 (利根川) 折戸川	(1) 美杉村境から下流上比奈知の境界点まで (2) 百々地内から折戸川合流点まで (3) 折戸川流域布生から青蓮寺湖

※ 団長は、必要に応じ他の分団の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

2 水防に関する連絡系統図

気象情報及び水防警報



3 河川、堤防の巡視等

(1) 団長は、洪水予報の通知を受けたときは、各分団長に随時河川堤防の巡視をさせて、その結果報告を受け、直ちに状況等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防信号及び標識に関する規則に定める第1信号等（以下「第何信号」という）により住民に周知するものとする。

(2) 団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号等により、団員を招集し、水防作業に当らせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(3) 団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求めるときは、直ちに第3信号等により、その旨を水防管理者に報告するものとする。

(4) 団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の立退き避難を必要と認めるときは、水防管理者の指示を受け、第4信号等により、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。なお、避難のための立退計画は次のとおりとする。

河川名	立退区域名	立退先	河川名	立退区域名	立退先
名張川	鍛冶町、榑町、上本町、丸之内、平尾、本町、新町、中町、南町、朝日町、木屋町、元町、豊後町、上八町、東町、柳原町、松崎町	名張中学校 名張小学校 名張市民センター 名張市保健センター 名張高等学校 図書館 青少年センター	名張川	夏見、瀬古口	勤労者福祉会館 箕曲小学校
			名張川	長瀬	長瀬体育館
			名張川	大屋戸、松原町、夏秋	梅が丘小学校
宇陀川	箕曲中村	箕曲小学校	名張川	蔵持町	蔵持小学校 蔵持市民センター
宇陀川	黒田、安部田	錦生体育館			
滝川	赤目町	錦生赤目小学校 一ノ井市民センター	名張川	薦生	薦原小学校 薦原市民センター

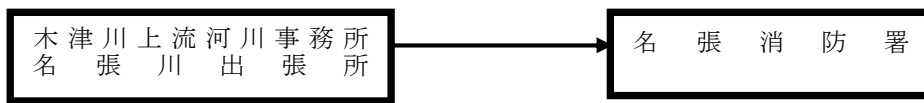
4 名張川排水樋門の操作等

(1) 名張川排水樋門は、名張川の洪水により瀬古口、夏見地区への逆流を防止し又は瀬古口、夏見地区の水位を下げ、もって災害の発生を防止することを目的とし、緊急を要する場合を除き、木津川上流河川事務所長の要請により、下記の樋門の操作に当たるものとする。

- 一、瀬古口排水第一樋門
- 二、瀬古口排水第二樋門
- 三、瀬古口排水第三樋門

(2) 樋門の操作については、水門等操作員就業規則に基づき消防職員が操作するものとし、操作員の配置については別に定める。

(3) 樋門操作連絡系統図



5 水防活動報告書

各分団長は、水防活動終了後2日以内に水防管理者に報告しなければならない。

※報告様式（市防災計画資料編参照）

第5章 公用負担

第1節 公用負担権限

水防管理者及び消防長は、法第28条の規定により水防現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用・収用
- 3 車その他の運搬具又は器具の使用
- 4 工作物その他の障害物の処分

第2節 負担権限証明書等

公用負担権限について委任を受けた者は、次に示す証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 書	
何 某	
上記の者は、〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
名張市長	印

公用負担命令票	
目的物	種類
負担の内容	使用 収用 処分
年 月 日	
様	名張市長 事務取扱者
	印 印